管理コード	要望事項（事項名）	該当法令等	制度の現状	拡充提案・関連提案に係る規制の特例措置の番号・名称	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	措置の分類	措置の内容	各府省庁からの提案に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府省庁からの再検討要請に対する回答	再々検討要請	提案主体からの再意見	「措置の分類」の再見直し	「措置の内容」の再見直し	各府省庁からの再々検討要請に対する回答	プロジェクト名	提案事項管理番号	提案主体名	都道府県	制度の所管・関係府省庁
0920010	緊急の分娩に対応するために、従事する医師が使用する自動車の緊急自動車としての指定追加	－	－		有床診療所が保有し、分娩に従事する医師が緊急の分娩に対応するために使用する外見上一般車両と変わりがない自動車を緊急自動車として指定する	産婦人科医、なかでも分娩に従事する産科医の不足により、分娩を扱う施設の閉鎖が相次いでいる。埼玉県は人口713万人と全国で5番目に多い県だが、出産が出来る産科施設(病院、診療所)数は、20～39歳の女性1万人あたり0.98施設と全国で最も少ない。わが国で誕生する新生児の約50%は有床診療所で出生している。大部分の有床診療所では、分娩に従事している医師が1人か2人しかいないため、緊急を要する帝王切開手術の時など、お互いに車を飛ばして駆け付け協力しながら乗り切っている。大学の医局などからの当直医の派遣といった後方支援も難しい現状のため、ほぼ24時間、365日待機を強いられている状況で、体力的にも精神的にも負担が大きい。さらに最新の専門知識習得のために必要な研究会や勉強会への出席もままならない。当然休日も例外ではなく、「いつ呼び出しがあるか」とたえず意識しながら行動している。実際、外出中にかなり分娩が進行した状況で妊婦が入院され、ほどなく分娩に至ることもある。入院の連絡を受け、急遽診療所への帰路を急いでいる時にも、渋滞に巻き込まれ冷や冷やした経験も少なくない。また、分娩を扱っている施設では24時間電話が繋がるため周産期医療の分野においては、1次に留まらず、一部2次救急医療も担っている。分娩を扱う1次施設(有床診療所)のこれ以上の減少は、更なる地域中核病院への負担増に直結し、周産期医療の崩壊に追い打ちをかける結果となりかねない。母児二人の命を同時に預かる産科医が安心、安全に分娩の場に駆け付け業務に従事できるように、その際に使用する自動車を緊急自動車として指定していただきたい。	－	－	規制を所管していないが、必要に応じて警察庁、国交省からの協議に応じる。	右の提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。	本提案の主旨は、「臨床の現場で、母児二人の命を同時に預かる産科医が安心、安全に分娩の場に駆け付け業務に従事出来るように」体制作りをご検討いただきたいというものです。警察庁からの回答により却下されましたが、例えば代替案として、差し迫った緊急の場合に限り、所轄の警察署への依頼に基づき、パトカーなどで先導していただき、分娩施設へ安全に速やかに到着するための手段(システム)を講じていただけますように、厳しい周産期医療の実情をご存じの厚生労働省から警察庁への協力要請など働きかけをお願いしたく存じます。	E	－	代替案については、規制の特例措置を整備する特区制度とはいえないものである。 なお、厚生労働省としては現在、国民が安心して子どもを産むことができるよう、産科医や産科を志望する医師の処遇の改善等による産科医の確保、周産期母子医療センター等への支援による産科医療機関の整備等に取り組んでいるところであり、今後とも必要な対策を講じてまいりたい。	－	－	E	－	－		1002010	医療法人　大宮林医院	埼玉県	警察庁 厚生労働省 国土交通省
0920020	大分県立看護科学大学大学院修士課程（看護学）のナースプラクティショナー養成コースを修了し、一定の専門知識と技能を有すると厚生労働大臣が認める者（以下「診療看護師」という）が、高血圧症の患者に対して包括的健康アセスメントを行えるように規制を緩和	医師法第17条	医師法（昭和23年法律第201号）第17条には、「医師でなければ医業をなしてはならない」と規定されている。		下記の条件を全て満たす場合には、診療看護師が包括的健康アセスメントを実施することができるよう規制を緩和する。 ① 医師により「本態性高血圧症」と診断され、病状が安定していることから、医師が包括的健康アセスメントを診療看護師に対して指示した患者であること ② 検査の範囲は、判断基準が数量的に示されている検査で予め医師が指示した血液検査および尿検査と脈波測定、心電図検査および胸部レントゲン検査（心胸比）とする ③ 医師による診察の結果、下記のハイリスク患者でないこと 透析患者、腎機能低下の患者、虚血性心疾患の患者、不整脈のある患者、糖尿病患者 および脳出血・脳梗塞の既往をもつ患者 ④ 病状にあらかじめ医師が示した範囲を超える変化があった場合、速やかに医師に報告し、指示を受けること [包括的健康アセスメント: 生活状態や病状について問診、視診、打診、触診、聴診を実施し、予め医師が指示した検査の中から必要な検査を行い、患者の健康状態を判断すること]	高血圧症は、日常診療の場で最も多くみられる疾患の一つで、人口の約20%が罹患している。「本態性高血圧症」は、日本人の高血圧症のうち90%以上を占め、過度のストレス、塩分の過剰摂取、喫煙、過度の飲酒、運動不足などが関与する生活習慣病の代表的疾患で、生活習慣の改善が特に重要である。 「本態性高血圧症」と診断され、病状が安定している患者が定期的に再診のため来院した場合や、患者の居宅を訪問した場合は、診療看護師が包括的健康アセスメントを行い、その結果を患者に説明することとする。それにより、丁寧に時間をかけた適切な生活習慣の改善指導や健康教育が可能となり、患者および家族の生活状態の総合的な管理ができる。 ただし、包括的健康アセスメントの結果、病状に変化があると判断した場合は、直ちに医師に報告し、指示を受けることとする。 【効果】 ① 診療看護師が検査結果について分かりやすく説明し、指導を十分に行うことにより、患者や家族の満足度を高めることができ、患者サービスに寄与できる。 ② 裁量範囲の拡大により看護職の自律の促進、キャリアアップの機会の拡大となり、質の高い看護職の確保に繋がる。 ③ 医師の負担軽減により医師が専門性の高い業務に専念することができ、医療の効率化および医療の高度化・先進化に繋がる。	C	I	・放射線を人体に照射することは、医学を総合的に学んだ医師や専門教育を受けた診療放射線技師が行わなければ患者の健康に危害を及ぼすおそれのある行為であり、看護師が行うことは認められない。 ・御提案の内容で診療行為が終了するのであれば、御提案の「患者の健康状態を判断すること」は診断であり、看護師が診断を行うことは認められないが、チーム医療の中で、医師の診断の補助として、必要な検査を行い、検査結果を医師に報告し、医師が診断を行うことは可能である。	「規制改革推進のための3か年計画（再改定）」(平成21年3月31日閣議決定)では、「専門性を高めた新しい職種（慢性的な疾患・軽度な疾患については、看護師が処置・処方・投薬ができる、いわゆるナースプラクティショナーなど）の導入について、各医療機関等の要望や実態等を踏まえ、その必要性を含め検討する。」としており、「経済財政改革の基本方針2009」(平成21年6月23日閣議決定)においては、「医師と看護師等の間の役割分担の見直し（専門看護師の業務拡大等）について、専門家会議で検討を行い、平成21年度中に具体策を取りまとめる。」としていること等から、右の提案主体から提案されている個々の業務について、その是非、具体的な対応方法についても、それぞれ個別具体的に検討の対象とすべきである。この点を中心に、検討スケジュールや内容等について明らかにされたい。 また、これに加え、右の提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。	・放射線を人体に照射することについて：人体に放射線を照射してX線撮影を行う者は、診療放射線技師であり診療看護師が撮影することはない。診療看護師は、X線撮影（単純撮影）が必要かどうかの判断を行い、撮影を依頼する。 ・包括的健康アセスメントについて：診療看護師が行う行為は包括的健康アセスメントである。医師と協働で開発したプロトコールに基づいて実施し、判断は医師の助言の下で作成した判断基準によって行う。また、医師が示した判断基準を超える変化が認められた場合には、個々の事例ごとに医師の指示（事前指示や包括指示ではない）を受けることにしている。 ・「医学を総合的に学ぶ」ことについて：診療看護師は、5年以上の臨床経験を持つ者を2年以上の大学院修士課程で養成する。包括的健康アセスメントに必要とされる医学的知識は、医師と協働で開発したカリキュラムに基づいて教授され、医学的知識（「フィジカルアセスメント」「診察診断学」「疾病学」など）に関する講義、演習、実習はそれぞれの専門領域の医師によって教授される。したがって、診療看護師が行う包括的健康アセスメントに関する医学的知識は修得できると考えている。 ・包括的健康アセスメントの定義について：「包括的健康アセスメント」の定義を、[生活状態や病状について問診、視診、打診、触診、聴診を実施し、予め医師が指示した検査の中から必要な検査項目を判断し、自ら実施またはオーダーし、その結果から患者の健康状態を判断すること]に変更する。	C	I	・御提案の内容で診療行為が終了するのであれば、御提案の「患者の健康状態を判断すること」は診断であり、看護師が診断を行うことは認められないが、チーム医療の中で、医師の診断の補助として、必要な検査を行い、検査結果を医師に報告し、医師が診断を行うことは可能である。 ・なお、看護師等の業務拡大については、「経済財政改革の基本方針2009」において、「医師と看護師等の間の役割分担の見直し（専門看護師の業務拡大等）について、専門家会議で検討を行い、平成21年度中に具体策を取りまとめる」こととされており、今後、早急に検討に着手してまいりたい。	専門家会議における検討に当たっては、「規制改革推進のための3か年計画（再改定）」(平成21年3月31日閣議決定)の「専門性を高めた新しい職種（慢性的な疾患・軽度な疾患については、看護師が処置・処方・投薬ができる、いわゆるナースプラクティショナーなど）の導入について、各医療機関等の要望や実態等を踏まえ、その必要性を含め検討する。」とされていることを踏まえ、構造改革特別区域推進本部長から諮問を受けた評価・調査委員会が十分な調査審議を行うことが可能となるように、また、当該委員会における調査審議での意見・論点等を考慮しつつ、提案主体からの提案を十分に汲み取った上で議論を進められたい。 また、あわせて右の提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。	・ご回答のとおり、提案した包括的健康アセスメントを、「医師の診断の補助」として行うとすれば、診療看護師でなくとも、看護師でも行える行為であることは十分理解している。提案の主旨は、本態性高血圧症という限定的した疾患に対して大学院修士課程で、医学に関する総合的な教育を受けた診療看護師が、医師の診断の補助としての行為ではなく、あらかじめその専門領域の医師と協働で開発したプロトコールに則り、自ら判断し実行できるようにすることである。 ・医師が不在の地域（無医地区等）あるいは、医師の常駐しない施設（訪問看護ステーション、介護老人福祉施設等）において、患者の状態を最も把握している診療看護師が、医師の指示がなければ、本態性高血圧症の包括的健康アセスメントさえできないという状況は、患者および家族に計り知れない不便あるいは不利益を与える。チーム医療の中で、診療看護師の能力を活用することが、医療保健サービスに対する患者や家族の満足度につながり、医師の負担軽減にもなる。 ・専門家会議においては、専門看護師の業務拡大ではなく、規制改革会議の第二次答申(2007年)、第三次答申(2008年)で提案されている「ナースプラクティショナー」が実現する方向で検討することを強く望む。 ・厚生労働省のご回答をみると、「診断」という行為は、医師の独占業務であり、看護師には認められない行為であると指摘されているように思われる。しかし、看護師が患者の状態を判断する「看護診断」という用語は、看護教育、看護現場で汎用され、電子カルテを導入している全国の多くの病院では、看護師が行う判断は電子カルテ上、「看護診断」とされており、診断は医師の独占業務とはいえない現状がある。	C	I	・御提案の内容で診療行為が終了するのであれば、御提案の「患者の健康状態を判断すること」は診断であり、看護師が診断を行うことは認められない。 ・なお、「経済財政改革の基本方針2009」において、「医師と看護師等の間の役割分担の見直し（専門看護師の業務拡大等）について、専門家会議で検討を行い、平成21年度中に具体策を取りまとめる」こととされていること等を受け、日本の実情に即した医師と看護師等の間の協働・連携の在り方等について検討を行うため、厚生労働大臣の下に有識者で構成される「チーム医療の推進に関する検討会」を設置し、本年8月28日に第1回検討会を開催したところである。		1003010	大分県立看護科学大学、社会医療法人敬和会大分岡病院	大分県	厚生労働省
0920030	大分県立看護科学大学大学院修士課程（看護学）のナースプラクティショナー養成コースを修了し、一定の専門知識と技能を有すると厚生労働大臣が認める者（以下「診療看護師」という）が、高血圧症の患者に対して、既に医師により処方されている薬剤を継続して処方（継続処方）できるよう規制を緩和	医師法第17条	医師法（昭和23年法律第201号）第17条には、「医師でなければ医業をなしてはならない」と規定されている。		下記の条件を全て満たす場合には、診療看護師が薬剤の継続処方を行うことができるよう規制を緩和する。 ① 医師により「本態性高血圧症」と診断され、病状が安定していることから、医師が薬剤の投与を診療看護師に対して指示した患者であること ② 薬剤は既に処方されている下記の範囲のものとする 降圧剤（Ca拮抗薬、アンギオテンシン変換酵素阻害薬（ACE阻害薬）、アンギオテンシンⅡ受容体拮抗薬（ARB））、利尿剤 ③ 下記のハイリスク患者でないこと 透析患者、腎機能低下の患者、虚血性心疾患の患者、不整脈のある患者、糖尿病患者および 脳出血・脳梗塞の既往をもつ患者 ④ 病状にあらかじめ医師が示した範囲を超える変化があった場合、速やかに医師に報告し、指示を受けること	高血圧症は、日常診療の場で最も多くみられる疾患の一つで、人口の約20%が罹患している。「本態性高血圧症」は、日本人の高血圧症のうち90%以上を占め、過度のストレス、塩分の過剰摂取、喫煙、過度の飲酒、運動不足などが関与する生活習慣病の代表的疾患で、生活習慣の改善が特に重要である。 「本態性高血圧症」と診断され病状が安定している患者が定期的に再診のため来院した場合や、患者の居宅を訪問した場合は、診療看護師が包括的健康アセスメントの結果に基づき継続処方することとする。 ただし、包括的健康アセスメントの結果、病状に変化があると判断した場合は、直ちに医師に報告し、指示を受けることとする。 【効果】 ① 診療看護師の包括的健康アセスメントに基づき薬剤の継続処方をすることで、患者は在宅や無医地区でも薬剤を入手することができるため、患者や家族の利便に繋がる。 ② 裁量範囲の拡大により看護職の自律の促進、キャリアアップの機会の拡大となり、質の高い看護職の確保に繋がる。 ③ 医師の負担軽減により医師が専門性の高い業務に専念することができ、医療の効率化および医療の高度化・先進化に繋がる。 [包括的健康アセスメント: 生活状態や病状について問診、視診、打診、触診、聴診を実施し、予め医師が指示した検査の中から必要な検査を行い、患者の包括的な健康状態を判断すること]	C	I	・薬剤の処方を行うことは、医学を総合的に学んだ医師が行わなければ患者の健康に危害を及ぼすおそれのある行為であり、看護師のみで行うことは認められない。 ・なお、在宅等で看護にあたる看護師等が、医師から処方された薬剤の定期的、常態的な投与及び管理において、患者の病態を観察した上で、医師の事前の指示に基づきその範囲内で投与量を調節することは可能である。	「規制改革推進のための3か年計画（再改定）」(平成21年3月31日閣議決定)では、「専門性を高めた新しい職種（慢性的な疾患・軽度な疾患については、看護師が処置・処方・投薬ができる、いわゆるナースプラクティショナーなど）の導入について、各医療機関等の要望や実態等を踏まえ、その必要性を含め検討する。」としており、「経済財政改革の基本方針2009」(平成21年6月23日閣議決定)においては、「医師と看護師等の間の役割分担の見直し（専門看護師の業務拡大等）について、専門家会議で検討を行い、平成21年度中に具体策を取りまとめる。」としていること等から、右の提案主体から提案されている個々の業務について、その是非、具体的な対応方法についても、それぞれ個別具体的に検討の対象とすべきである。この点を中心に、検討スケジュールや内容等について明らかにされたい。 また、これに加え、右の提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。	・「医学を総合的に学ぶ」ことについて：診療看護師は、5年以上の臨床経験を持つ者を2年以上の大学院修士課程で養成する。看護的治療マネージメントに必要とされる医学的知識は、医師と協働で開発したカリキュラムに基づいて教授され、医学的知識（「疾病学」「臨床薬理学」など）に関する講義、演習、実習はそれぞれの専門領域の医師によって教授される。したがって、診療看護師が行う限定的な処方に関する医学的知識は修得できると考えている。 ・「継続処方」について：診療看護師は「既に医師により処方されている薬剤（限定的な薬剤）」を継続して処方するものである。処方にあたっては医師と協働で開発したプロトコールに基づいて行われる。結果は、医師が最終的に確認することとしており、医師と連携をとり行われる。 ・医政局長通知解釈について：平成19年12月28日に医政局長から提示された通知で「医師の事前の指示に基づき、その範囲内で投与量を調節することができる」の中には、「薬剤の量を0にする」すなわち、中止する場合も含まれると解釈してよいことを確認したい。（高血圧症などの慢性疾患の患者に対する薬剤の投与を中止することは、継続処方より難しい判断が必要である。） ・包括的健康アセスメントの定義について：「包括的健康アセスメント」の定義を、[生活状態や病状について問診、視診、打診、触診、聴診を実施し、予め医師が指示した検査の中から必要な検査項目を判断し、自ら実施またはオーダーし、その結果から患者の健康状態を判断すること]に変更する。	C	I	・薬剤の処方を行うことは、医学を総合的に学んだ医師が行わなければ患者の健康に危害を及ぼすおそれのある行為であり、看護師のみで行うことは認められない。 ・なお、在宅等で看護にあたる看護師等が、医師から処方された薬剤の定期的、常態的な投与及び管理において、患者の病態を観察した上で、医師の事前の指示に基づきその範囲内で、薬剤の投与を一時的に中断することも含め、投与量を調節することは可能である。 ・なお、看護師等の業務拡大については、「経済財政改革の基本方針2009」において、「医師と看護師等の間の役割分担の見直し（専門看護師の業務拡大等）について、専門家会議で検討を行い、平成21年度中に具体策を取りまとめる」こととされており、今後、早急に検討に着手してまいりたい。	専門家会議における検討に当たっては、「規制改革推進のための3か年計画（再改定）」(平成21年3月31日閣議決定)の「専門性を高めた新しい職種（慢性的な疾患・軽度な疾患については、看護師が処置・処方・投薬ができる、いわゆるナースプラクティショナーなど）の導入について、各医療機関等の要望や実態等を踏まえ、その必要性を含め検討する。」とされていることを踏まえ、構造改革特別区域推進本部長から諮問を受けた評価・調査委員会が十分な調査審議を行うことが可能となるように、また、当該委員会における調査審議での意見・論点等を考慮しつつ、提案主体からの提案を十分に汲み取った上で議論を進められたい。 また、あわせて右の提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。	・提案した診療看護師の行う看護的治療マネージメントは、限定した対象者（本態性高血圧症の患者）に対し、限定した範囲内の薬物の処方を行うものであり、この看護的治療マネージメントに必要とされる教育は、大学院修士課程で総合的に行われている。提案の主旨は、このような限定的な範囲において総合的に教育を受けた診療看護師が、その専門領域の医師と協働で開発したプロトコールに則り、医師の事前の指示なしでも実施できるようにすることである。 ・医師が不在の地域（無医地区等）あるいは、医師の常駐しない施設（訪問看護ステーション、介護老人福祉施設等）において、患者の状態を最も把握している診療看護師が、医師の指示がなければ、本態性高血圧症の包括的健康アセスメントの結果に基づき、専門領域の医師と協働で開発したプロトコールに則り、限定的な薬物の処方さえできないという状況は、患者および家族に計り知れない不便あるいは不利益を与える。チーム医療の中で、診療看護師の能力を活用することが、医療保健サービスに対する患者や家族の満足度につながり、医師の負担軽減にもなる。 ・薬物の投与を一時的に中断することを含め投与量を調整することは、平成19年12月28日の厚労省医政局長通知により、診療看護師でなくとも、看護師が医師の事前の指示に基づき実施できることは十分理解している。 ・専門家会議においては、専門看護師の業務拡大ではなく、規制改革会議の第二次答申(2007年)、第三次答申(2008年)で提案されている「ナースプラクティショナー」が実現する方向で検討することを強く望む。	C	I	・薬剤の処方を行うことは、医学を総合的に学んだ医師が行わなければ患者の健康に危害を及ぼすおそれのある行為であり、看護師のみで行うことは認められない。 ・なお、「経済財政改革の基本方針2009」において、「医師と看護師等の間の役割分担の見直し（専門看護師の業務拡大等）について、専門家会議で検討を行い、平成21年度中に具体策を取りまとめる」こととされていること等を受け、日本の実情に即した医師と看護師等の間の協働・連携の在り方等について検討を行うため、厚生労働大臣の下に有識者で構成される「チーム医療の推進に関する検討会」を設置し、本年8月28日に第1回検討会を開催したところである。		1003020	大分県立看護科学大学、社会医療法人敬和会大分岡病院	大分県	厚生労働省
0920040	大分県立看護科学大学大学院修士課程（看護学）のナースプラクティショナー養成コースを修了し、一定の専門知識と技能を有すると厚生労働大臣が認める者（以下「診療看護師」という）が、褥瘡に対して、ドレッシング剤および外用薬の処方と処置が行えるよう規制を緩和	医師法第17条	医師法（昭和23年法律第201号）第17条には、「医師でなければ医業をなしてはならない」と規定されている。		在宅および介護老人保健施設等で療養中の、早期の浅い褥瘡のある患者に対して、以下の要件のもと、診療看護師が包括的アセスメントを継続的に行い、一定範囲のドレッシング剤や外用薬の処方および処置を行えるよう規制を緩和する。 ① 褥瘡の状況と処方・処置について医師に報告すること ② 一定期間経過観察し、病状に変化があれば速やかに医師に報告し、指示を受けること ③ ドレッシング剤および外用薬は下記のものとする <ドレッシング剤> ・ハイドロコロイド　・ポリウレタンフォーム <外用薬> ・カデキソマーヨウ素（一般名：カデックス） ・スルファジアジン銀（一般名：ゲーベン） ・ブロスタグランディン（一般名：ブロスタンディン） [包括的健康アセスメント: 生活状態や病状について問診、視診、打診、触診、聴診を実施し、予め医師が指示した検査の中から必要な検査を行い、患者の包括的な健康状態を判断すること]	高齢化が進み、要介護認定者が年々増加する中、在宅療養者等の褥瘡が深刻な問題となっている。褥瘡は早期発見、早期治療が重要であるが、現状では医師の診療なしでは看護職によるドレッシング剤や外用薬の処方と処置ができず、対応が遅れ悪化する場合がある。 診療看護師が褥瘡の包括的健康アセスメントを継続的に行い、その結果に基づき、早期にドレッシング剤や外用薬の処方および処置を行うことにより、褥瘡の悪化を防止することが可能となる。 【効果】 ① 褥瘡の早期の適切な処置が可能となり、悪化を防止でき、患者の身体的苦痛の軽減に寄与できる。 ② 家族の介護負担の軽減に寄与できる。 ③ 褥瘡悪化の予防が可能となり、人件費や医療材料費などの医療費の削減に繋がる。 ④ 裁量範囲の拡大により看護職の自律の促進、キャリアアップの機会の拡大となり、質の高い看護職の確保に繋がる。 ⑤ 医師の負担軽減により医師が専門性の高い業務に専念することができ、医療の効率化および医療の高度化・先進化に繋がる。	D	－	・看護師がチーム医療の中で、医師の指示の下に、診療の補助として御提案の薬剤等を用いて処置を行うことは可能である。 ・なお、薬剤の処方は看護師のみで行うことは認められないが、在宅等で看護にあたる看護師等が、医師から処方された薬剤の定期的、常態的な投与及び管理において、患者の病態を観察した上で、医師の事前の指示に基づきその範囲内で投与量を調節することは可能である。	「規制改革推進のための3か年計画（再改定）」(平成21年3月31日閣議決定)では、「専門性を高めた新しい職種（慢性的な疾患・軽度な疾患については、看護師が処置・処方・投薬ができる、いわゆるナースプラクティショナーなど）の導入について、各医療機関等の要望や実態等を踏まえ、その必要性を含め検討する。」としており、「経済財政改革の基本方針2009」(平成21年6月23日閣議決定)においては、「医師と看護師等の間の役割分担の見直し（専門看護師の業務拡大等）について、専門家会議で検討を行い、平成21年度中に具体策を取りまとめる。」としていること等から、右の提案主体から提案されている個々の業務について、その是非、具体的な対応方法についても、それぞれ個別具体的に検討の対象とすべきである。この点を中心に、検討スケジュールや内容等について明らかにされたい。 また、これに加え、右の提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。	・ドレッシング剤および外用薬の処方についての回答はどうなっているのか。 ・在宅患者の褥創の処置については、医師の事前の指示に基づいて処置を行うよりも、診療看護師が直接、患者を包括的にアセスメントした上で行う処置のほうが効果的である。 ・包括的健康アセスメントの定義について：「包括的健康アセスメント」の定義を、[生活状態や病状について問診、視診、打診、触診、聴診を実施し、予め医師が指示した検査の中から必要な検査項目を判断し、自ら実施またはオーダーし、その結果から患者の健康状態を判断すること]に変更する。	D		・看護師がチーム医療の中で、医師の指示の下に、診療の補助として御提案の薬剤等を用いて処置を行うことは可能である。 ・なお、ドレッシング剤及び外用薬等の薬剤の処方は看護師のみで行うことは認められないが、在宅等で看護にあたる看護師等が、医師から処方された薬剤の定期的、常態的な投与及び管理において、患者の病態を観察した上で、医師の事前の指示に基づきその範囲内で、投与量を調節することは可能である。 ・なお、看護師等の業務拡大については、「経済財政改革の基本方針2009」において、「医師と看護師等の間の役割分担の見直し（専門看護師の業務拡大等）について、専門家会議で検討を行い、平成21年度中に具体策を取りまとめる」こととされており、今後、早急に検討に着手してまいりたい。	専門家会議における検討に当たっては、「規制改革推進のための3か年計画（再改定）」(平成21年3月31日閣議決定)の「専門性を高めた新しい職種（慢性的な疾患・軽度な疾患については、看護師が処置・処方・投薬ができる、いわゆるナースプラクティショナーなど）の導入について、各医療機関等の要望や実態等を踏まえ、その必要性を含め検討する。」とされていることを踏まえ、構造改革特別区域推進本部長から諮問を受けた評価・調査委員会が十分な調査審議を行うことが可能となるように、また、当該委員会における調査審議での意見・論点等を考慮しつつ、提案主体からの提案を十分に汲み取った上で議論を進められたい。 また、あわせて右の提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。	・ご回答の通り、「医師の指示の下に、診療の補助として薬剤を用いて処置を行う」ことは、現行法令の範囲で、診療看護師でなくとも既に看護師が行えることは十分理解している。提案の主旨は、大学院修士課程を修了した診療看護師が、あらかじめ医師と協働で開発したプロトコールに則り、医師の事前の指示なしでドレッシング剤および外用薬の処方と処置ができることである。 ・医師が不在の地域（無医地区等）あるいは、医師の常駐しない施設（訪問看護ステーション、介護老人福祉施設等）において、患者の褥瘡の状態を常に観察し把握している診療看護師が、医師の指示がなければ、ドレッシング剤や外用薬の処方や処置さえできないということは、褥瘡を悪化させることになり、患者および家族に計り知れない不便あるいは不利益を与える。 ・医師の事前の指示なしで、提案したドレッシング剤および外用薬（副作用等も考慮し、その専門領域の医師と協働であらかじめ決定した薬剤である）を診療看護師が処方したとしても、患者の健康に危害を加える可能性は極めて少なく、褥瘡の悪化防止につながる効果のほうがはるかに大きい。	C	I	・薬剤の処方を行うことは、医学を総合的に学んだ医師が行わなければ患者の健康に危害を及ぼすおそれのある行為であり、看護師のみで行うことは認められない。 ・なお、「経済財政改革の基本方針2009」において、「医師と看護師等の間の役割分担の見直し（専門看護師の業務拡大等）について、専門家会議で検討を行い、平成21年度中に具体策を取りまとめる」こととされていること等を受け、日本の実情に即した医師と看護師等の間の協働・連携の在り方等について検討を行うため、厚生労働大臣の下に有識者で構成される「チーム医療の推進に関する検討会」を設置し、本年8月28日に第1回検討会を開催したところである。		1003030	大分県立看護科学大学、社会医療法人敬和会大分岡病院	大分県	厚生労働省
0920050	大分県立看護科学大学大学院修士課程（看護学）のナースプラクティショナー養成コースを修了し、一定の専門知識と技能を有すると厚生労働大臣が認める者（以下「診療看護師」という）が、除細動器を使用できるように規制を緩和	医師法第17条	医師法（昭和23年法律第201号）第17条には、「医師でなければ医業をなしてはならない」と規定されている。		致死的不整脈をきたした患者に対し、診療看護師が医師の指示なしで除細動器を使用できるように規制を緩和する。	重篤な不整脈により心臓からの血液の拍出がなくなり、数分後には心停止をきたす状態にある患者に対して、一瞬、強制的に電気を流し洞調律に回復させるために、除細動器を用いた処置を一刻も早く実施することが救命上重要であり、診療看護師が医師の指示なしで除細動器を使用できることとする。 既に救急救命士は、平成15年に医師の包括的指示による除細動器の使用が認められている。大学院修士課程で系統的な教育を受けた診療看護師が、医師の指示がなくても除細動器を使用することは十分可能である。 なお、一般市民も使用が可能となったAED（自動体外式除細動器）は、必要性の有無を機械が判断し、人はボタンを押すだけで医師の判断はない。 【効果】 ① 早期対処による救命が可能となり、脳障害による後遺症も少なくなる。 ② 裁量範囲の拡大により看護職の自律の促進、キャリアアップの機会の拡大となり、質の高い看護職の確保に繋がる。	D	－	・除細動器の使用は、医師が行うのでなければ衛生上危害を生ずるおそれのある行為であり、看護師が診療の補助として除細動器を使用する場合は、医師の指示が必要であるが、臨時応急の手当てとして行う場合は、医師の指示は不要である。	「規制改革推進のための3か年計画（再改定）」(平成21年3月31日閣議決定)では、「専門性を高めた新しい職種（慢性的な疾患・軽度な疾患については、看護師が処置・処方・投薬ができる、いわゆるナースプラクティショナーなど）の導入について、各医療機関等の要望や実態等を踏まえ、その必要性を含め検討する。」としており、「経済財政改革の基本方針2009」(平成21年6月23日閣議決定)においては、「医師と看護師等の間の役割分担の見直し（専門看護師の業務拡大等）について、専門家会議で検討を行い、平成21年度中に具体策を取りまとめる。」としていること等から、右の提案主体から提案されている個々の業務について、その是非、具体的な対応方法についても、それぞれ個別具体的に検討の対象とすべきである。この点を中心に、検討スケジュールや内容等について明らかにされたい。 また、これに加え、右の提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。	除細動器の使用は一刻を争う処置であるが、「緊急避難」として実施するのではなく、大学院において医学の知識を学んだ診療看護師が必要性を自ら判断し医療の現場で一般看護師と協力して実施することは不可欠なことである。「緊急避難」として行うとしたら、診療看護師に限らず誰でも可能なはずである。	D		・除細動器の使用は、医師が行うのでなければ衛生上危害を生ずるおそれのある行為であり、看護師が診療の補助として除細動器を使用する場合は、医師の指示が必要であるが、臨時応急の手当てとして行う場合は、医師の指示は不要である。	専門家会議における検討に当たっては、「規制改革推進のための3か年計画（再改定）」(平成21年3月31日閣議決定)の「専門性を高めた新しい職種（慢性的な疾患・軽度な疾患については、看護師が処置・処方・投薬ができる、いわゆるナースプラクティショナーなど）の導入について、各医療機関等の要望や実態等を踏まえ、その必要性を含め検討する。」とされていることを踏まえ、構造改革特別区域推進本部長から諮問を受けた評価・調査委員会が十分な調査審議を行うことが可能となるように、また、当該委員会における調査審議での意見・論点等を考慮しつつ、提案主体からの提案を十分に汲み取った上で議論を進められたい。 また、あわせて右の提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。	・ご回答の通り、「医師の指示の下に、除細動器を使用すること」や「臨時応急の手当て」は、現行法令の範囲で、診療看護師でなくても看護師が実施できることは十分理解している。 ・提案の主旨は、除細動器の使用は一刻を争うものであり、大学院修士課程を修了した診療看護師が、あらかじめ医師と協働で開発したプロトコールに則り、医師の指示なしに実施できるようにすることであり、このことが患者の救命に繋がる効果は大きい。	C	I	・除細動器の使用は、医師が行うのでなければ衛生上危害を生ずるおそれのある行為であり、看護師が診療の補助として除細動器を使用する場合は、医師の指示が必要である。		1003040	大分県立看護科学大学、社会医療法人敬和会大分岡病院	大分県	厚生労働省
0920060	大分県立看護科学大学大学院修士課程（看護学）のナースプラクティショナー養成コースを修了し、一定の専門知識と技能を有すると厚生労働大臣が認める者（以下「診療看護師」という）が、インフルエンザの予防接種および簡易検査キットによる検査ができるよう規制を緩和	医師法第17条	医師法（昭和23年法律第201号）第17条には、「医師でなければ医業をなしてはならない」と規定されている。		診療看護師がインフルエンザの予防接種および簡易検査キットによる検査が行えるように規制を緩和する。 ただし、予防接種の対象者は、問診において健康状態に異常がなく、現在通院していない者、深刻な既往症のない者のみとする。	インフルエンザは、感染拡大および重症化の防止の観点から予防と早期発見がきわめて重要である。毎年、老人施設などではインフルエンザが蔓延し死者を出している。またインフルエンザに既に罹患した人が、感染に気づかずに病院等を受診し院内感染の感染源となる場合がある。 診療看護師が問診、視診、打診、触診、聴診を実施し、総合的に健康状態を判断し、その結果に基づき予防接種を行うことや簡易検査キットによる検査ができれば、インフルエンザへの早期対応、蔓延防止に寄与できる。 また、今後予測されるパンデミックに陥った場合、医師は重症患者への対応に追われることは必至であり、診療看護師が予防接種や検査ができることで、社会的混乱を軽減できる。 ただし、予防接種に関しては、問診によりアレルギーやアナフィラキシーショックの既往のある場合は医師に報告し、指示を受けることとする。 【効果】 ① 診療看護師が予防接種や検査を実施できれば、施設などでの高齢者のインフルエンザの集団発生の防止に寄与できる。 ② 診療看護師が検査を実施できれば、すでにインフルエンザに罹患している患者が不用意に病院等を受診し院内感染の感染源となることを防止できる。 ③ 今後予測されるパンデミックの際の社会的混乱を軽減できる。 ④ 裁量範囲の拡大により看護職の自律の促進、キャリアアップの機会の拡大となり、質の高い看護職の確保に繋がる。 ⑤ 医師の負担軽減により医師が専門性の高い業務に専念することができ、医療の効率化および医療の高度化・先進化に繋がる。	C	I	・医師の指示の下に、「インフルエンザの予防接種および簡易検査キットによる検査」を看護師が行うことは可能である。	「規制改革推進のための3か年計画（再改定）」(平成21年3月31日閣議決定)では、「専門性を高めた新しい職種（慢性的な疾患・軽度な疾患については、看護師が処置・処方・投薬ができる、いわゆるナースプラクティショナーなど）の導入について、各医療機関等の要望や実態等を踏まえ、その必要性を含め検討する。」としており、「経済財政改革の基本方針2009」(平成21年6月23日閣議決定)においては、「医師と看護師等の間の役割分担の見直し（専門看護師の業務拡大等）について、専門家会議で検討を行い、平成21年度中に具体策を取りまとめる。」としていること等から、右の提案主体から提案されている個々の業務について、その是非、具体的な対応方法についても、それぞれ個別具体的に検討の対象とすべきである。この点を中心に、検討スケジュールや内容等について明らかにされたい。 また、これに加え、右の提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。	医師の常駐していない介護老人保健施設や介護老人福祉施設において、個々の患者ごとに医師の指示（処方する際に、対面で診療する必要がある）を得ることは実質的に不可能である。診療看護師が対象者の健康状態を包括的にアセスメントし判断して実施することがインフルエンザの大流行、特に高齢者間の流行を防ぐことができると考える。	C	I	・医師の指示の下に、看護師が「インフルエンザの予防接種および簡易検査キットによる検査」を行うことは、可能である。 ・なお、看護師等の業務拡大については、「経済財政改革の基本方針2009」において、「医師と看護師等の間の役割分担の見直し（専門看護師の業務拡大等）について、専門家会議で検討を行い、平成21年度中に具体策を取りまとめる」こととされており、今後、早急に検討に着手してまいりたい。	専門家会議における検討に当たっては、「規制改革推進のための3か年計画（再改定）」(平成21年3月31日閣議決定)の「専門性を高めた新しい職種（慢性的な疾患・軽度な疾患については、看護師が処置・処方・投薬ができる、いわゆるナースプラクティショナーなど）の導入について、各医療機関等の要望や実態等を踏まえ、その必要性を含め検討する。」とされていることを踏まえ、構造改革特別区域推進本部長から諮問を受けた評価・調査委員会が十分な調査審議を行うことが可能となるように、また、当該委員会における調査審議での意見・論点等を考慮しつつ、提案主体からの提案を十分に汲み取った上で議論を進められたい。 また、あわせて右の提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。	・ご回答の通り、「医師の指示の下に、予防接種および簡易検査キットによる検査」は、現行法令のもとで、診療看護師でなくても看護師が行えることは十分理解している。 ・提案の主旨は、医師の常駐していない介護老人福祉施設や学校において、大学院修士課程を修了した診療看護師が、あらかじめ医師と協働で開発したプロトコールに則り、医師の事前の指示なしでも、予防接種および簡易検査キットによる検査ができるようにすることであり、これが可能となれば、今秋以降発生の危惧されるインフルエンザの感染の拡大を防止でき、特に高齢者や若年者間の流行防止に繋がる。	C	I	・予防接種及び簡易検査キットによる検査を行うことは、医学を総合的に学んだ医師が行わなければ患者の健康に危害を及ぼすおそれのある行為であり、看護師のみで行うことは認められない。 ・なお、「経済財政改革の基本方針2009」において、「医師と看護師等の間の役割分担の見直し（専門看護師の業務拡大等）について、専門家会議で検討を行い、平成21年度中に具体策を取りまとめる」こととされていること等を受け、日本の実情に即した医師と看護師等の間の協働・連携の在り方等について検討を行うため、厚生労働大臣の下に有識者で構成される「チーム医療の推進に関する検討会」を設置し、本年8月28日に第1回検討会を開催したところである。		1003050	大分県立看護科学大学、社会医療法人敬和会大分岡病院	大分県	厚生労働省
0920070	大分県立看護科学大学大学院修士課程（看護学）のナースプラクティショナー養成コースを修了し、一定の専門知識と技能を有すると厚生労働大臣が認める者（以下「診療看護師」という）が、下肢末梢血管閉塞症の患者に対して包括的健康アセスメントが行えるよう規制を緩和	医師法第17条	医師法（昭和23年法律第201号）第17条には、「医師でなければ医業をなしてはならない」と規定されている。		下記の条件を全て満たす場合には、診療看護師が包括的健康アセスメントを実施することができるよう規制を緩和する。 ① 医師により「下肢末梢血管閉塞症」と診断され、病状が安定していることから、医師が包括的健康アセスメントを診療看護師に対して指示した患者であること ② 検査の範囲は、判断基準が示されている検査で予め医師が指示した脈波検査、ABI（足関節上腕血圧比）、SPP（皮膚還流圧）とする ③ ハイリスク（腎疾患、肝疾患、心疾患）患者でないこと ④ 病状にあらかじめ医師が示した範囲を超える変化があった場合、速やかに医師に報告し、指示を受けること [包括的健康アセスメント: 生活状態や病状について問診、視診、打診、触診、聴診を実施し、予め医師が指示した検査のなかから必要な検査を行い、患者の包括的な健康状態を判断すること]	高齢化および糖尿病や慢性腎不全患者の増加に伴い、下肢の末梢血管閉塞症の患者が増加している。この疾患は、肥満、高血圧、脂質異常、喫煙などが高血糖と重なって発症するため、個別的な生活習慣の改善や健康教育などにより患者の生活状態の総合的な管理を行うことが必要である。「下肢末梢血管閉塞症」は、局所的な障害で直接生命を脅かすものではないが、徐々に進行し、悪化すれば安静時疼痛、潰瘍形成、大腿切断へ進行しQOL（生活の質）は著しく低下する。また、心筋梗塞や脳梗塞などを合併すると生命の危険を伴うこともある。 診療看護師が包括的健康アセスメントを行い、丁寧に時間をかけた適切な生活習慣の改善指導や健康教育を行うことで、症状の悪化を防止し血行再建手術や下肢切断の回避も可能となる。 ただし、包括的健康アセスメントの結果、病状に変化があると判断した場合は、直ちに医師に報告し、指示を受けることとする。 【効果】 ① 診療看護師が丁寧に検査結果について説明し生活指導を行うことで、疾患の進行を遅らせることが可能となり、患者および家族の満足度や自己管理能力を高めることができる。 ② 裁量範囲の拡大により看護職の自律の促進、キャリアアップの機会の拡大となり、質の高い看護職の確保に繋がる。 ③ 医師の負担軽減により医師が専門性の高い業務に専念することができ、医療の効率化および医療の高度化・先進化に繋がる。	C	I	・御提案の内容で診療行為が終了するのであれば、御提案の「患者の健康状態を判断すること」は診断であり、看護師が診断を行うことは認められないが、チーム医療の中で、医師の診断の補助として、必要な検査を行い、検査結果を医師に報告し、医師が診断を行うことは可能である。	「規制改革推進のための3か年計画（再改定）」(平成21年3月31日閣議決定)では、「専門性を高めた新しい職種（慢性的な疾患・軽度な疾患については、看護師が処置・処方・投薬ができる、いわゆるナースプラクティショナーなど）の導入について、各医療機関等の要望や実態等を踏まえ、その必要性を含め検討する。」としており、「経済財政改革の基本方針2009」(平成21年6月23日閣議決定)においては、「医師と看護師等の間の役割分担の見直し（専門看護師の業務拡大等）について、専門家会議で検討を行い、平成21年度中に具体策を取りまとめる。」としていること等から、右の提案主体から提案されている個々の業務について、その是非、具体的な対応方法についても、それぞれ個別具体的に検討の対象とすべきである。この点を中心に、検討スケジュールや内容等について明らかにされたい。 また、これに加え、右の提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。	・包括的健康アセスメントについて：診療看護師が行う行為は包括的健康アセスメントである。医師と協働で開発したプロトコールに基づいて実施し、判断は医師の助言の下で作成した判断基準によって行う。また、医師が示した判断基準を超える変化が認められた場合には、個々の事例ごとに医師の指示（事前指示や包括指示ではない）を受けることにしている。 ・「医学を総合的に学ぶ」ことについて：診療看護師は、5年以上の臨床経験を持つ者を2年以上の大学院修士課程で養成する。包括的健康アセスメントに必要とされる医学的知識は、医師と協働で開発したカリキュラムに基づいて教授され、医学的知識（「フィジカルアセスメント」「診察診断学」「疾病学」など）に関する講義、演習、実習はそれぞれの専門領域の医師によって教授される。したがって、診療看護師が行う包括的健康アセスメントに関する医学的知識は修得できると考えている。 ・包括的健康アセスメントの定義について：提案書にある「包括的健康アセスメント」の定義を、[生活状態や病状について問診、視診、打診、触診、聴診を実施し、予め医師が指示した検査の中から必要な検査項目を判断し、自ら実施またはオーダーし、その結果から患者の健康状態を判断すること]に変更する。	C	I	・御提案の内容で診療行為が終了するのであれば、御提案の「患者の健康状態を判断すること」は診断であり、看護師が診断を行うことは認められないが、チーム医療の中で、医師の診断の補助として、必要な検査を行い、検査結果を医師に報告し、医師が診断を行うことは可能である。 ・なお、看護師等の業務拡大については、「経済財政改革の基本方針2009」において、「医師と看護師等の間の役割分担の見直し（専門看護師の業務拡大等）について、専門家会議で検討を行い、平成21年度中に具体策を取りまとめる」こととされており、今後、早急に検討に着手してまいりたい。	専門家会議における検討に当たっては、「規制改革推進のための3か年計画（再改定）」(平成21年3月31日閣議決定)の「専門性を高めた新しい職種（慢性的な疾患・軽度な疾患については、看護師が処置・処方・投薬ができる、いわゆるナースプラクティショナーなど）の導入について、各医療機関等の要望や実態等を踏まえ、その必要性を含め検討する。」とされていることを踏まえ、構造改革特別区域推進本部長から諮問を受けた評価・調査委員会が十分な調査審議を行うことが可能となるように、また、当該委員会における調査審議での意見・論点等を考慮しつつ、提案主体からの提案を十分に汲み取った上で議論を進められたい。 また、あわせて右の提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。	・ご回答のとおり、提案した包括的健康アセスメントを、「医師の診断の補助」として行うとすれば、診療看護師でなくとも、看護師でも行える行為であることは十分理解している。提案の主旨は、下肢末梢血管閉塞症という限定的した疾患に対して大学院修士課程で、医学に関する総合的な教育を受けた診療看護師が、医師の診断の補助としての行為ではなく、あらかじめその専門領域の医師と協働で開発したプロトコールに則り、自ら判断し実行できるようにすることである。 ・医師が不在の地域（無医地区等）あるいは、医師の常駐しない施設（訪問看護ステーション、介護老人福祉施設等）において、患者の状態を最も把握している診療看護師が、医師の指示がなければ、下肢末梢血管閉塞症の包括的健康アセスメントさえできないという状況は、患者および家族に計り知れない不便あるいは不利益を与える。チーム医療の中で、診療看護師の能力を活用することが、医療保健サービスに対する患者や家族の満足度につながり、医師の負担軽減にもなる。 ・専門家会議においては、専門看護師の業務拡大ではなく、規制改革会議の第二次答申(2007年)、第三次答申(2008年)で提案されている「ナースプラクティショナー」が実現する方向で検討することを強く望む。 ・厚生労働省のご回答をみると、「診断」という行為は、医師の独占業務であり、看護師には認められない行為であると指摘されているように思われる。しかし、看護師が患者の状態を判断する「看護診断」という用語は、看護教育、看護現場で汎用され、電子カルテを導入している全国の多くの病院では、看護師が行う判断は電子カルテ上、「看護診断」とされており、診断は医師の独占業務とはいえない現状がある。	C	I	・御提案の内容で診療行為が終了するのであれば、御提案の「患者の健康状態を判断すること」は診断であり、看護師が診断を行うことは認められない。 ・なお、「経済財政改革の基本方針2009」において、「医師と看護師等の間の役割分担の見直し（専門看護師の業務拡大等）について、専門家会議で検討を行い、平成21年度中に具体策を取りまとめる」こととされていること等を受け、日本の実情に即した医師と看護師等の間の協働・連携の在り方等について検討を行うため、厚生労働大臣の下に有識者で構成される「チーム医療の推進に関する検討会」を設置し、本年8月28日に第1回検討会を開催したところである。		1003060	大分県立看護科学大学、社会医療法人敬和会大分岡病院	大分県	厚生労働省

管理コード	要望事項（事項名）	該当法令等	制度の現状	拡充提案・関連提案に係る規制の特例措置の番号・名称	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由
0920080	大分県立看護科学大学大学院修士課程（看護学）のナースプラクティショナー養成コースを修了し、一定の専門知識と技能を有すると厚生労働大臣が認める者（以下「診療看護師」という）が、下肢末梢血管閉塞症の患者に対して、既に医師により処方されている運動療法・処置および薬剤を継続して処方（継続処方）を行えるよう規制を緩和	医師法第17条	医師法（昭和23年法律第201号）第17条には、「医師でなければ医業をなしてはならない」と規定されている。		下記の条件を全て満たす場合には、診療看護師が運動療法・処置および薬剤の継続処方が行えるよう規制を緩和する。 ① 医師により「下肢末梢血管閉塞症」と診断され、病状が安定していることから、医師が包括的健康アセスメントを診療看護師に対して指示した患者であること ② 運動療法は、既に医師により指示されている範囲内とする ③ 処置は、外用薬、ドレッシング剤による処置や陥入爪の予防のための処置とする ④ 薬剤は既に医師により処方されている下記の範囲のものとする 外用薬、ドレッシング剤、抗血小板薬、プロスタサイクリン製剤、血管拡張剤（アンギオテンシン変換酵素阻害薬（ACE阻害薬）、アンギオテンシンⅡ受容体拮抗薬（ARB）） ⑤ ハイリスク（腎疾患、肝疾患、心疾患）患者でないこと ⑥ 病状にあらかじめ医師が示した範囲を超える変化があった場合、速やかに医師に報告し、指示を受けること	高齢化および糖尿病や慢性腎不全患者の増加に伴い、下肢の末梢血管閉塞症の患者が増加している。この疾患は、肥満、高血圧、脂質異常、喫煙などが高血糖と重なって発症するため、個別的な生活習慣の改善や健康教育などを行うことが必要である。「下肢末梢血管閉塞症」は、局所的な障害で直接生命を脅かすものではないが、徐々に進行し、悪化すれば安静時疼痛、潰瘍形成、大腿切断へ進行しQOL（生活の質）は著しく低下する。また、心筋梗塞や脳梗塞などを合併すると生命の危険を伴うこともある。 診療看護師が包括的健康アセスメントの結果に基づき、既に医師により処方されている運動療法・処置、薬剤の継続処方ができることとする。 ただし、包括的健康アセスメントの結果、病状に変化があると判断した場合には、直ちに医師に報告し、指示を受けることとする。 【効果】 ① 診療看護師による適切で継続的な処置が可能となり、血行再建手術や下肢切断の回避が可能となる。 ② 継続的な処置により症状悪化の防止に繋がり、患者の身体的苦痛の軽減、家族の介護負担の軽減に寄与できる。 ③ 裁量範囲の拡大により看護職の自律の促進、キャリアアップの機会の拡大となり、質の高い看護職の確保に繋がる。 ④ 医師の負担軽減により医師が専門性の高い業務に専念することができ、医療の効率化および医療の高度化・先進化に繋がる。 [包括的健康アセスメント: 生活状態や病状について問診、視診、打診、触診、聴診を実施し、予め医師が指示した検査のなかから必要な検査を行い、患者の包括的な健康状態を判断すること]
0920090	大分県立看護科学大学大学院修士課程（看護学）のナースプラクティショナー養成コースを履修している学生（以下「診療看護師学生」という）が、包括的健康アセスメント（検査を含む。）、処方、処置を実習として実施することを許容すること。	医師法第17条	医師法（昭和23年法律第201号）第17条には、「医師でなければ医業をなしてはならない」と規定されている。		下記の条件を全て満たす場合には、診療看護師学生が医療機関等における実習として、包括的健康アセスメント（検査を含む。）、処方、処置を実施することを許容すること。 ① 事前に医師の了承を得ること ② 医師の指導監督の下で行うこと ③ 医師に報告し確認を得ること ④ 医師は別途実習対象になった患者に対し自ら診察を行うこと	診療看護師養成コースの履修を修了するには、医療機関等において実際の患者に接して包括的健康アセスメント（検査を含む。）、処置、処方を実践することが不可欠である。 この場合、診療看護師学生の行う包括的健康アセスメント、処置、処方に関しては、実際に行う前に必ず医師の了承を得た上で、医師の指導監督下で行うこととする。また、包括的健康アセスメント（検査を含む。）の経過および結果についても、診療看護師学生は必ず医師に報告する。 医師は自らの責任において別途実習対象になった患者に対し、自ら診察を行うこととする。 将来診療看護師となるために教育上不可欠な医師の指導監督の下での実習としての医療行為は、医師が自らの責任の下に行っているものと法的な性格においては差異はないと考えられる。以上について確認の上、円滑に履修を実行したい。
0920100	大分県立看護科学大学大学院修士課程（看護学）のナースプラクティショナー養成コースを修了し、一定の専門知識と技能を有すると厚生労働大臣が認める者（以下「診療看護師」という）が病状の安定している慢性疾患（高血圧症、糖尿病、慢性閉塞性肺疾患など）患者に対して包括的健康アセスメントを行うことができるよう規制を緩和	医師法第17条	医師法（昭和23年法律第201号）第17条には、「医師でなければ医業をなしてはならない」と規定されている。		下記条件の全てを満たす場合は、診療看護師が包括的健康アセスメントを実施することができるようにする。 ① 医師不足の医療施設等または医療サービスが十分に行き届かない在宅で行うものとする ② 病状が安定していると診断されている慢性疾患（高血圧症、糖尿病、慢性閉塞性肺疾患など）患者とする ③ 検査項目は、予め決められた範囲内とする ④ 患者の病状が想定外に変化した場合は、直ちに医師に報告し、指示を受けること [包括的健康アセスメント: 生活状態や病状について問診、視診、打診、触診、聴診を実施し、予め決められた検査の中から必要な検査を行い、患者の包括的な健康状態を判断すること]	医師不足の医療施設等または医療サービスが十分に行き届かない在宅では、病状の安定した慢性疾患患者が外来等で長時間待たされたり、わざわざ来院しなければならないなど、様々な不便が生じている。 【効果】 ① 診療看護師が患者の病状について患者および家族と時間をかけてコミュニケーションすることにより、包括的な健康状態をアセスメントすることができ、患者や家族の満足度を高め、さらに、居宅を訪問することにより利便性に繋がる。 ② 現状において十分な医療サービスが提供されていない地域住民に対し、きめ細かい医療サービスを提供することが可能となる。 ③ 裁量範囲の拡大により看護職の自律の促進、キャリアアップの機会の拡大となり、質の高い看護職の確保に繋がる。 ④ 医師は医師でなければ行えない専門的な医療に専念できるようになり、医療の効率化、高度化、先進化に繋がる。
0920110	大分県立看護科学大学大学院修士課程（看護学）のナースプラクティショナー養成コースを修了し、一定の専門知識と技能を有すると厚生労働大臣が認める者（以下「診療看護師」という）が、症状の安定している慢性疾患（高血圧症、糖尿病、慢性閉塞性肺疾患など）患者に対して、看護的治療マネージメントを行うことができるよう規制を緩和	医師法第17条	医師法（昭和23年法律第201号）第17条には、「医師でなければ医業をなしてはならない」と規定されている。		下記条件の全てを満たす場合は、診療看護師が看護的治療マネージメントを実施できるようにする。 ① 医師不足の医療施設等または医療サービスが十分に行き届かない在宅で行うものとする ② 症状が安定していると診断されている慢性疾患（高血圧症、糖尿病、慢性閉塞性肺疾患など）患者とする ③ 処方する薬剤と処置は予め決められた範囲内とする ④ 行為の中で疑義が生じた場合あるいは診療看護師が自ら判断することが難しい場合は、直ちに医師に報告し、指示を受けること [包括的健康アセスメント： 生活状態や病状について問診、視診、打診、触診、聴診を実施し、予め決められた検査の中から必要な検査を行い、患者の包括的な健康状態を判断すること] [看護的治療マネージメント： 患者の病状に応じた生活指導、健康指導等を行い、必要な場合には予め決められた範囲内の処置および薬剤の処方も行うこと]	医師不足の医療施設等または医療サービスが十分に行き届かない在宅では、病状の安定した慢性疾患患者が外来等で長時間待たされたり、わざわざ来院しなければならないなど、様々な不便が生じている。 【効果】 ① 診療看護師が患者の病状について丁寧に説明し、患者の生活状態に応じた個別的な生活指導、健康指導等を行うことにより、患者や家族の満足度を高めることができ、不必要な薬剤投与が避けられ、医療費の節減につながる。 ② 現状において十分な医療サービスが提供されていない地域住民に対し、きめ細かい医療サービスを提供することが可能となる。 ③ 裁量範囲の拡大により看護職の自律の促進、キャリアアップの機会の拡大となり、質の高い看護職の確保に繋がる。 ④ 医師は医師でなければ行えない専門的な医療に専念できるようになり、医療の効率化、高度化、先進化に繋がる。
0920120	大分県立看護科学大学大学院修士課程（看護学）のナースプラクティショナー養成コースを修了し、一定の専門知識と技能を有すると厚生労働大臣が認める者（以下「診療看護師」という）が、発熱、下痢、便秘、悪心・嘔吐、頭部を除く打撲、捻挫などを訴える患者に包括的健康アセスメントを行うことができるよう規制を緩和	医師法第17条	医師法（昭和23年法律第201号）第17条には、「医師でなければ医業をなしてはならない」と規定されている。		下記条件の全てを満たす場合は、診療看護師が包括的健康アセスメントを実施することができるようにする。 ① 医師不足の医療施設等または医療サービスが十分に行き届かない在宅で行うものとする ② 発熱、下痢、便秘、悪心・嘔吐、頭部を除く打撲、捻挫などの症状を訴える患者とする ③ 検査項目は、予め決められた範囲内とする ④ 患者の病状が、あらかじめ示された範囲の疾患の症状を超えていると判断した場合は、直ちに医師に報告し、指示を受けること [包括的健康アセスメント： 生活状態や病状について問診、視診、打診、触診、聴診を実施し、予め決められた範囲の検査の中から必要な検査を行い、患者の包括的な健康状態を判断すること]	医師不足の医療施設等または医療サービスが十分に行き届かない在宅では、軽症の患者が外来等で長時間待たされたり、わざわざ来院しなければならないなど、様々な不便が生じている。 【効果】 ① 診療看護師が患者の病状について患者および家族と時間をかけてコミュニケーションすることにより、包括的な健康状態をアセスメントすることができ、患者や家族の満足度を高め、さらに、居宅を訪問することにより利便性に繋がる。 ② 現状において十分な医療サービスが提供されていない地域住民に対し、きめ細かい医療サービスを提供することが可能となる。 ③ 裁量範囲の拡大により看護職の自律の促進、キャリアアップの機会の拡大となり、質の高い看護職の確保に繋がる。 ④ 医師は医師でなければ行えない専門的な医療に専念できるようになり、医療の効率化、高度化、先進化に繋がる。
0920130	大分県立看護科学大学大学院修士課程（看護学）のナースプラクティショナー養成コースを修了し、一定の専門知識と技能を有すると厚生労働大臣が認める者（以下「診療看護師」という）が、発熱、下痢、便秘、悪心・嘔吐、頭部を除く打撲、捻挫などを訴える患者に対して、看護的治療マネージメントを行うことができるよう規制を緩和	医師法第17条	医師法（昭和23年法律第201号）第17条には、「医師でなければ医業をなしてはならない」と規定されている。		下記条件の全てを満たす場合は、診療看護師が包括的健康アセスメントを行い、病状が軽微であると判断した場合、看護的治療マネージメントを実施できることとする。 ① 医師不足の医療施設等または医療サービスが十分に行き届かない在宅で行うものとする ② 発熱、下痢、便秘、悪心・嘔吐、頭部を除く打撲、捻挫などの症状を訴える患者に行うものとする ③ 処方薬剤と処置は予め決められた範囲内とする ④ 疑義が生じた場合あるいは診療看護師では自ら判断することが難しい場合は、直ちに医師に報告し、指示を受けること [包括的健康アセスメント： 生活状態や病状について問診、視診、打診、触診、聴診を実施し、予め決められた範囲の検査の中から必要な検査を行い、患者の包括的な健康状態を判断すること] [看護的治療マネージメント： 患者の病状に応じた生活指導、健康指導等を行い、必要な場合には予め決められた範囲内の処置および薬剤の処方も行うこと]	医師不足の医療施設等または医療サービスが十分に行き届かない在宅では、軽症の患者が外来等で長時間待たされたり、わざわざ来院しなければならないなど、様々な不便が生じている。 【効果】 ① 診療看護師が患者の病状について丁寧に説明し、患者の生活状態に応じた個別的な生活指導、健康指導等を行うことにより、患者や家族の満足度を高めることができ、不必要な薬剤投与が避けられ、医療費の節減につながる。 ② 現状において十分な医療サービスが提供されていない地域住民に対し、きめ細かい医療サービスを提供することが可能となる。 ③ 裁量範囲の拡大により看護職の自律の促進、キャリアアップの機会の拡大となり、質の高い看護職の確保に繋がる。 ④ 医師は医師でなければ行えない専門的な医療に専念できるようになり、医療の効率化、高度化、先進化に繋がる。
0920140	大分県立看護科学大学大学院修士課程（看護学）のナースプラクティショナー養成コースを修了し、一定の専門知識と技能を有すると厚生労働大臣が認める者（以下「診療看護師」という）が、在宅で終末期ケアを行ってきた患者の死亡を確認することができるよう規制を緩和	医師法第17条	医師法（昭和23年法律第201号）第17条には、「医師でなければ医業をなしてはならない」と規定されている。		下記条件の全てを満たす場合は、診療看護師が死亡を確認することができるようにする。 ① 医療サービスが十分行き届かない在宅であること ② 在宅で終末期ケアを行ってきた患者であること ③ 死亡原因および死亡に至る経過が予測した範囲内であること ④ 事後に診療看護師は死亡の報告書を作成し、医師に報告すること	医療サービスが十分に行き届かない在宅医療では、死亡した時点から医師による死亡の確認まで時間を要し、死後の処置や弔いに関する措置ができないことなどから、様々な不便が生じている。 【効果】 ① 診療看護師が死亡を確認することが可能となれば患者の家族等の利便性が向上する。 ② 在宅での臨終を希望する患者および家族の意向に沿うことが可能となる。 ③ 裁量範囲の拡大により看護職の自律の促進、キャリアアップの機会の拡大となり、質の高い看護職の確保に繋がる。 ④ 医師不足地域の医師の負担軽減につながる。

管理コード	措置の分類	措置の内容	各府省庁からの提案に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見
0920080	C	Ⅰ	・看護師が医師の指示のもと、診療の補助として運動療法や処置を行うことは可能である。 ・薬剤の処方を行うことは、医学を総合的に学んだ医師が行わなければ患者の健康に危害を及ぼすおそれのある行為であり、看護師のみで行うことは認められない。 ・なお、在宅等で看護にあたる看護師等が、医師から処方された薬剤の定期的、常態的な投与及び管理において、患者の病態を観察した上で、医師の事前の指示に基づきその範囲内で投与量を調節することは可能である。	「規制改革推進のための3か年計画（再改定）」（平成21年3月31日閣議決定）では、「専門性を高めた新しい職種（慢性的な疾患・軽度な疾患については、看護師が処置・処方・投薬ができる、いわゆるナースプラクティショナーなど）の導入について、各医療機関等の要望や実態等を踏まえ、その必要性を含め検討する。」としており、「経済財政改革の基本方針2009」（平成21年6月23日閣議決定）においては、「医師と看護師等の間の役割分担の見直し（専門看護師の業務拡大等）について、専門家会議で検討を行い、平成21年度中に具体策を取りまとめる。」としていること等から、右の提案主体から提案されている個々の業務について、その是非、具体的な対応方法についても、それぞれ個別具体的に検討の対象とすべきである。この点を中心に、検討スケジュールや内容等について明らかにされたい。 また、これに加え、右の提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。	・「医学を総合的に学ぶ」ことについて：診療看護師は、5年以上の臨床経験を持つ者を2年以上の大学院修士課程で養成する。包括的健康アセスメントや看護的治療マネージメントに必要とされる医学的知識は、医師と協働で開発したカリキュラムに基づいて教授され、医学的知識（「フィジカルアセスメント」「診察診断学」「疾病学」「臨床薬理学」など）に関する講義、演習、実習はそれぞれの専門領域の医師によって教授される。したがって、診療看護師が分掌する予定の医学的知識は修得できると考えている。 ・限定的な処方は、「既に医師により処方されている薬剤」を、処方するものである。結果は、担当の医師が最終的に確認することとしており、医師との連携の下で行っている。 ・医政局長通知解釈について：平成19年12月28日に医政局長から提示された通知で「医師の事前の指示に基づき、その範囲内で投与量を調節することができる」の中には、「薬剤の量を0にする」すなわち、中止する場合も含まれると解釈してよいことを確認したい。（高血圧症などの慢性疾患の患者に対する薬剤の投与を中止することは、継続処方より難しい判断を必要とする。） ・包括的健康アセスメントの定義について：提案書にある「包括的健康アセスメント」の定義を、[生活状態や病状について問診、視診、打診、触診、聴診を実施し、予め医師が指示した検査の中から必要な検査項目を判断し、自ら実施またはオーダーし、その結果から患者の健康状態を判断すること]に変更する。
0920090	C	Ⅰ	・看護師の養成課程においては、看護師として行うことが可能な業務を指導教官の監督の下、実習を行うことは可能であるが、今回提案事項管理番号「1003010」等で御提案されている全ての行為を実習で行うことは認められない。	「規制改革推進のための3か年計画（再改定）」（平成21年3月31日閣議決定）では、「専門性を高めた新しい職種（慢性的な疾患・軽度な疾患については、看護師が処置・処方・投薬ができる、いわゆるナースプラクティショナーなど）の導入について、各医療機関等の要望や実態等を踏まえ、その必要性を含め検討する。」としており、「経済財政改革の基本方針2009」（平成21年6月23日閣議決定）においては、「医師と看護師等の間の役割分担の見直し（専門看護師の業務拡大等）について、専門家会議で検討を行い、平成21年度中に具体策を取りまとめる。」としていること等から、右の提案主体から提案されている個々の業務について、その是非、具体的な対応方法についても、それぞれ個別具体的に検討の対象とすべきである。この点を中心に、検討スケジュールや内容等について明らかにされたい。 また、これに加え、右の提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。	・臨地実習は診療看護師の質の向上を図る上で不可欠である。厚生労働省等からの政策提案が行われている医療職間の業務拡大を実現していく過程では欠かすことができない。 ・診療看護師学生の医療機関等での実習については、医師の指導・監督の下で行うものである。また、実習にかかわる医師は個々の事例ごとに医師が自ら診察等を行い確認することとしている。したがって、医療安全の視点から、患者の医師の診断を受けるという権利を保障する視点からも問題はないと考えている。 ・包括的健康アセスメントの定義について：提案書にある「包括的健康アセスメント」の定義を、[生活状態や病状について問診、視診、打診、触診、聴診を実施し、予め医師が指示した検査の中から必要な検査項目を判断し、自ら実施またはオーダーし、その結果から患者の健康状態を判断すること]に変更する。
0920100	C	Ⅰ	・御提案の内容で診療行為が終了するのであれば、御提案の「患者の健康状態を判断すること」は診断であり、看護師が診断を行うことは認められないが、チーム医療の中で、医師の診断の補助として、必要な検査を行い、検査結果を医師に報告し、医師が診断を行うことは可能である。	「規制改革推進のための3か年計画（再改定）」（平成21年3月31日閣議決定）では、「専門性を高めた新しい職種（慢性的な疾患・軽度な疾患については、看護師が処置・処方・投薬ができる、いわゆるナースプラクティショナーなど）の導入について、各医療機関等の要望や実態等を踏まえ、その必要性を含め検討する。」としており、「経済財政改革の基本方針2009」（平成21年6月23日閣議決定）においては、「医師と看護師等の間の役割分担の見直し（専門看護師の業務拡大等）について、専門家会議で検討を行い、平成21年度中に具体策を取りまとめる。」としていること等から、右の提案主体から提案されている個々の業務について、その是非、具体的な対応方法についても、それぞれ個別具体的に検討の対象とすべきである。この点を中心に、検討スケジュールや内容等について明らかにされたい。 また、これに加え、右の提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。	・包括的健康アセスメントについて：診療看護師が行う行為は包括的健康アセスメントである。医師と協働で開発したプロトコールに基づいて実施し、判断は医師の助言の下で作成した判断基準によって行う。また、医師が示した判断基準を超える変化が認められた場合には、個々の事例ごとに医師の指示（事前指示や包括指示ではない）を受けることにしている。 ・「医学を総合的に学ぶ」ことについて：診療看護師は、5年以上の臨床経験を持つ者を2年以上の大学院修士課程で養成する。包括的健康アセスメントに必要とされる医学的知識は、医師と協働で開発したカリキュラムに基づいて教授され、医学的知識（「フィジカルアセスメント」「診察診断学」「疾病学」など）に関する講義、演習、実習はそれぞれの専門領域の医師によって教授される。したがって、診療看護師が行う包括的健康アセスメントに関する医学的知識は修得できると考えている。 ・提案事項管理番号1003010の本態性高血圧症に比べて、高血圧症、糖尿病、慢性閉塞性肺疾患は範囲が広いにもかかわらず、回答に放射線に関する記述がないなど、回答が緩いのは納得がいかない。 ・包括的健康アセスメントの定義について：提案書にある「包括的健康アセスメント」の定義を、[生活状態や病状について問診、視診、打診、触診、聴診を実施し、予め医師が指示した検査の中から必要な検査項目を判断し、自ら実施またはオーダーし、その結果から患者の健康状態を判断すること]に変更する。
0920110	C	Ⅰ	・薬剤の処方を行うことは、医学を総合的に学んだ医師が行わなければ患者の健康に危害を及ぼすおそれのある行為であり、看護師のみで行うことは認められない。 ・なお、在宅等で看護にあたる看護師等が、医師から処方された薬剤の定期的、常態的な投与及び管理において、患者の病態を観察した上で、医師の事前の指示に基づきその範囲内で投与量を調節することは可能である。	「規制改革推進のための3か年計画（再改定）」（平成21年3月31日閣議決定）では、「専門性を高めた新しい職種（慢性的な疾患・軽度な疾患については、看護師が処置・処方・投薬ができる、いわゆるナースプラクティショナーなど）の導入について、各医療機関等の要望や実態等を踏まえ、その必要性を含め検討する。」としており、「経済財政改革の基本方針2009」（平成21年6月23日閣議決定）においては、「医師と看護師等の間の役割分担の見直し（専門看護師の業務拡大等）について、専門家会議で検討を行い、平成21年度中に具体策を取りまとめる。」としていること等から、右の提案主体から提案されている個々の業務について、その是非、具体的な対応方法についても、それぞれ個別具体的に検討の対象とすべきである。この点を中心に、検討スケジュールや内容等について明らかにされたい。 また、これに加え、右の提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。	・「医学を総合的に学ぶ」ことについて：診療看護師は、5年以上の臨床経験を持つ者を2年以上の大学院修士課程で養成する。看護的治療マネージメントに必要とされる医学的知識は、医師と協働で開発したカリキュラムに基づいて教授され、医学的知識（「疾病学」「臨床薬理学」など）に関する講義、演習、実習はそれぞれの専門領域の医師によって教授される。したがって、診療看護師が行う限定的な処方に関する医学的知識は修得できると考えている。 ・「継続処方」について：診療看護師は「既に医師により処方されている薬剤（限定的な薬剤）」を継続して処方するものである。処方にあたっては医師と協働で開発したプロトコールに基づいて行われる。結果は、医師が最終的に確認することとしており、医師と連携をとり行われる。 ・医政局長通知解釈について：平成19年12月28日に医政局長から提示された通知で「医師の事前の指示に基づき、その範囲内で投与量を調節することができる」の中には、「薬剤の量を0にする」すなわち、中止する場合も含まれると解釈してよいことを確認したい。（高血圧症などの慢性疾患の患者に対する薬剤の投与を中止することは、継続処方より難しい判断が必要である。） ・包括的健康アセスメントの定義について：提案書にある「包括的健康アセスメント」の定義を、[生活状態や病状について問診、視診、打診、触診、聴診を実施し、予め医師が指示した検査の中から必要な検査項目を判断し、自ら実施またはオーダーし、その結果から患者の健康状態を判断すること]に変更する。
0920120	C	Ⅰ	・御提案の内容で診療行為が終了するのであれば、御提案の「患者の健康状態を判断すること」は診断であり、看護師が診断を行うことは認められないが、チーム医療の中で、医師の診断の補助として、必要な検査を行い、検査結果を医師に報告し、医師が診断を行うことは可能である。	「規制改革推進のための3か年計画（再改定）」（平成21年3月31日閣議決定）では、「専門性を高めた新しい職種（慢性的な疾患・軽度な疾患については、看護師が処置・処方・投薬ができる、いわゆるナースプラクティショナーなど）の導入について、各医療機関等の要望や実態等を踏まえ、その必要性を含め検討する。」としており、「経済財政改革の基本方針2009」（平成21年6月23日閣議決定）においては、「医師と看護師等の間の役割分担の見直し（専門看護師の業務拡大等）について、専門家会議で検討を行い、平成21年度中に具体策を取りまとめる。」としていること等から、右の提案主体から提案されている個々の業務について、その是非、具体的な対応方法についても、それぞれ個別具体的に検討の対象とすべきである。この点を中心に、検討スケジュールや内容等について明らかにされたい。 また、これに加え、右の提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。	・包括的健康アセスメントについて：診療看護師が行う行為は包括的健康アセスメントである。医師と協働で開発したプロトコールに基づいて実施し、判断は医師の助言の下で作成した判断基準によって行う。また、医師が示した判断基準を超える変化が認められた場合には、個々の事例ごとに医師の指示（事前指示や包括指示ではない）を受けることにしている。 ・「医学を総合的に学ぶ」ことについて：診療看護師は、5年以上の臨床経験を持つ者を2年以上の大学院修士課程で養成する。包括的健康アセスメントに必要とされる医学的知識は、医師と協働で開発したカリキュラムに基づいて教授され、医学的知識（「フィジカルアセスメント」「診察診断学」「疾病学」など）に関する講義、演習、実習はそれぞれの専門領域の医師によって教授される。したがって、診療看護師が行う包括的健康アセスメントに関する医学的知識は修得できると考えている。 ・包括的健康アセスメントの定義について：提案書にある「包括的健康アセスメント」の定義を、[生活状態や病状について問診、視診、打診、触診、聴診を実施し、予め医師が指示した検査の中から必要な検査項目を判断し、自ら実施またはオーダーし、その結果から患者の健康状態を判断すること]に変更する。
0920130	C	Ⅰ	・御提案の内容で診療行為が終了するのであれば、御提案の「患者の健康状態を判断すること」は診断であり、看護師が診断を行うことは認められないが、チーム医療の中で、医師の診断の補助として、必要な検査を行い、検査結果を医師に報告し、医師が診断を行うことは可能である。 ・薬剤の処方を行うことは、医学を総合的に学んだ医師が行わなければ患者の健康に危害を及ぼすおそれのある行為であり、看護師のみで行うことは認められない。 ・なお、在宅等で看護にあたる看護師等が、医師から処方された薬剤の定期的、常態的な投与及び管理において、患者の病態を観察した上で、医師の事前の指示に基づきその範囲内で投与量を調節することは可能である。	「規制改革推進のための3か年計画（再改定）」（平成21年3月31日閣議決定）では、「専門性を高めた新しい職種（慢性的な疾患・軽度な疾患については、看護師が処置・処方・投薬ができる、いわゆるナースプラクティショナーなど）の導入について、各医療機関等の要望や実態等を踏まえ、その必要性を含め検討する。」としており、「経済財政改革の基本方針2009」（平成21年6月23日閣議決定）においては、「医師と看護師等の間の役割分担の見直し（専門看護師の業務拡大等）について、専門家会議で検討を行い、平成21年度中に具体策を取りまとめる。」としていること等から、右の提案主体から提案されている個々の業務について、その是非、具体的な対応方法についても、それぞれ個別具体的に検討の対象とすべきである。この点を中心に、検討スケジュールや内容等について明らかにされたい。 また、これに加え、右の提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。	・「医学を総合的に学ぶ」ことについて：診療看護師は、5年以上の臨床経験を持つ者を2年以上の大学院修士課程で養成する。看護的治療マネージメントに必要とされる医学的知識は、医師と協働で開発したカリキュラムに基づいて教授され、医学的知識（「疾病学」「臨床薬理学」など）に関する講義、演習、実習はそれぞれの専門領域の医師によって教授される。したがって、診療看護師が行う限定的な処方に関する医学的知識は修得できると考えている。 ・「継続処方」について：診療看護師は「既に医師により処方されている薬剤（限定的な薬剤）」を継続して処方するものである。処方にあたっては医師と協働で開発したプロトコールに基づいて行われる。結果は、医師が最終的に確認することとしており、医師と連携をとり行われる。 ・医政局長通知解釈について：平成19年12月28日に医政局長から提示された通知で「医師の事前の指示に基づき、その範囲内で投与量を調節することができる」の中には、「薬剤の量を0にする」すなわち、中止する場合も含まれると解釈してよいことを確認したい。（高血圧症などの慢性疾患の患者に対する薬剤の投与を中止することは、継続処方より難しい判断が必要である。） ・包括的健康アセスメントの定義について：提案書にある「包括的健康アセスメント」の定義を、[生活状態や病状について問診、視診、打診、触診、聴診を実施し、予め医師が指示した検査の中から必要な検査項目を判断し、自ら実施またはオーダーし、その結果から患者の健康状態を判断すること]に変更する。
0920140	C	Ⅰ	・「死亡の確認」は、医師の医学的判断及び技術をもってするのでなければ人体に危害を及ぼす行為であり、看護師のみで当該行為を実施することは認められない。 ・なお、診断書を医師が最終的に確認し署名することを条件に、看護師等が医師の補助者として記載を代行することは、可能である。	「規制改革推進のための3か年計画（再改定）」（平成21年3月31日閣議決定）では、「専門性を高めた新しい職種（慢性的な疾患・軽度な疾患については、看護師が処置・処方・投薬ができる、いわゆるナースプラクティショナーなど）の導入について、各医療機関等の要望や実態等を踏まえ、その必要性を含め検討する。」としており、「経済財政改革の基本方針2009」（平成21年6月23日閣議決定）においては、「医師と看護師等の間の役割分担の見直し（専門看護師の業務拡大等）について、専門家会議で検討を行い、平成21年度中に具体策を取りまとめる。」としていること等から、右の提案主体から提案されている個々の業務について、その是非、具体的な対応方法についても、それぞれ個別具体的に検討の対象とすべきである。この点を中心に、検討スケジュールや内容等について明らかにされたい。 また、これに加え、右の提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。	・本提案では、診療看護師は、「死亡の確認を行い、死亡の報告書を作成し、医師に報告する」ことができることを求めており、法的な死亡診断書を記載し作成することを求めているのではない。提案にお答えいただきたい。 ・死亡されているご遺体に対して「人体に危害を及ぼす行為」とは何かをご教授いただきたい。それに対応した教育を大学院修士課程（養成課程）で実施したい。

管理コード	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府省庁からの再検討要請に対する回答	再々検討要請	提案主体からの再意見
0920080	C	Ⅰ	・看護師が医師の指示の下、診療の補助として運動療法や処置を行うことは可能である。 ・薬剤の処方を行うことは、医学を総合的に学んだ医師が行わなければ患者の健康に危害を及ぼすおそれのある行為であり、看護師のみで行うことは認められない。 ・なお、在宅等で看護にあたる看護師等が、医師から処方された薬剤の定期的、常態的な投与及び管理において、患者の病態を観察した上で、医師の事前の指示に基づきその範囲内で、薬剤の投与を一時的に中断することも含め、投与量を調節することは可能である。 ・なお、看護師等の業務拡大については、「経済財政改革の基本方針2009」において、「医師と看護師等の間の役割分担の見直し（専門看護師の業務拡大等）について、専門家会議で検討を行い、平成21年度中に具体策を取りまとめる」こととされており、今後、早急に検討に着手してまいりたい。	専門家会議における検討に当たっては、「規制改革推進のための3か年計画（再改定）」（平成21年3月31日閣議決定）の「専門性を高めた新しい職種（慢性的な疾患・軽度な疾患については、看護師が処置・処方・投薬ができる、いわゆるナースプラクティショナーなど）の導入について、各医療機関等の要望や実態等を踏まえ、その必要性を含め検討する。」とされていることを踏まえ、構造改革特別区域推進本部長から諮問を受けた評価・調査委員会が十分な調査審議を行うことが可能となるように、また、当該委員会における調査審議での意見・論点等を考慮しつつ、提案主体からの提案を十分に汲み取った上で議論を進められたい。 また、あわせて右の提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。	・提案した診療看護師の行う看護的治療マネージメントは、限定した対象者（下肢末梢血管閉塞症の患者）に対し、限定した範囲内の薬物の処方を行うものであり、この看護的治療マネージメントに必要とされる教育は、大学院修士課程で総合的に行われている。提案の主旨は、このような限定的な範囲において総合的に教育を受けた診療看護師が、その専門領域の医師と協働で開発したプロトコールに則り、医師の事前の指示なしでも実施できるようにすることである。 ・医師が不在の地域（無医地区等）あるいは、医師の常駐しない施設（訪問看護ステーション、介護老人福祉施設等）において、患者の状態を最も把握している診療看護師が、医師の指示がなければ、下肢末梢血管閉塞症の包括的健康アセスメントの結果に基づき、専門領域の医師と協働で開発したプロトコールに則り、限定的な薬物の処方さえできないという状況は、患者および家族に計り知れない不便あるいは不利益を与える。チーム医療の中で、診療看護師の能力を活用することが、医療保健サービスに対する患者や家族の満足度につながり、医師の負担軽減にもなる。 ・薬物の投与を一時的に中断することを含め投与量を調整することは、平成19年12月28日の厚労省医政局長通知により、診療看護師でなくとも、看護師が医師の事前の指示に基づき実施できることは十分理解している。 ・専門家会議においては、専門看護師の業務拡大ではなく、規制改革会議の第二次答申（2007年）、第三次答申（2008年）で提案されている「ナースプラクティショナー」が実現する方向で検討することを強く望む。
0920090	C	Ⅰ	・看護師の養成課程においては、看護師として行うことが可能な業務を指導教官の監督の下、実習を行うことは可能であるが、今回「1003010」等で御提案されている全ての行為を実習で行うことは認められない。 ・なお、看護師等の業務拡大については、「経済財政改革の基本方針2009」において、「医師と看護師等の間の役割分担の見直し（専門看護師の業務拡大等）について、専門家会議で検討を行い、平成21年度中に具体策を取りまとめる」こととされており、今後、早急に検討に着手してまいりたい。	専門家会議における検討に当たっては、「規制改革推進のための3か年計画（再改定）」（平成21年3月31日閣議決定）の「専門性を高めた新しい職種（慢性的な疾患・軽度な疾患については、看護師が処置・処方・投薬ができる、いわゆるナースプラクティショナーなど）の導入について、各医療機関等の要望や実態等を踏まえ、その必要性を含め検討する。」とされていることを踏まえ、構造改革特別区域推進本部長から諮問を受けた評価・調査委員会が十分な調査審議を行うことが可能となるように、また、当該委員会における調査審議での意見・論点等を考慮しつつ、提案主体からの提案を十分に汲み取った上で議論を進められたい。 また、あわせて右の提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。	提案事項管理番号1003010等に対しては「チーム医療の中で、医師の診療の補助として行うことは可能」とのご回答をいただいている。提案している実習内容は、提案事項管理番号1003010等でご回答いただいた医師の指示の下で看護師が実施できる範囲内の行為である。そのため、既に看護師免許を持ち看護師として活動している診療看護師を目指す学生が、提案した実習を「医師の監督の下」に行うことは、実習の場において、「診療の補助」行為を、医師の直接指導の下で実施していると解釈すれば実施可能であると判断できる。したがって、「措置の分類」が「C」とされたことは理解できない。これに対する説明をしていただきたい。
0920100	C	Ⅰ	・御提案の内容で診療行為が終了するのであれば、御提案の「患者の健康状態を判断すること」は診断であり、看護師が診断を行うことは認められないが、チーム医療の中で、医師の診断の補助として、必要な検査を行い、検査結果を医師に報告し、医師が診断を行うことは可能である。 ・なお、看護師等の業務拡大については、「経済財政改革の基本方針2009」において、「医師と看護師等の間の役割分担の見直し（専門看護師の業務拡大等）について、専門家会議で検討を行い、平成21年度中に具体策を取りまとめる」こととされており、今後、早急に検討に着手してまいりたい。	専門家会議における検討に当たっては、「規制改革推進のための3か年計画（再改定）」（平成21年3月31日閣議決定）の「専門性を高めた新しい職種（慢性的な疾患・軽度な疾患については、看護師が処置・処方・投薬ができる、いわゆるナースプラクティショナーなど）の導入について、各医療機関等の要望や実態等を踏まえ、その必要性を含め検討する。」とされていることを踏まえ、構造改革特別区域推進本部長から諮問を受けた評価・調査委員会が十分な調査審議を行うことが可能となるように、また、当該委員会における調査審議での意見・論点等を考慮しつつ、提案主体からの提案を十分に汲み取った上で議論を進められたい。 また、あわせて右の提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。	・ご回答のとおり、提案した包括的健康アセスメントを、「医師の診断の補助」として行うとすれば、診療看護師でなくとも、看護師でも行える行為であることは十分理解している。提案の主旨は、高血圧症、糖尿病、COPD等の慢性疾患という限定的した疾患に対して大学院修士課程で、医学に関する総合的な教育を受けた診療看護師が、医師の診断の補助としての行為ではなく、あらかじめその専門領域の医師と協働で開発したプロトコールに則り、自ら判断し実行できるようにすることである。 ・医師が不在の地域（無医地区等）あるいは、医師の常駐しない施設（訪問看護ステーション、介護老人福祉施設等）において、患者の状態を最も把握している診療看護師が、医師の指示がなければ、高血圧症、糖尿病、COPD等の慢性疾患の包括的健康アセスメントさえできないという状況は、患者および家族に計り知れない不便あるいは不利益を与える。チーム医療の中で、診療看護師の能力を活用することが、医療保健サービスに対する患者や家族の満足度につながり、医師の負担軽減にもなる。 ・専門家会議においては、専門看護師の業務拡大ではなく、規制改革会議の第二次答申（2007年）、第三次答申（2008年）で提案されている「ナースプラクティショナー」が実現する方向で検討することを強く望む。 ・厚生労働省のご回答をみると、「診断」という行為は、医師の独占業務であり、看護師には認められない行為であると指摘されているように思われる。しかし、看護師が患者の状態を判断する「看護診断」という用語は、看護教育、看護現場で汎用され、電子カルテを導入している全国の多くの病院では、看護師が行う判断は電子カルテ上、「看護診断」とされており、診断は医師の独占業務とはいえない現状がある。
0920110	C	Ⅰ	・薬剤の処方を行うことは、医学を総合的に学んだ医師が行わなければ患者の健康に危害を及ぼすおそれのある行為であり、看護師のみで行うことは認められない。 ・なお、在宅等で看護にあたる看護師等が、医師から処方された薬剤の定期的、常態的な投与及び管理において、患者の病態を観察した上で、医師の事前の指示に基づきその範囲内で、薬剤の投与を一時的に中断することも含め、投与量を調節することは可能である。 ・なお、看護師等の業務拡大については、「経済財政改革の基本方針2009」において、「医師と看護師等の間の役割分担の見直し（専門看護師の業務拡大等）について、専門家会議で検討を行い、平成21年度中に具体策を取りまとめる」こととされており、今後、早急に検討に着手してまいりたい。	専門家会議における検討に当たっては、「規制改革推進のための3か年計画（再改定）」（平成21年3月31日閣議決定）の「専門性を高めた新しい職種（慢性的な疾患・軽度な疾患については、看護師が処置・処方・投薬ができる、いわゆるナースプラクティショナーなど）の導入について、各医療機関等の要望や実態等を踏まえ、その必要性を含め検討する。」とされていることを踏まえ、構造改革特別区域推進本部長から諮問を受けた評価・調査委員会が十分な調査審議を行うことが可能となるように、また、当該委員会における調査審議での意見・論点等を考慮しつつ、提案主体からの提案を十分に汲み取った上で議論を進められたい。 また、あわせて右の提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。	・提案した診療看護師の行う看護的治療マネージメントは、限定した対象者（高血圧症、糖尿病、COPDなどの慢性疾患患者）に対し、限定した範囲内の薬物の処方を行うものであり、この看護的治療マネージメントに必要とされる教育は、大学院修士課程で総合的に行われている。提案の主旨は、このような限定的な範囲において総合的に教育を受けた診療看護師が、その専門領域の医師と協働で開発したプロトコールに則り、医師の事前の指示なしでも実施できるようにすることである。 ・医師が不在の地域（無医地区等）あるいは、医師の常駐しない施設（訪問看護ステーション、介護養護老人福祉施設等）において、患者の状態を最も把握している診療看護師が、医師の指示がなければ、高血圧症、糖尿病、COPD等の慢性疾患の包括的健康アセスメントの結果に基づき、専門領域の医師と協働で開発したプロトコールに則り、限定的な薬物の処方さえできないという状況は、患者および家族に計り知れない不便あるいは不利益を与える。チーム医療の中で、診療看護師の能力を活用することが、医療保健サービスに対する患者や家族の満足度につながり、医師の負担軽減にもなる。 ・薬物の投与を一時的に中断することを含め投与量を調整することは、平成19年12月28日の厚労省医政局長通知により、診療看護師でなくとも、看護師が医師の事前の指示に基づき実施できることは十分理解している。 ・専門家会議においては、専門看護師の業務拡大ではなく、規制改革会議の第二次答申（2007年）、第三次答申（2008年）で提案されている「ナースプラクティショナー」が実現する方向で検討することを強く望む。
0920120	C	Ⅰ	・御提案の内容で診療行為が終了するのであれば、御提案の「患者の健康状態を判断すること」は診断であり、看護師が診断を行うことは認められないが、チーム医療の中で、医師の診断の補助として、必要な検査を行い、検査結果を医師に報告し、医師が診断を行うことは可能である。 ・なお、看護師等の業務拡大については、「経済財政改革の基本方針2009」において、「医師と看護師等の間の役割分担の見直し（専門看護師の業務拡大等）について、専門家会議で検討を行い、平成21年度中に具体策を取りまとめる」こととされており、今後、早急に検討に着手してまいりたい。	専門家会議における検討に当たっては、「規制改革推進のための3か年計画（再改定）」（平成21年3月31日閣議決定）の「専門性を高めた新しい職種（慢性的な疾患・軽度な疾患については、看護師が処置・処方・投薬ができる、いわゆるナースプラクティショナーなど）の導入について、各医療機関等の要望や実態等を踏まえ、その必要性を含め検討する。」とされていることを踏まえ、構造改革特別区域推進本部長から諮問を受けた評価・調査委員会が十分な調査審議を行うことが可能となるように、また、当該委員会における調査審議での意見・論点等を考慮しつつ、提案主体からの提案を十分に汲み取った上で議論を進められたい。 また、あわせて右の提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。	・ご回答のとおり、提案した包括的健康アセスメントを、「医師の診断の補助」として行うとすれば、診療看護師でなくとも、看護師でも行える行為であることは十分理解している。提案の主旨は、発熱、下痢、便秘等という限定した症状に対して大学院修士課程で、医学に関する総合的な教育を受けた診療看護師が、医師の診断の補助としての行為ではなく、あらかじめその専門領域の医師と協働で開発したプロトコールに則り、自ら判断し実行できるようにすることである。 ・医師が不在の地域（無医地区等）あるいは、医師の常駐しない施設（訪問看護ステーション、介護老人福祉施設等）において、患者の状態を最も把握している診療看護師が、医師の指示がなければ、発熱、下痢、便秘などを訴える患者の包括的健康アセスメントさえできないという状況は、患者および家族に計り知れない不便あるいは不利益を与える。チーム医療の中で、診療看護師の能力を活用することが、医療保健サービスに対する患者や家族の満足度につながり、医師の負担軽減にもなる。 ・専門家会議においては、専門看護師の業務拡大ではなく、規制改革会議の第二次答申（2007年）、第三次答申（2008年）で提案されている「ナースプラクティショナー」が実現する方向で検討することを強く望む。 ・厚生労働省のご回答をみると、「診断」という行為は、医師の独占業務であり、看護師には認められない行為であると指摘されているように思われる。しかし、看護師が患者の状態を判断する「看護診断」という用語は、看護教育、看護現場で汎用され、電子カルテを導入している全国の多くの病院では、看護師が行う判断は電子カルテ上、「看護診断」とされており、診断は医師の独占業務とはいえない現状がある。
0920130	C	Ⅰ	・御提案の内容で診療行為が終了するのであれば、御提案の「患者の健康状態を判断すること」は診断であり、看護師が診断を行うことは認められないが、チーム医療の中で、医師の診断の補助として、必要な検査を行い、検査結果を医師に報告し、医師が診断を行うことは可能である。 ・薬剤の処方を行うことは、医学を総合的に学んだ医師が行わなければ患者の健康に危害を及ぼすおそれのある行為であり、看護師のみで行うことは認められない。 ・なお、在宅等で看護にあたる看護師等が、医師から処方された薬剤の定期的、常態的な投与及び管理において、患者の病態を観察した上で、医師の事前の指示に基づきその範囲内で、薬剤の投与を一時的に中断することも含め、投与量を調節することは可能である。 ・なお、看護師等の業務拡大については、「経済財政改革の基本方針2009」において、「医師と看護師等の間の役割分担の見直し（専門看護師の業務拡大等）について、専門家会議で検討を行い、平成21年度中に具体策を取りまとめる」こととされており、今後、早急に検討に着手してまいりたい。	専門家会議における検討に当たっては、「規制改革推進のための3か年計画（再改定）」（平成21年3月31日閣議決定）の「専門性を高めた新しい職種（慢性的な疾患・軽度な疾患については、看護師が処置・処方・投薬ができる、いわゆるナースプラクティショナーなど）の導入について、各医療機関等の要望や実態等を踏まえ、その必要性を含め検討する。」とされていることを踏まえ、構造改革特別区域推進本部長から諮問を受けた評価・調査委員会が十分な調査審議を行うことが可能となるように、また、当該委員会における調査審議での意見・論点等を考慮しつつ、提案主体からの提案を十分に汲み取った上で議論を進められたい。 また、あわせて右の提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。	・提案した診療看護師の行う看護的治療マネージメントは、限定した対象者（発熱、下痢、便秘等を訴える患者）に対し、限定した範囲内の薬物の処方を行うものであり、この看護的治療マネージメントに必要とされる教育は、大学院修士課程で総合的に行われている。提案の主旨は、このような限定的な範囲において総合的に教育を受けた診療看護師が、その専門領域の医師と協働で開発したプロトコールに則り、医師の事前の指示なしでも実施できるようにすることである。 ・医師が不在の地域（無医地区等）あるいは、医師の常駐しない施設（訪問看護ステーション、介護老人福祉施設等）において、患者の状態を最も把握している診療看護師が、医師の指示がなければ、発熱、下痢、便秘等を訴える患者の包括的健康アセスメントの結果に基づき、専門領域の医師と協働で開発したプロトコールに則り、限定的な薬物の処方さえできないという状況は、患者および家族に計り知れない不便あるいは不利益を与える。チーム医療の中で、診療看護師の能力を活用することが、医療保健サービスに対する患者や家族の満足度につながり、医師の負担軽減にもなる。 ・薬物の投与を一時的に中断することを含め投与量を調整することは、平成19年12月28日の厚労省医政局長通知により、診療看護師でなくとも、看護師が医師の事前の指示に基づき実施できることは十分理解している。 ・専門家会議においては、専門看護師の業務拡大ではなく、規制改革会議の第二次答申（2007年）、第三次答申（2008年）で提案されている「ナースプラクティショナー」が実現する方向で検討することを強く望む。
0920140	C	Ⅰ	・「死亡の確認」は、医師の医学的判断及び技術をもってするのでなければ人体に危害を及ぼす行為であり、看護師のみで当該行為を実施することは認められない。 ・上記の記述は、死亡の確認の誤りが存命の患者の処置の誤りにつながり、結果的に死に至らしめることもあるという主旨であり、御指摘の「「死亡されているご遺体」に対して人体に危害を及ぼす」という主旨ではない。 ・なお、診断書を医師が最終的に確認し署名することを条件に、看護師等が医師の補助者として記載を代行することは、可能である。 ・また、看護師等の業務拡大については、「経済財政改革の基本方針2009」において、「医師と看護師等の間の役割分担の見直し（専門看護師の業務拡大等）について、専門家会議で検討を行い、平成21年度中に具体策を取りまとめる」こととされており、今後、早急に検討に着手してまいりたい。	専門家会議における検討に当たっては、「規制改革推進のための3か年計画（再改定）」（平成21年3月31日閣議決定）の「専門性を高めた新しい職種（慢性的な疾患・軽度な疾患については、看護師が処置・処方・投薬ができる、いわゆるナースプラクティショナーなど）の導入について、各医療機関等の要望や実態等を踏まえ、その必要性を含め検討する。」とされていることを踏まえ、構造改革特別区域推進本部長から諮問を受けた評価・調査委員会が十分な調査審議を行うことが可能となるように、また、当該委員会における調査審議での意見・論点等を考慮しつつ、提案主体からの提案を十分に汲み取った上で議論を進められたい。 また、あわせて右の提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。	・医師不足や医師の偏在が指摘されている現在の状況の下、在宅で療養している患者が死を迎えるとき、医師がすべての患者の臨終に立ち会うことは困難であり、このことが家族の利便性を損ない、医師の過重労働にもなっている。例えば、終末期ケアを行ってきた家族や訪問看護師が患者の死亡の通報をしてから、かかりつけ医等が死亡診断に訪れるまでの時間が、長い場合には12時間近くかかることが調査の結果からも分かっている。在宅で終末期ケアを担当してきた診療看護師が死亡の確認を行えれば、遺族の利便性に繋がると考えたことが提案の主旨である。 ・本提案で対象としている死亡の確認は、診療看護師が総合的に医学を学んだ医師と協働で死亡に至るまでの終末期ケアを行ってきた患者で、死に至る原因がはっきりしているものである。したがって、死亡の確認の誤りが入り込む余地はないと考えている。このような患者の生死の判断を誤ることを危惧するような回答は、現状の看護師の知識・技術を理解していないとしか言いようがない。 ・保健師助産師看護師法第39条2項に助産師は「出生証明書、死産証明書、または死胎検案書の交付の求めがあった場合、正当な理由がなければこれを拒むことはできない」とされ、教育期間が6ヶ月とされている助産師は、死産証明書等の交付ができる。提案の主旨は、大学院修士課程で死亡の確認ができる教育を受けた診療看護師が、限定的な患者（終末期ケアを行い、死亡の原因がはっきりしている患者）に対して死亡の確認を行うことができるようにすることである。

管理コード	「措置の分類」の再見直し	「措置の内容」の再見直し	各府省庁からの再々検討要請に対する回答	プロジェクト名	提案事項管理番号	提案主体名	都道府県	制度の所管・関係府省庁
0920080	C	Ⅰ	・薬剤の処方を行うことは、医学を総合的に学んだ医師が行わなければ患者の健康に危害を及ぼすおそれのある行為であり、看護師のみで行うことは認められない。 ・なお、「経済財政改革の基本方針2009」において、「医師と看護師等の間の役割分担の見直し（専門看護師の業務拡大等）について、専門家会議で検討を行い、平成21年度中に具体策を取りまとめる」こととされていること等を受け、日本の実情に即した医師と看護師等の間の協働・連携の在り方等について検討を行うため、厚生労働大臣の下に有識者で構成される「チーム医療の推進に関する検討会」を設置し、本年8月28日に第1回検討会を開催したところである。		1003070	大分県立看護科学大学、社会医療法人敬和会大分岡病院	大分県	厚生労働省
0920090	C	Ⅰ	・看護師の養成課程においては、看護師として行うことが可能な業務を指導教官の監督の下、実習を行うことは可能である。 ・しかし、「診断」や「薬剤の処方」については、「看護師として行うことが可能な業務」ではないため、医師の直接指導の下においても実施することはできない。 ・なお、「経済財政改革の基本方針2009」において、「医師と看護師等の間の役割分担の見直し（専門看護師の業務拡大等）について、専門家会議で検討を行い、平成21年度中に具体策を取りまとめる」こととされていること等を受け、日本の実情に即した医師と看護師等の間の協働・連携の在り方等について検討を行うため、厚生労働大臣の下に有識者で構成される「チーム医療の推進に関する検討会」を設置し、本年8月28日に第1回検討会を開催したところである。		1003080	大分県立看護科学大学、社会医療法人敬和会大分岡病院	大分県	厚生労働省
0920100	C	Ⅰ	・御提案の内容で診療行為が終了するのであれば、御提案の「患者の健康状態を判断すること」は診断であり、看護師が診断を行うことは認められない。 ・なお、「経済財政改革の基本方針2009」において、「医師と看護師等の間の役割分担の見直し（専門看護師の業務拡大等）について、専門家会議で検討を行い、平成21年度中に具体策を取りまとめる」こととされていること等を受け、日本の実情に即した医師と看護師等の間の協働・連携の在り方等について検討を行うため、厚生労働大臣の下に有識者で構成される「チーム医療の推進に関する検討会」を設置し、本年8月28日に第1回検討会を開催したところである。		1003090	大分県立看護科学大学、社会医療法人敬和会大分岡病院	大分県	厚生労働省
0920110	C	Ⅰ	・薬剤の処方を行うことは、医学を総合的に学んだ医師が行わなければ患者の健康に危害を及ぼすおそれのある行為であり、看護師のみで行うことは認められない。 ・なお、「経済財政改革の基本方針2009」において、「医師と看護師等の間の役割分担の見直し（専門看護師の業務拡大等）について、専門家会議で検討を行い、平成21年度中に具体策を取りまとめる」こととされていること等を受け、日本の実情に即した医師と看護師等の間の協働・連携の在り方等について検討を行うため、厚生労働大臣の下に有識者で構成される「チーム医療の推進に関する検討会」を設置し、本年8月28日に第1回検討会を開催したところである。		1003100	大分県立看護科学大学、社会医療法人敬和会大分岡病院	大分県	厚生労働省
0920120	C	Ⅰ	・御提案の内容で診療行為が終了するのであれば、御提案の「患者の健康状態を判断すること」は診断であり、看護師が診断を行うことは認められない。 ・なお、「経済財政改革の基本方針2009」において、「医師と看護師等の間の役割分担の見直し（専門看護師の業務拡大等）について、専門家会議で検討を行い、平成21年度中に具体策を取りまとめる」こととされていること等を受け、日本の実情に即した医師と看護師等の間の協働・連携の在り方等について検討を行うため、厚生労働大臣の下に有識者で構成される「チーム医療の推進に関する検討会」を設置し、本年8月28日に第1回検討会を開催したところである。		1003110	大分県立看護科学大学、社会医療法人敬和会大分岡病院	大分県	厚生労働省
0920130	C	Ⅰ	・薬剤の処方を行うことは、医学を総合的に学んだ医師が行わなければ患者の健康に危害を及ぼすおそれのある行為であり、看護師のみで行うことは認められない。 ・なお、「経済財政改革の基本方針2009」において、「医師と看護師等の間の役割分担の見直し（専門看護師の業務拡大等）について、専門家会議で検討を行い、平成21年度中に具体策を取りまとめる」こととされていること等を受け、日本の実情に即した医師と看護師等の間の協働・連携の在り方等について検討を行うため、厚生労働大臣の下に有識者で構成される「チーム医療の推進に関する検討会」を設置し、本年8月28日に第1回検討会を開催したところである。		1003120	大分県立看護科学大学、社会医療法人敬和会大分岡病院	大分県	厚生労働省
0920140	C	Ⅰ	・「死亡の確認」は、医師の医学的判断及び技術をもってするのでなければ人体に危害を及ぼす行為であり、看護師のみで当該行為を実施することは認められない。 ・なお、「経済財政改革の基本方針2009」において、「医師と看護師等の間の役割分担の見直し（専門看護師の業務拡大等）について、専門家会議で検討を行い、平成21年度中に具体策を取りまとめる」こととされていること等を受け、日本の実情に即した医師と看護師等の間の協働・連携の在り方等について検討を行うため、厚生労働大臣の下に有識者で構成される「チーム医療の推進に関する検討会」を設置し、本年8月28日に第1回検討会を開催したところである。		1003130	大分県立看護科学大学、社会医療法人敬和会大分岡病院	大分県	厚生労働省

09 厚生労働省 非予算（特区・地域再生 再々検討要請回答）.xls

管理コード	要望事項 （事項名）	該当法令等	具体的な制度の現状	拡充提案・関連提案 に係る施策の特例措置の番号・名称	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	措置の分類	措置の内容	各府省庁からの提案に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府省庁からの再検討要請に対する回答	再々検討要請	提案主体からの再意見	「措置の分類」の再見直し	「措置の内容」の再見直し	各府省庁からの再々検討要請に対する回答	プロジェクト名	提案募集事項管理番号	提案主体名	都道府県	制度の所管・関係府省庁
0920150	障害福祉サービス就労移行支援事業の職場定着支援の充実	障害者自立支援法第58条 障害者自立支援法施行規則第6条の10第1項第1号ロ	障害者自立支援法においては、就労継続支援（A型及びB型）を利用者に提供した場合、報酬として、1日につき461単位（※）を算定でき、一方、就労移行支援を提供した場合は、1日につき719単位（※）を算定できる。 （※）報酬単価は、いずれも利用定員が21人以上40人以下の場合		就労移行支援事業での定着支援の報酬算定対象者の拡大	障害者自立支援法において障害者の一般就労への充実を図るため、就労移行支援事業が新設された。障害者自立支援法施行規則第6条の9 において「就労移行支援事業において就職後における職場への定着のために必要な相談その他の必要な支援とする。」とされ、障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18 年厚生労働省令第171 号）第182条において「指定就労移行支援事業者は、利用者が就職した日から6月以上、職業生活における継続等の支援を継続しなければならない。」とされている。障害を持たれている就労支援においては、職場での定着支援により不可欠である。しかしながら施設外支援（雑務発第0328002 号通知）の範囲に入っているケア人雇用、スタッフアップ雇用を除き、就労移行支援サービス費（現発第1031001 号通知）の就労移行支援における利用者が就職した日の前日まで算定されている。就労移行支援体制加算はあるが個別支援への対価とは言難解からない。今後多くの支援対象者や障害者雇用事業所への個別支援の充実に関るため、施設外支援対象範囲を義務でも就職後6カ月までは定着支援に対する報酬支援に対する就労移行支援サービス費１点としての報酬算定が可能にもことを要望する。	D	III	企業等への就労が困難な障害者に対して訓練等の支援を行う就労継続支援A型及び就労継続支援B型の型のサービス費は、1日につき461単位（※）を算定できることとなっているが、就労継続支援B型については、1日につき719単位（※）を算定できることとなっており、就労継続支援と比較して高い報酬が設定されている。これは、就労移行支援での中で、利用者が就職した日から6ヶ月以上の相談支援などについて、すでに報酬上で加味しているものであり、ご要望の点については、すでに現行制度において対応済みである。 （※）報酬単価は、いずれも利用定員が21人以上40人以下の場合	-	D	III	-	-	D	III	-	-	D	III	-	1000001100	社会福祉法人 みぎわ会	福岡県	厚生労働省
0920160	特定不況業種の最低賃金規制緩和について	最低賃金法	すべての労働者に適用されている。		タクシーなどの特定不況認定業種を対象に、地区別最低賃金の70%を下限とし、使用者の都道府県労働局長への届出制を条件として、最低賃金の適用除外について認可もらないない。	最低賃金は、憲法に規定する健康で文化的な生活を営む目的を達成する、一つの手段として存在するので、通常の社会状態であるならば規模に関係なくすべてある。しかし非常時など社会全体の様相が大きく特殊な時代においては、基本を守りながら地域の実情に合ったニーズにたえるべく、弾力的に運用されるべきである。 そのためにも、最低賃金の適用除外に伝心適用されるべきものであるので、最低賃金規制の緩和を用いた社会全体での雇用保護は、憲法の理念にも合致する。本内容は、産業全体地域の伝統に合わせて部分的に引き下げても、現実には最低賃金以下での労働が行われているので、言わに国民生活に影響するとは考えにくい。一例をあげると一地方のタクシー労働者の例実時間は月240～300時間で、実現時間総は、300～400円程度であり地区別最低賃金の約5%にすぎない。そのため最低賃金法の適用除外による、使用者の支払可能な時間給の上限、低賃金労働者に安全の実現労働最低額を保障し、労働時間の短縮が促進され、労働条件の向上を図ることができる。 従ってタクシーなどの特定不況認定業種を対象にし、地区別最低賃金の70%を下限とし、使用者の都道府県労働局長への届出制を条件として、最低賃金の適用除外について認可されるべきである。	C	I	最低賃金は、労働者の生活の安定、事業の公正な競争の確保に資するために重要な役割を担っており、具体的な最低賃金の水準については、「労働者の生計費」「労働者の賃金」及び「通常の事業の賃金支払能力」を考慮し、地域の実情を踏まえ、中央最低賃金審議会における調査審議を経て、厚生労働大臣が決定することとしている。 また、最低賃金は、労働者の賃金の低下防止の観点から、使用者等に対して遵守義務を課すとともに、罰則付きの強制力を有するものとしている。 これらの最低賃金の目的や決定過程をふまえると、御要望の特定不況業種の最低賃金規制緩和については、労働者の生活の安定等に支障を来すおそれがあり、適当ではないと考える。	特定不況業種は、いくら最低賃金を設定しても使用者は支払うことができない、規模縮小は長時間労働あるいだけで低賃金が是正されず、労働条件の改善されない。 また賃金労働者は、時間給における生活保護支給額との差額分が補助されるわけでもないので、生活保護を基準とするのは不適当である。 時間給における最低保障額を届出制にし、使用者に法を遵守させた方が労使双方にとって合理的である。そのため再検討を要望するものである。	C	I	最低賃金は、労働者の賃金の最低額を保証するセーフティネットであるという性質上、すべての労働者に一律に適用されるものであり、事業主の届出により適用除外とすることは、最低賃金制度の根幹に関わり、制度趣旨に反する。この最低賃金を前提とため、最低賃金を下回る賃金を支払っている労働実態が明らかとなった場合には、最低賃金法により罰金が科されることとなっている。また、最低賃金の水準については、前述のとおり、「通常の事業の賃金支払能力」を考慮することとされ、各段階の地方審議会において、当該事業の属する地域の実情を踏まえ、適切に決定されているところである。 また、最低賃金の具体的な水準については、「通常の事業の賃金支払能力」等を考慮したとて、御指摘の特定不況業種も含めた地域の実情を踏まえ、適切に決定されているところである。 したがって、御指摘のような特定業種のみについて、最低賃金を下回る賃金での労働契約を認める合理的・客観的な根拠はないものと考えられる。 特区法にのような制度骨子に対し、具体的方策をもうけるものである。よって再検討を要望する。	事業主の届出制により特定不況業種を適用除外とすることは、一時的な労使協定みの就業時間でもあり、労働者保護を目的とする最低賃金法の趣旨に反しない。 平均的給与支払額に対し残業時間を割れば、時間給が簡単に割り出される。 罰則規定があるというだけで就職的な話題を行わず、現状を維持する方々に関が違法行為をおかしているなどあるため、最低賃金を下回る賃金を支払っている労働者数が明らかとなった場合には、最低賃金法により罰金が科されることとなっている。また、最低賃金の適切等適定労働条件の履行確保を図るため、労働基準監督機関が監督指導を実施しているところである。 また、最低賃金の具体的な水準については、「通常の事業の賃金支払能力」等を考慮したとて、御指摘の特定不況業種も含めた地域の実情を踏まえ、適切に決定されているところである。 特区法にのような制度骨子に対し、具体的方策をもうけるものである。よって再検討を要望する。	C	I	最低賃金は、労働者の賃金の最低額を保証するセーフティネットであるという性質上、すべての労働者に一律に適用されるものであり、事業主の届出により適用除外とすることは、最低賃金制度の根幹に関わり、制度趣旨に反する。この最低賃金を前提とため、最低賃金を下回る賃金を支払っている労働実態が明らかとなった場合には、最低賃金法により罰金が科されることとなっている。また、最低賃金の水準については、前述のとおり、「通常の事業の賃金支払能力」等を考慮したとて、御指摘の特定不況業種も含めた地域の実情を踏まえ、適切に決定されているところである。 特区法にのような制度骨子に対し、具体的方策をもうけるものである。よって再検討を要望する。	1000001100	個人	青森県	厚生労働省
0920170	私立保育所における給食の外部搬入方式の容認	児童福祉施設最低基準第13条第1項、第35項	児童福祉施設最低基準第13条第1項において「保育所における給食の実施の義務は、自ら調理する方法によるものとする。」により行われなければならない。 また、保育所には調理室の設置が必要。	020　公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業	平成20年4月の厚生労働省児設最低基準の改正により、原則として明示的に禁止された給食の外部搬入方式について、学校給食センター等からの搬入、地区下及びやアレルギー児へのきめの細やかな対応など、一定の条件を満たした場合の給食の外部搬入方式の容認を求めている。（特例措置2012の追加提案） 1)未就学児の増加や、保護者の就労時間の多様化、子育て支援の充実等に対応するため、公立保育所の定員増や、民間保育所の新設・増改築等の施設整備が進められている。 2)保育所の給食については、食育の観点から、自園調理が望ましいとされているが、保育士の確保難や調理員の不足等により、自園調理が困難な場合がある。 3)公立保育所の給食については、自園調理が原則とされているが、公立保育所の中には、給食センターや共同調理場等からの搬入を行っている施設もある。 4)公立保育所の給食調理員の中には、高齢者の雇用の確保に関する法律第10条第1項に規定する定年退職者等の再任用短時間勤務職員（以下「再任用短時間職員」という。）が含まれている。 5)公立保育所の給食調理員の中には、地方公務員法第22条の5第1項に規定する条件付採用期間中の職員（以下「条件付採用職員」という。）が含まれている。 6)公立保育所の給食調理員の中には、地方公務員法第22条の2第1項第2号に規定する会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）が含まれている。	C	III	保育所における給食は、体やらが十分に成長していない乳幼児に対して提供されるものであることから、給食の外部搬入については、衛生管理の徹底に応じた給食室において、食育の観点に立った調理員による給食の提供が望ましいと考えており、公立保育所の給食室の整備を進めてきたところです。 また、給食室の整備が困難な場合については、学校給食センターや共同調理場等からの搬入を認めているところです。 この点、平成20年4月の厚生労働省児童福祉施設最低基準の改正により、一定の条件を満たした場合の給食の外部搬入方式の容認を求めているとの提案ですが、現在においても、給食室の整備が困難な場合については、学校給食センターや共同調理場等からの搬入を認めているところです。 したがって、提案内容をもって、子どもの育ちを支えるという観点から、外部搬入について原則自園調理としていることの理由が、給食室の整備が困難な場合であっても、外部搬入方式が認められていることを意味するものではありません。 なお、保育所の給食については、食育の観点から、自園調理が原則とされているところです。	公立保育所における給食の外部搬入については、現在、全国展開に当たっての調査を行っているところであり、この結果を踏まえ、全国展開に向けて、提出された附帯条件をまとめた上での方策についての検討を進め、平成21年度に詳細を行うこととされている。 そのため、「まずは構造改革特区等構造改革特区を活用した取組みを行う方針にない、子どもの健全な育ちを支援するという保育所の役割を踏まえつつ、公立保育所につきの附帯の除去のための必要な条件等について検討していくとのことであるが、保育所の役割については、立ち、私ども違いはなく、当該検討を踏まえて得られた結論・詳細に従い、私立保育所についても給食の外部搬入の必要性・妥当について、検討・判断できる考えるが、如何。 また、これに加え、右提案者からの意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。	私立保育所においても、子どもの年齢や発育状態、日々の体調などに応じたきめ細やかな対応や、食物アレルギー児等への個々の対応が必要であり、一律に外部搬入方式を認めることは困難であると考えている。 また、今後整理されるような附帯の除去のための必要な条件等については、公立保育所では対応が可能であり、私立保育所では不可能であるとは考えられない。 なお、公立私立問わず、保育所における外部搬入の特例化に関するご提案については、引き続き、全国展開に向けて、慎重に検討を進めていただきたい。	C	III	現在、構造改革特区において実施している「公立保育所における給食の外部搬入容認事業」については、公立に係る要望がとりわけ多かったことを踏まえ、まずは公立に限定して特例措置を講じることとしたものである。 この特例措置については、平成20年に実施した厚生労働省において、体調不良児への対応等について、自園調理を行っている保育所の方が、きめ細やかな対応を行っているとの調査の認識がまかった。 したがって、厚生労働省としては、子どもの育ちを支えるという観点から、外部搬入について、のような厚生労働省が指摘されているにも関わらず、厚生労働省の必要な条件等が整っていない現状において、さらに私立保育所も外部搬入の特例化をご望めることは困難であり、まずは構造改革特区等構造本部における方針に従い、子どもの健全な育ちを支援するという保育所の役割を踏まえつつ、公立保育所につきの附帯の除去のための必要な条件等について検討していきたい。 私立保育所に関してもこの検討の結論を踏まえて、検討していまいたい。	本市では、昭和43年から幼稚園給食を開始し、現在、85園（公・私立幼稚園33、公立保育所47、へき地5）に給食を提供するとともに、給食センター保育所・幼稚園が連携して食育の推進や地産地消の拡大を進めている。しかし、その一方で、私立保育所10園については、前度の外部搬入が認められていない状況にある。 構造改革特区において、保育所運営の合理化を進める等の観点から、一定の条件のもと、公立、私立を問わず外部搬入を認める内容に応じて、ぜひとも提案したい。 当該提案事業の全国展開の特区や、特例措置の私立保育所への拡大時期など、今後の具体的スケジュールがあればお示いただきたい。	2000001100	豊田市	愛知県	厚生労働省
0920180	社会福祉法人が運営する養護老人ホームとのサテライト養護施設設置の緩和	・老人福祉法第17条 ・養護老人ホームの設置及び運営に関する基準	現在、サテライト型養護老人ホームの本体施設からの距離は、老人保健施設又は病院若しくは診療所と定められている。 また、養護老人ホームの施設長には、「もっぱらその施設に従事する常勤の者でなければならない」とされている。		老人福祉法の養護老人ホームの設置主が運営に関する基準（サテライト型養護老人ホームの設置条件の緩和、現在の設置条件ではサテライト型養護老人ホームの設置主体として病院・診療所・介護老人保健施設に限られている。）を満たす場合が運営する養護老人ホームにおいても可能となるよう措置する。ここの緩和の場合については、現行の基準では、ユニットケアの設置基準となっており、現在の基準では三次市街地内に特養の設置基準に緩和。この緩和の場合については、現地の（三次市）ケア町における一人当たりの地域密着化と、雇用、社会貢献の確保など、地域共生ニーズを満たす更点施設の構築を計画しており、その計画はサテライト型養護老人ホームに加え、ショートステイ、無認可保育事業等の複合を併設した、現地周辺にない機能施設のサービス介護拠点として、介護予防、現代型交流スペースの整備等を計画しており、今後点在型の連携を図ることにより、地域において点在型の高齢者ケア、次世代対策拠点の体制を構築したいと考えております。	C	–	老人保健施設又は病院若しくは診療所と定められているが、これは療養病床転換のための特例措置である。 養護老人ホームは、それも老人保険的理由及び身体上若しくは精神上の理由及び環境上の理由により在宅での生活が困難な高齢者向けの入所措置施設である。 このサテライト型施設は、効率的に介護提供を整備し、施設サービスを充実させるものであり、養護老人ホームについては上記の様に都道府県等に財源が移譲された際に、地域における特養のサテライト型養護老人ホームとの整合性を図るべく、特養の整備計画と連動して整備を行うこととしている。	–	C	–	–	老人保健施設又は病院若しくは診療所と定められているが、これは療養病床転換のための特例措置である。 養護老人ホームは、それも老人保険的理由及び身体上若しくは精神上の理由及び環境上の理由により在宅での生活が困難な高齢者向けの入所措置施設である。 このサテライト型施設は、効率的に介護提供を整備し、施設サービスを充実させるものであり、養護老人ホームについては上記の様に都道府県等に財源が移譲された際に、地域における特養のサテライト型養護老人ホームとの整合性を図るべく、特養の整備計画と連動して整備を行うこととしている。	C	–	–	1010010100	玉木村	熊本県	厚生労働省 環境省
0920190	学校園用務業務に係る継続的人材派遣委託契約事業	労働者派遣法施行令第4条	専門的な業務等（いわゆる26業務）を除いて業務については派遣受入可能期間が設けられている。		労働者派遣法施行令（政令）第4条（いわゆる、政令指定26業務）への、「学校園用務業務」の追加認定	本市における行財政構造の改革の推進、とりわけ、業務のアウトソーシングについては、行政責任の下、多様な実施主体での公共サービスを担うべきという観点から技術的な取り組みをおこない、全国的にも検討されき、学校園用務業務の人材派遣委託契約を、平成19年度から締結いたしている。 しかしながら、本年度（平成21年度）末をもって3年を超え労働者派遣事の禁制から、指令指定26業務）への、「学校園用務業務」の追加認定	C	II	労働者派遣事業は、その利用の仕方によっては、労働者の安定した雇用機会の確保、長期雇用慣行を前提とした雇用の安定、職業転力の有効発揮、安定した労使関係など我が国の雇用慣行に悪影響を及ぼすおそれがあることや から、派遣受入期間の制限が適用されない業務いわゆる業務）とした、公労使の合意も経て、「専門的な知識、技術又は経験を必要とすると認められる業務」であって、「当該業務に係る労働者派遣が労働者の職業生活の全期間にわたるその能力の有効な発揮及びその雇用の安定に資すると認められる雇用慣行を損なわないと認められるものであること」を要するものとされているところである。 いわゆる26業務に係る業務については、当該業務の専門性や常用労働者の雇用の安定に及ぼす影響などについて具体的に検討することが必要であり、具体的要望、業務の実態等を踏まえ、必要に応じて検討すべきであると考えているところであるが、開園業の学校園用務業務については、その専門性や常用労働者の雇用の安定に及ぼす影響などについて現時点での具体性がなく、これをもっていわゆる26業務に含めることの可否について回答することは困難である。	-	C	II	-	-	C	II	-	1010010100	堺市教育委員会	大阪府	文部科学省 厚生労働省
0920210	地域密着型介護老人福祉施設の3ち、サテライト型居住施設における介護報酬加算対象となる人員配置基準の緩和	・指定地域密着型サービスに関する費用の額の算定に関する基準 ・指定地域密着型サービスに関する費用の額の算定に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスに関する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について	サテライト型居住施設の創設主旨に鑑み、サテライト居住施設における、常勤医師配置加算、栄養マネジメント加算、個別機能訓練加算のの算定要件として、常勤専従の医師の配置、栄養マネジメント加算を算定しようとする場合には、常勤専従の管理栄養士の配置、個別機能訓練加算を算定しようとする場合には常勤かつ専従の理学療法士等の配置が要求されている。		サテライト型居住施設の創設主旨に鑑み、本体施設と密接な連携を図ることを前提とした、常勤医師配置加算、栄養マネジメント加算、個別機能訓練加算のの算定要件として、本体施設と兼務した場合でも算定可能とするよう、弾力的運用がされるべきである。 1)本体施設と一体的に見なした配置基準への緩和、若しくは 2)サテライト型居住施設での常勤換算方式への緩和することが望まれる。	-	C	III	-	-	C	III	-	1010010100	社会福祉法人　新生会	岐阜県	厚生労働省
0920220	私人の公金取扱いの制度の緩和	健康増進法第17条及びいわゆる2の条の2 高齢者の医療の確保に関する法律第20条及び第125条第1項	健康増進法においては、費用徴収をはずず上限定を設けていない。 高齢者の医療の確保に関する法律においては特定健診の自己負担金の取扱いは、保険者と委託先の契約関係に基づいて決まる。		現在、徴収又は収納の事務を委託できる個人について地方自治法施行令において「信用力」など限定列挙されているが、その項目に「高齢者の医療の確保に関する法律第20条の2に規定されている特定健康診査（以下「特定健康診査」という。）「高齢者の医療の確保に関する法律第120条に規定する健康診査（以下「健康診査」）」及び「健康増進法第19条の2に基づく健康増進事業（以下「健康増進事業」）」の「自己負担金」の徴収又は収納の事務を私人に委託できる旨の規定を行うこと。	E	–	健康増進法における健康増進事業については、同法あるいは同法施行令において費用徴収に関する特別の定めが設けられていないが、地方公共団体が健康増進事業に要する費用の一部又は全部を保険者等から費用徴収することが定められていることから、地方自治法に則り費用徴収等を行うことは差し支えないと考えている。 特定健康診査や高齢者医療の確保に委託して行う場合、受診者の「自己負担金」の取扱いについては、各自治体・保険者と委託先の実施機関との間の契約関係に基づき決まるものであり、これを市町村の歳入として取り扱わなければならない仕組みとはなっていない。	特定健康診査以外の事業「高齢者の医療の確保に関する法律に基づく健康増進事業」が「健康増進法に基づく健康増進事業」を指すが人確認など）」において特定健康診査同様に委託先の実施機関との間の委託契約に基づき決まるものとして差し支えないものであり、例えば、委託先の実施機関が「自己負担金」を徴収し、実施機関の歳入として取扱い、市町村は実施機関が徴収（受領）した「自己負担金」を差し引いた委託料を支払うことと、「自己負担金」を市町村（国民健康保険の保険者）の歳入として取り扱わなくてもよい「前計予算主義に反しない。私人の公金取扱いの制限にも抵触しない。」という解釈でよろしいでしょうか。	E	–	健康増進法に基づく健康増進事業は、一律に費用徴収を前提としているものではなく、同法に費用徴収に関する定めはないことから、地方公共団体が健康増進事業に要する費用の一部又は全部を受診者等から費用徴収する場合には、地方自治法に定める使用料又は手数料としての性格を有する場合、地方自治法施行令第158条に基づき、費用徴収を私人に委託することは可能であり、徴収した費用は、市町村の歳入として処理されたい。 特定健康診査又は高齢者の医療の確保に関する法律に基づく健康診査を実施機関に委託して行う場合、受診者の「自己負担金」の受け取りは、各自治体・保険者と委託先の実施機関との間の契約関係に基づき決まるものであり、これも市町村の歳入として取り扱わなければならない仕組みとはなっていない。	右の提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。	E	–	健康増進法に基づく健康増進事業は、一律に費用徴収を前提としているものではなく、同法に費用徴収に関する定めはないことから、地方公共団体が健康増進事業に要する費用の一部又は全部を受診者等から費用徴収する場合には、地方自治法に定める使用料又は手数料としての性格を有する場合、地方自治法施行令第158条に基づき、費用徴収を私人に委託することは可能であり、徴収した費用は、市町村の歳入として処理されたい。 特定健康診査又は高齢者の医療の確保に関する法律に基づく健康診査を実施機関に委託して行う場合、受診者の「自己負担金」の受け取りは、各自治体・保険者と委託先の実施機関との間の契約関係に基づき決まるものであり、これも市町村の歳入として取り扱わなければならない仕組みとはなっていない。	右の提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。	E	–	高齢者の医療の確保に関する法律に基づく特定健診・健康診査に係る「自己負担金」については、各自治体・保険者と委託先の実施機関との間の契約関係に基づき決まるものであり、市町村の歳入として取り扱わなければならない仕組みとはなっていないため、実施機関が自ら徴収することが可能である。 健康増進法に基づく健康診査については、受診者から費用徴収を行う場合には、実施機関が徴収する「自己負担金」を含めて当該事業に要する費用（収入及び支出）であることから、市町村の会計に繰り入れ公金として処理すべきものであるが、この場合であっても、地方自治法に定める使用料又は手数料として費用徴収を行う場合、地方自治法施行令第158条に基づき、費用徴収を実施機関に委託することは可能であるため、必ずしも市の職員が負担徴収に出務する必要はない。	1010010100	上越市	新潟県	総務省 厚生労働省
0920230	居宅介護支援事業所における特定事業所集中減算要件の緩和	平成12年厚生省告示第20号別表イ注5 平成12年厚生省告示第21号1-2 平成12年老企第36号第3の9	居宅介護支援費の特定事業所集中減算に係る正当な理由の範囲は、地区的な事情等も含め総合的に勘案し正当な理由に該当するかどうかを都道府県知事において適正に判断することされている。		指定居宅サービスに基づく費用の額の算定に関する基準（訪問通所サービス及び居宅療養管理指導に係る部分）及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成12年3月1日老企第36号）にある正当な理由の範囲ように例示される「サービスの質が高いことによる利用者の希望を勘案した場合等により特定の事業所に集中していると認められる場合」の判断基準として訪問介護の「特定事業所加算（通所介護事業所等の「サービス提供体制強化加算Ⅰ」を算定する事業所を該当とすること	D	–	「1訪問介護の「特定事業所加算」」通所介護事業所等の「サービス提供体制強化加算Ⅰ」を算定する事業所は、質を評価した加算に当たらず、老企第36号通知の正当な理由の範囲ように例示される「サービスの質が高いことによる利用者の希望を勘案した場合等により特定の事業所に集中していると認められる場合」の判断基準として訪問介護の「特定事業所加算（通所介護事業所等の「サービス提供体制強化加算Ⅰ」を算定する事業所を該当とすべきである。 2)利用者は、当該事業所の居宅サービスの利用を希望して、同事業所間通所サービス及び居宅療養管理指導に係る部分）及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成12年3月1日老企第36号）にある正当な理由の範囲ように例示される「サービスの質が高いことによる利用者の希望を勘案した場合等により特定の事業所に集中していると認められる場合」の判断基準として訪問介護の「特定事業所加算（通所介護事業所等の「サービス提供体制強化加算Ⅰ」を算定する事業所を該当とすることを前提とした、「居の意図に利用者・家族の考えをすることも付加要件とすることで足りると考える。 3)以上のことは、サービス選択の自由が担保されないのであれば、「サービス事業所を選択できることの説明を受け、その上で当該サービスを選択した」旨の書面に利用者・家族の署名をすることも付加要件とすることで足りると考える。	-	D	–	ご指摘の「指定居宅サービスに基づく費用の額の算定に関する基準（訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分）及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成12年3月1日付け老企第36号厚生省老人保健福祉局企画課長通知）の第三（居宅介護支援に関する事項）の9（特定事業所集中減算の取扱いについての4に当な理由の範囲）一点については、例示したものであり、実際の判断に当たっては、地域的な事情等も含めた諸般の事情を総合的に勘案し正当な理由に該当するかどうかを都道府県知事において適正に判断することされており、この点、介護保険の基本理念である利用者のサービスの自己選択、自己決定の尊重要請からすれば、適切なマネジメントとは言えない。 上記1)のとおりでは、サービス選択の自由が担保されないのであれば、「サービス事業所を選択できることの説明を受け、その上で当該サービスを選択した」旨の書面に利用者・家族の署名をすることも付加要件とすることで足りると考える。	-	D	–	-	-	D	–	-	1020200100	株式会社駐車メディカル	岐阜県	厚生労働省

管理コード	要望事項（事項名）	該当法令等	制度の現状	拡充提案・関連提案に係る規制の特例措置の番号・名称	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	措置の分類	措置の内容	各府省庁からの提案に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府省庁からの再検討要請に対する回答	再々検討要請	提案主体からの再意見	「措置の分類」の再見直し	「措置の内容」の再見直し	各府省庁からの再々検討要請に対する回答	プロジェクト名	提案事項管理番号	提案主体名	都道府県	制度の所管・関係府省庁
0920240	介護保険の居宅サービスにおける支給限度額オーバーとなる利用者の自己負担軽減措置の要望	介護保険法（平成9年法律第123号）第43条、第51条、第55条、第61条 介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第68条第3項、第86条第3項 介護保険法施行規則第68条第3項及び第87条第3項に規定する厚生労働大臣が定めるところにより算定した費用の額（平成12年厚生省告示第38号）第1号～第9号	区分支給限度基準額は厚生労働省令で定める額に関わらず、市町村条例で定めるところにより、その額を上回る額を当該市町村における区分支給限度基準額とすることができる。		①訪問介護の特定事業所加算を限度額管理対象外とする。 又は、 ②訪問介護の特定事業所加算によって支給限度額を上回った分については、市町村が行う、高額介護サービス費の対象とする。	訪問介護の特定事業所加算とは、質を保つ仕組みの基本に、「重度者への提供率」、「職員の介護福祉士が占める率」での加算であり、重度者を支えられる技量と実績を評価した加算である。しかし、利用料の10～20%のこの加算は、重度者（頻回なヘルパーの訪問により支えられている）にとっては限度額オーバーに直結する。そのため今まで利用してきたサービスを減らさざるを得ず、在宅生活の継続を困難にしている。また、量を必要とする重度利用者に、質のよい事業所を経済的に選択できない現状にしている。 当社の2008年12月のデータでは、533人の全利用者のうち支給限度額の90%以上利用する人が15%、100%以上の人が14%である。つまり、2009年4月の報酬改定でサービスの加算や単価が上がることにより支給限度額を超える、または更に負担増になる利用者が30%ということである。支給限度額をオーバーした場合、全額自己負担であり、医療費控除・高額介護サービス費等の対象にも該当しないため、経済的負担は大きい。従って、経済的負担ができず現在利用するサービスを減らさざるを得ない利用者が20～30%いることになる（図-1）。 一方、施設では、サービス料は常に介護保険の枠内であるため、常に1割負担である上に、低所得者への補足給付措置もあり経済的支援が手厚くなっており、在宅との格差は大きい。（表-1、ケース別シュミレーション）。施設は、入所すれば自動的に10割介護保険利用となることを考えれば、在宅でのサービス利用の平均は、支給限度額の6割と厚生労働省は公表しており、利用されていない4割で賄えるのではないかと考える。	D	Ⅰ、Ⅲ	区分支給限度額は、介護保険という社会保険制度にあって、過剰利用を防ぐ一方で、サービスを選択して受ける人と受けない人との公平・コスト意識の喚起といった観点から設定され、介護保険で手当する居宅サービスの範囲を設定しているものである。そのため、制度創設時に、必要な居宅サービスの利用例を用いて、それらのうち最も高い単位数を区分支給限度額として設定したものであり、介護保険制度を導入しているドイツ、フランスと比較しても、最も高い水準にある。 そうした中、区分支給限度額に対する居宅介護サービスの平均利用割合は、要介護状態区分ごとに異なるが、概ね4割から6割程度といった現状にあり、また、平成19年度介護給付費実態調査において、千単位ごとに受給額を区分して受給者数を推計しているが、この結果によると、区分支給限度基準額を含む単位数階級より上の階級に属する受給者は居宅サービス受給者の約1．6%、区分支給限度基準額を含む単位数階級に属する受給者は居宅サービス受給者の約3．4%となっている。また、区分支給限度額は、介護保険という社会保険制度にあって、過剰利用を防ぐ一方で、サービスを選択して受ける人と受けない人との公平・コスト意識の喚起といった観点から設定されたことを踏まえ、 ○ 地域に着目した加算 ○ 事業開始間もない事業所を支援する加算 ○ 医療サービスに対する出来高評価 ○ 看取りに対する加算 といった、利用者による選択及び利用者の状態に基づかずに算定される加算、算定がなされるか事前には予測不可能な加算について区分支給限度額管理の対象外としているところ、特定事業所加算についてはそのような加算に該当しないものである。 また、高額介護サービス費については、区分支給限度額が、上述のようにサービスを選択して受ける人と受けない人との公平・コスト意識の喚起といった観点から設定されたことを踏まえれば、区分支給限度額を超えた保険外の給付について、保険給付の一つである高額介護サービス費を支給することは適切でない。 なお、介護保険法第43条第3項に基づき、市町村は、国が決めた区分支給限度基準額にかかわらず、条例によって、区分支給限度基準額を超える額を当該市町村における区分支給限度額とすることは可能となっており、この制度を活用することで、区分支給限度額を超える利用者の負担を軽減することは可能であり、提案については、実質的に対応済みであると考える。	－	－	D	Ⅰ、Ⅲ	－	－	－	D	Ⅰ、Ⅲ	－		1022020	株式会社新生メディカル	岐阜県	厚生労働省
0920250	京都府において、がん患者に対し混合診療を認めること	健康保険法（大正11年法律第70号） 保険医療機関及び保険医療養担当規則（昭和32年厚生省令第15号） 診療報酬の算定方法（平成20年厚生労働省令第59号）	いわゆる混合診療については、一定のルールのもとで認められている。		一部例外を除いて禁止されている混合診療につき、京都府において、がん患者（悪性新生物を以下、がんと称す）が自由診療によるがん治療の受診を求めた場合に限定し、規制対象外とする。	国民の3人に1人が、がんで亡くなる今日、健康保険適用となる標準治療だけで、がんを克服するのは困難な場合が多く、保険適用の治療法がない「がん難民」が数多く存在します。他の主要な疾病と異なり、がんの死亡率は下がる傾向を見せず、治療の副作用による合併症に苦しまれる患者さんが続出しています。 行き場のないがん患者さんは必死に代替医療を探されます。 弊社では、京都に細胞培養センターを所有し、在京都の医療機関がこれを用いて、がん免疫細胞療法を実施しております。 自由診療である当該療法を望まれるがん患者さんにとって、混合診療規制は重大な障壁となります。 ① 標準治療による激しい合併症を発症しておられ、大病院での保険診療による合併症のケアと、自由診療である免疫細胞療法によるがん治療との二者択一を迫られてしまう。 ② 自由診療である免疫細胞療法を選択した場合、一般的な検査費用や入院費用まで全て自由診療となり高額の費用負担となる。 ③ 免疫細胞療法と分子標的薬等の併用を望まれても、薬剤使用に健康保険を使えず、高額な費用負担となる。 患者さんの病状、治療歴、さらには経済的事情と言う別次元の要素も含めて、状況は千差万別であり、しかも状況に合わせた適宜治療を余儀なくされるため、治験を前提とする先進医療制度を適用するのは無理があります。 京都にはiPSの研究拠点もあり、新しい医療を実際の臨床に適用するには柔軟な制度運用も重要です。 細胞医療の世界的中心を目指す京都にて、既存療法と先端医療との最適な組み合わせを模索できる環境作りは、患者、医療現場、産業界いずれにとっても有益です。	C	Ⅰ	保険診療と保険外診療の併用については、 ① 患者に対して保険外の負担を求めることが一般化し、患者の負担が不当に拡大するおそれがあることや ② 安全性・有効性等が確認されていない医療の実施を助長するおそれがあること から適切ではなく、一定の適切なルールを設定し、その枠組みの下で実施することが重要であると考えている。 新規の医療技術に関しては、将来的な保険導入のための評価を行う目的で、安全性・有効性等が確認されたものについて、保険診療との併用を認めているところであり、このような制度を適切に活用して対応していくべきものと考えている。	右の提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。	回答「①患者に対して保険外の負担を求めることが一般化し、患者の負担が不当に拡大するおそれがあること」について： 遠隔転移を伴う末期進行がんの5年生存率は主だった部位において2－3%と非常に低い。保険診療では「治らない」と言っていい状況にあります。「がん難民」があくまで生存を求め、保険診療外の治療を模索するのは現状ですでに発生している事態であって、混合診療容認によって患者負担を低減することはあっても新たな負担増とはなりません。②免疫ががんを抑える科学的根拠は存在し、また患者本人の細胞を用いる免疫細胞療法の安全性が高いことは自明です。	C	Ⅰ	「患者負担の不当な拡大」と「安全性・有効性等が確認されていない医療の実施の助長」については、保険外診療と保険診療の併用を包括的に認めた場合に、一般的に生じる問題について述べたものである。 例えば、ご指摘の「がん免疫細胞療法」について、安全性・有効性等が確認されたものであれば、現行の先進医療に申請していただくことで十分に対応可能であると考えている。	右の提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。	①先進医療制度は適用条件が画一的な治験を前提としており、現実の末期進行がん患者さんの治療状況に合わない。②適用となったとしても、対象となり得るがん患者はごく僅かに過ぎない。③そもそも日本の標準治療自体が免疫重視の世界標準から完全に遅れており、先進医療制度の考え方は新世代の治療法に対応できない。④保険適用、更に全てのがんに適用拡大されるまで何十年もかかる、今、亡くなっていく患者さんをどうするのか？⑤先進医療は既存の療法の適用拡大を想定したもので、全く新しい治療法を審査する体制になっていない。	C	Ⅰ	我が国の医療保険制度を支える財源は、患者の自己負担のほか、国民の皆様から集められた保険料や税金から構成されており、その使途については、この費用を負担する方々の理解を得る必要がある。このため、保険給付の対象とする医療については、一定程度の安全性・有効性等が確立した医療である必要がある。 個々の患者の状態が異なることは十分に承知しているが、混合診療を無条件に認めることは、一部とはいえ安全性・有効性等が認められていない医療の費用を保険料や税金から賄うこととなるため、費用を負担する保険者や納税者の理解を得る必要があることを考慮すると困難である。 繰り返しとなるが、個々の療法について安全性・有効性等が確認されたものであれば、そのエビデンスをもとに、現行の先進医療制度に申請していただくことで十分に対応可能であると考えている。		1032010	リンパ球バンク株式会社、社団法人日本ニュービジネス協議会連合会	東京都	厚生労働省
0920260	医薬部外品の対象の拡大及び効能表示に係る規制の緩和	・薬事法第2条第2項及び第68条 ・薬事法第2条第2項の規定に基づき厚生労働大臣の指定する医薬部外品（昭和36年厚生省告示第14号）	医薬部外品は、薬事法第2条第2項及び昭和36年厚生省告示第14号により定められており、薬事法第14条に基づき品目ごとにその製造販売についての承認を得なければならない。		人の身体の構造又は機能に影響を及ぼすことを目的とし、主に自己の健康の管理、疾病の予防等のために使用される、人体に対する作用が緩和な、いわゆるサプリメントについて、薬事法第2条第2項に定める「医薬部外品」に分類し、同条同項第3号に基づく厚生労働大臣の指定の対象とすることを求めるとともに、同法第68条の適用にあっては医薬品と同等の取扱とすることを求める。	いわゆるサプリメントは、人の身体の構造又は機能に影響を及ぼしうるものであり、その使用は日常的な健康管理において有効な方法である。しかし、薬事法に基づく分類が行われていないことから、科学的に効能等が証明されている良品から、全く科学的根拠のない粗悪品まで様々なものが無秩序に流通している。良品については薬事法を遵守して効能が記載されることはないが、粗悪品については、多くの場合において、誇大広告ともとらえうる宣伝が行われていようであり、それらが低価格であることとあいまって、宣伝を誤信して購入した使用者においては健康被害も発生している。昨今、医薬品、医薬部外品等の誤使用による健康被害を防止する目的で薬事法が改正され最近施行されたところであるが、その目的を達成するためには本提案が措置されることも必要である。 また、安心社会の実現の観点からは、地域の医療の再生・強化において日常的な健康管理は不可欠な要素であり、この点についてもサプリメントの適正な生産、流通・販売及び使用は極めて重要であって、そのための措置を薬事法において講じることが必要である。 併せて、サプリメントの生産、流通等の担い手の多くは地域の中小企業であるが、現行制度は、地域特性を生かし法令を遵守して真面目に事業活動を行う企業にとっては不利に作用し、結果として地域経済の停滞や地域における雇用の不安定化にもつながりうると考えられる。 未来開拓戦略においては、地域医療強化、健康産業創出等を通じた健康長寿社会を実現するとともに、医療、健康サービスを新たな内需型産業として成長させることとされているが、本提案はそれに資するものと考えられる。	C	Ⅲ	○ 医薬部外品としての範囲は、その物の使用目的及び人体に対する作用について、その成分、分量、効能、効果等を総合的に判断して決めるべきものであり、いわゆるサプリメントについては、医薬部外品として規制を行わなければならないような状況ではないと考える。	右の提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。	○ 現に粗悪なサプリメントが市場に流通することによる健康被害は発生しており、これについて所管行政庁として何らの措置も講じないのは、医薬品のインターネット販売を健康被害の発生を理由に禁止したことを考えると、作為義務に反するもの。 ○ 独立行政法人国立健康・栄養研究所のホームページ等においてはサプリメントによる健康被害の情報が外国政府が発信した情報を中心に多数掲載されているが、貴省としてサプリメントによる健康被害を問題と認識し、その実態の積極的に把握に努めようという認識はあるのか。 ○ また、一般的な注意喚起も掲載されているが、そうした情報提供のみで十分であると考えているのか。 （詳細は補足資料）	C	Ⅲ	○ 食品について、健康被害が発生した場合等は、保健所等から報告を受け、連携を図りつつ、必要に応じ、製品名の公表や販売禁止等の措置を行っている。そのような情報については厚生労働省ホームページにおいて情報を提供しているほか、事業者に対して適正な製造に係る基本的考え方のガイドラインを作成する等、周知に努めている。 ○ 一方で、医薬部外品としての範囲は、その物の使用目的及び人体に対する作用について、その成分、分量、効能、効果等を総合的に判断して決めるものであり、いわゆるサプリメントについては、医薬部外品として規制を行わなければならないような状況ではないと考える。 ○ なお、改正薬事法の基本的な考え方は、医薬品の販売に当たっては、購入者に対し、専門家が対面で情報提供を行って販売することにより、医薬品の安全・適切な選択使用を確保するというものであり、郵便等販売については、このことが確保される状況にはないため、専門家による販売時の情報提供が不要な第3類医薬品に限ることとしたものである。	右の提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。	貴省ご回答においては、「医薬部外品としての範囲は、その物の使用目的及び人体に対する作用について、その成分、分量、効能、効果等を総合的に判断して決めるべき」とのことであるが、使用目的、人体に対する作用等が医薬部外品と酷似し、不適切な製造等による健康被害が現に発生している状況にあって、サプリメントが医薬部外品として規制されない明確な根拠は何か、教示されたい。また、健康被害について、情報提供や必要に応じた販売禁止等の措置によって対処しているとしているが、そうした発生後の個別の対処で十分であると考えているのか。	C	Ⅲ	○ 前回の回答のとおり、健康被害の発生をもって直ちに薬事法に基づく医薬部外品として規制するべきものとはならないと考えている。 ○ また、いわゆる健康食品については、安全性や有効性に関する科学的根拠等、一定の条件を満たした食品につき一定の機能性の表示を認める保健機能食品制度を設けているところであるが、それ以外の健康食品については、法令上定義を定めておらず、何ら規制を設けていない。したがって、保健機能食品を除く健康食品については、通常の食品と同様に、情報提供や必要に応じた販売禁止等の事後的な監視を行うことにより対応している。 ○ なお、厚生労働省において行っている対応については、例えば情報提供については、平成20年7月に取りまとめられた「健康食品」の安全性確保に関する検討会報告書に基づき、医師等に対する情報提供を行うとともに、消費者に対しても健康食品に関する知識の普及啓発に努めることとしている。		1034010	(株)三井物産戦略研究所	東京都	厚生労働省
0920270	慢性期医療拠点病院を設置	医療法第7条	病院を開設しようとするときは、都道府県知事の許可を受けなければならない。		急性期救急病院に介護士の配置（介護報酬）を認める。	目的: 大田区に慢性期医療拠点病院を設置し、要介護高齢者に発生した医療ニーズをトリアージし、適切な医療機関へ振り分けることにより、救急医療機関が本来の業務を滞りなく遂行出来る様にする。 提案理由: 都市部に於ける救急医療崩壊の原因の一つに、要介護高齢者の長期入院による病床回転率低下がある。これを解消するには、要介護高齢者の急性期・亜急性期・慢性期へと続く流れをスムースにする必要がある。 実施内容: 大田区内で在宅介護や特養・老健・有料老人ホーム・グループホーム等で介護を受けている要介護高齢者に医療ニーズが発生した場合、慢性期医療拠点病院に連絡を入れ、相談する。必要なら同病院に搬送し、初期診断と治療方針を立てる。同病院は、大田区内の一般救急病院や医療療養病床及び介護療養病床を持つ病院との間で、空床及び受け入れ可能か情報交換を行い、病態により急性期・亜急性期・慢性期に分けて、入院を要請する。さらに在宅療養支援診療所にも連絡をいれ、前記医療機関における治療が終了した後に、在宅ないしは介護施設においても治療が継続できるよう要請する。	D	－	「慢性期医療拠点病院」の設置について、御要望の内容が明確ではないが、医療法上、慢性期における医療提供の中核を担う病院を設置することは可能である。 また、救急医療を担う病院に介護職員を配置することは可能である。なお、介護報酬は介護保険法上の指定を受けた事業所が提供する介護保険サービスに対して支払われるものである。	右の提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。	医療法上、慢性期医療中核病院を設置すること、救急病院に介護職員を配置することが可能であったとしても、経営的に成り立つ報酬の裏付けがなければ、長期的には困難であり、参入もありえないのではないでしょうか。しかも、介護報酬は介護保険法上の指定がなければ支払われておりません。現行法の求めるものは、医療保険適用か介護保険適用かの選択であります。専ら急性期医療を担う病院に、介護保険指定事業所としての条件を求めれば、さらに採算を割り込む可能性が高くなり、その様な病院は現れないと考えられます。	D	－	御要望の慢性期医療拠点病院において行われるのは、医療ニーズが発生した場合の医療サービスの提供であると思われることから、このような医療サービスの提供に対して介護保険を適用することはできない。 急性期病院等も含め医療保険が適用となる医療機関において提供される医療については、それに付随して行われる介護職員等の看護補助者によるサービスも含めて、医療保険制度内において診療報酬上評価している。こうしたサービスについてさらに介護報酬において評価すると二重給付となり、保険料及び公費によって賄う保険制度上適切ではない。 なお、介護保険制度における指定は、利用者に提供される介護保険サービスについて、一定水準以上の質を担保するため行っている。	右の提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。	「病院において行われるのは、医療ニーズが発生した場合の医療サービスの提供だから介護保険を適用できない」との回答をいただきました。例えば動ける認知症で、重症な見当識障害があり、且つ介護に抵抗や暴言暴力等BPSDが見られる要介護高齢者が急性期一般病院に入院した場合、排尿便の始末や食事介助、徘徊の監視等に多大な手間がかかったとしても、これらは全て医療ニーズであり、医療サービスとして提供すべきである、と承りました。すると介護ニーズは、合併症が全くない健康な高齢者、例えば要支援や要介護度の低い人が主な対象となりますが、そのような場合なら問題は生じません。	D	－	急性期病院等の医療保険が適用となる医療機関において提供される医療については、介護保険の要介護度に応じた点数設定は行っていないが、治療に付随して行われる介護職員等の看護補助者によるサービスも含めて、医療保険制度内において診療報酬上評価しており、特に、随時看護や介助を必要とするような重症者やパーキンソン病等の難病患者については評価に加算を行うなどの配慮をしているところである。		1035010	個人	東京都	厚生労働省
0920280	要介護高齢者に、医療保険と介護保険の併用を認める。	健康保険法（大正11年法律第70号） 診療報酬の算定方法（平成20年厚生労働省令第59号）	要介護被保険者に対しては介護保険が優先されるが、一定の場合には医療保険との併用が認められている。		要介護高齢者に、医療保険と介護保険の併用を認める。	目的: 大田区内を医療介護特区に指定し、要介護高齢者に発生した医療介護ニーズに対し、医療保険と介護保険の併用を認める。 提案理由: 現行法では、要介護高齢者に医療介護ニーズが発生した場合、原則としてどちらか一方の保険のみが適用となる。しかし現実には、医療の中で介護が行われ、介護の中で医療が行われており、どの場面においてもサービスが不自由分との不満が聞かれる。しかも保険適用外のサービスに対する報酬は与えられないのが原則である。保険外サービスを利用者が求めても、提供するシステムがない。 実施内容: 特区内において医療保険と介護保険の併用を認め、それぞれ出来高払いとする。（一つ一つの介護サービスに対する個別評価が必要）これにより、利用者が必要とする医療介護を十分に提供した場合のサービスの必要量とコストが計算でき、費用対効果を考える資料となる。	D	Ⅰ	介護保険制度においては、日常的な医療ニーズへの対応についてもその給付に含まれており、要介護被保険者等に対しては、原則として介護保険給付が優先されることとなっている。しかし、介護保険給付では対応できないような医療ニーズに対しては医療保険給付を認めているところである。 このように、要介護高齢者については必要な範囲で医療保険と介護保険の併用が認められている。 なお、医療保険制度において、保険診療と保険外診療を併用することについては、 ① 患者に対して保険外の負担を求めることが一般化し、患者の負担が不当に拡大するおそれがあることや ② 安全性・有効性等が確認されていない医療の実施を助長するおそれがあること から適切ではなく、一定の適切なルールを設定し、その枠組みの下で実施することが重要であると考えている。	右の提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。	介護保険制度では、介護保険給付では対応できない医療ニーズに対して、医療保険給付を認めているとのご回答ですが、無条件に認められているわけではなく、十分でないから問題が生じているのではないでしょうか。「必要な範囲で認められている」という点に対し疑問が生じております。例えば、介護療養型医療施設では薬代、検査代は包括されており、高額の薬剤を服用する難病やがん末期患者、又は、頻回の検査を必要とする重症患者の受け入れは、採算ベースを割り込む可能性が高いのが現状です。	D	Ⅰ	高齢者に対する医療保険と介護保険の連携・分担については、今後検討を行うべき重要なテーマの一つと考えている。しかしながら医療保険と介護保険を併用することを無条件に認めれば、公金の二重給付となり、公費の適正な配分を損なうおそれがあることから、慎重な対応を要する。 介護報酬は、施設・事業者の経営実態を踏まえた上で、医師の配置に要する費用や、利用者に対して行われる一般的な医療に要する費用を含め、介護サービスに要する平均的な費用を勘案し、適切に設定しているところである。 ご指摘の点については、 ① 介護療養型医療施設においても、がん患者に対する抗悪性腫瘍剤などは医療保険から給付されるほか ② 特別養護老人ホームにおいては、配置されている医師が日常的な医療ニーズに対応するが、緊急の場合や患者の疾病が配置医師の専門外の場合には往診が認められている など、日常的な医療ニーズを超える部分については、医療保険からの給付が認められており、必要な医療は適切に提供されているものと考えている。 また、医療保険のリハビリテーションについては、 ① 医師が医学的に改善が見込まれると判断した場合については、日数上限を超えても診療報酬を算定することができるようになっているほか ② 一日あたり制限日数を超えた分については、現在すでに保険診療との併用が認められている。	右の提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。	「併給が公金の二重給付となり、公費の適正な配分を損なう」との指摘については、何か違法になるのでしょうか。 「介護報酬は医療に要する費用も含め、平均的費用を勘案し、適切に設定している」とあります。東京都の物価及び人件費は全国平均に対して20%以上高いといわれております。東京都在住の国家公務員は、全国一律給与に15%の特別地域加算が加えられていると聞き及びます。介護報酬の地域加算はそれに比べてかなり低いものです。都市部に関しては、介護報酬が適切であるとは思われません。	D	Ⅰ	二重給付により公費の適切な配分が損なわれることを防ぐため、医療保険各法において、介護保険法の規定により療養の給付等に相当する給付を受けることができる場合は、医療保険による給付を行わないことを定めている。 なお、地域区分ごとの一単位当たりの単価については、介護事業の経営実態の調査結果等を踏まえ、地域ごとの人件費水準等の客観的なデータに基づき、地域やサービスの実情を介護報酬に適切に反映させているところである。		1035020	個人	東京都	厚生労働省
0920290	在宅療養支援システムの構築	医療法第15条の2、医師法第17条	病院や診療所の管理者は、人体から採取された検体の血液学的検査等を委託しようとするときは、必要な検査設備を備えた医療機関又は衛生検査所等に委託しなければならない。 医師でなければ、医業をなしてはならない。		一般救急病院で、診断なしに検査結果のみを提供することを認める。	目的: 在宅や施設で介護を受ける要介護高齢者が安心して看取りを受けられる在宅療養支援システムを構築する。 提案理由: 在宅や施設介護で介護を受けている高齢者が急変した場合、診断をつけ予後を判定し、治療方針を立てるには、救急車を要請して救急病院に搬送するしか手段がないのが現状である。しかしそれは、患者も介護者も救急医療担当者にとっても本意ではない。 実施内容: 要介護高齢者の急変時に、救急医療体制を利用する以前に簡易診断がつけられる体制を構築する。夜間等急変時に往診した医師が、検査のみを依頼できる検査センターを設置する。例として急性期対応の救急病院で、診断なしに検査結果のみを提供できるサービス体制を認める。処方すれば投薬も受けられるシステムにする。これにより、要介護者は在宅等で介護を受けながら診療も同時に受けられる。	D	－	御要望の内容が明確ではないが、医療法や医師法上、診療所等の管理者である医師が、患者を往診し、診察した上で、当該患者の血液等の被検査物を採取し、必要な検査設備を備えた医療機関や衛生検査所に採取した被検査物の検査を依頼することは可能である。	右の提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。	在宅や介護施設入所者から採取した検体を、検査センターに運ぶことは現状でも行われています。しかし、レントゲン撮影やCT撮影を行うには、患者を検査機器のある所まで搬送する必要があり、なおかつ検査データのみを渡してくれる仕組みになっておりません。 現状では、救急車を要請し、2次救急病院を受診し、そこで初診を受け、検査が行われ、検査結果に対し診断を受け、治療方針が立てられています。もし、入院が必要となれば、ベッドを確保しなければならない為、入院ベッドの確保がなければ、最初から救急の受け入れを制限することになります。	D	－	御要望のレントゲン撮影やCT撮影等を医療機関が行い、その結果を他の医療機関に提供することについては、個人情報の保護に関する法律（平成一五年五月三十日法律第五十七号）等の規定に反しない限りにおいて、既に認められている。	右の提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。	現在、レントゲン撮影やCT撮影等を他の医療機関に依頼して行う場合、かかりつけ医師が依頼先病院に予約し、指定された日に患者を依頼先病院に受診させ検査を受け、（その日に検査データと読影結果を渡される場合もあるが、）後日に結果が郵送されている。ここで想定しているのは、在宅又は介護施設入所者が夜間休日時間帯に急変した場合、往診医師または配置医師が求める緊急検査の依頼である。通常このような場合、患者は救急車を要請して依頼病院の救急外来を受診し、当直医師又は救急担当医師の判断で緊急検査が行われている。	D	－	救急患者に対して検査設備を有する医療機関が検査を行い、検査結果に基づく診断及びその後の診療をかかりつけ医が行うことは、現行法上可能である。		1035030	個人	東京都	厚生労働省
0920300	自家製混合生薬リキュール（薬酒）の素材（混合生薬）販売の緩和	薬事法	薬事法（昭和35年法律第145号）は、保健衛生の向上を図る観点から、人の疾病の診断、治療、予防に使用されることが目的とされている物等を医薬品として、その品質、有効性及び安全性を確保するために必要な規制を行うものであり、同法において定義されている医薬品に該当するか否かは、通常人の理解において、「人又は動物の疾病の診断、治療又は予防等に使用されることが目的とされている」と認められるか否かにより判断されるものである。		薬剤師および登録販売者は、医薬品生薬のうち、毒性・危険性の高いものや麻薬性・向精神神経性を有するものを除いた、比較的危険度の低い生薬類の中で、薬膳・薬用酒に多用される生薬を、薬膳・薬膳酒素材の準食品生薬として調合・販売できるようにする。	予防医学として、食育や薬膳・漢方が叫ばれる中、中国薬膳・薬膳酒（漢方保健薬酒）に利用される生薬類が、現在日本においては医薬品となっており、調合・調理に利用できません。この措置により、本来の薬膳・薬膳酒、漢方生薬・薬草の利用と啓蒙が進み、予防医学の一助となるとともに、山間地における生薬資源の開発や栽培の促進、併せて自然と健康をアピールする地域づくりに寄与できる。 なお、準食品生薬のリスト（案）は別表1を参照。	C	Ⅰ	○ 薬事法（昭和35年法律第145号）は、保健衛生の向上を図る観点から、人の疾病の診断、治療又は予防に使用されることが目的とされている物等を医薬品として、その品質、有効性及び安全性を確保するために必要な規制を行うものであり、医薬品に該当するか否かは、通常人の理解において、「人の疾病の診断、治療又は予防等に使用されることが目的とされている」と認められるか否かにより判断されるものである。 ○ ご要望について、個々の製品が医薬品に該当するものであるかどうかは個別に判断すべきものであるが、医薬品に該当する場合には、その物の品質、有効性及び安全性について評価を行い、医薬品として承認した上で、承認の範囲内で効能効果を表示した販売、授与等を認めているところであり、こうした規制は、医薬品による保健衛生上の危害の発生を防ぐために必要不可欠なものであると考える。	右の提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。	・医療現場において、漢方は西洋医学を中心とした医師の指示で処方されている。しかも、限定された漢方処方が、病名に対応して患者に出される。漢方薬を化学薬品と同様に扱うのが現代の医学体系ならば、薬局製剤漢方処方だけを医薬品として登録すべきで、単独の生薬を医薬品として法律で縛るのは、薬膳や薬酒などの予防医学の範囲を著しく制限するものであり、国民の健康を守るためという詭弁で医師の権限を擁護する悪法である。一部の危険植物を除き、国家が制約すべきものではない。段階を踏む必要があるなら、薬剤師と登録販売者に調合販売の権限を与えるのが、代替医療・予防医療の進展に必要な第一歩でしょう。	C	Ⅰ	○ 薬事法（昭和35年法律第145号）は、保健衛生の向上を図る観点から、人の疾病の診断、治療又は予防に使用されることが目的とされている物等を医薬品として、その品質、有効性及び安全性を確保するために必要な規制を行うものであり、医薬品に該当するか否かは、通常人の理解において、「人の疾病の診断、治療又は予防等に使用されることが目的とされている」と認められるか否かについて、個々の製品の成分本質（原材料）、形状及びその物に表示された使用目的・効能効果・用法用量並びに販売方法、販売の際の演述等から、総合的に判断すべきものである。 ○ ご要望の生薬についても、医薬品としての使用実態のある成分や毒劇薬指定成分に相当する成分等の専ら医薬品として使用される成分を含有する場合や、疾病の診断、治療又は予防等人体への効果を期待する旨の標ぼうを行っている場合など、医薬品に該当すると判断される場合には、その物の品質、有効性及び安全性について評価を行い、医薬品として承認した上で、承認の範囲内で効能効果を表示した販売、授与等を認めているところであり、こうした規制は、医薬品による保健衛生上の危害の発生を防ぐために必要不可欠なものであると考える。	－	－	C	Ⅰ	－		1036020	個人	群馬県	厚生労働省

管理コード	要望事項 （事項名）	該当法令等	制度の現状	拡充提案・関連提案 に係る規制の特例措 置の番号・名称	求める措置の具体的内容	具体的事実の実施内容・提案理由	措置の分類	措置の内容	各府省庁からの提案に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府省庁からの再検討要請に対する回答	再々検討要請	提案主体からの再意見	「措置の分類」の再見直し	「措置の内容」の再見直し	各府省庁からの再々検討要請に対する回答	プロジェクト名	提案募集主体等地方公共団体名	提案主体名	都道府県	制度の所管・関係府省庁
0920310	療育を主な目的としたダウン症児の保育所への入所	児童福祉法第24条第1項、第39条 児童福祉法施行令第22条の1	保育所は日々保護者の委託を受けて、保育に欠ける乳幼児を保育する施設である。		児童福祉法第39条第1項において、「保育所は、日々保護者の委託を受けて、保育に欠けるその乳児又は幼児を保育することを目的とする施設とする」とあり、「保育に欠ける」という要件を満たさないダウン症児の保育所入所を認めていただきたい。	ダウン症児の障害の程度は個人差が大きいが、ダウン症児の特性から、保育元と一緒に集団生活を体験することが社会生活上の自立度を高めることになる。また、早期の健常児との生活体験はか学校における普通学級習得の可能性を高める。 3つ時点には、市立幼稚園・認定こども園となにない、現状では両親どちらかが非常のダウン症児は幼稚園等活動以外仕事がなく、ダウン症児は定期的な通園が必要な場合が多く、父母ともにフルタイムで就労し続けることは非常に難しい。保育所立元々保育における児童を保育する施設ではあるが、障害児にとっては生活の場、自立訓練の場としての二次的通場も兼ね、保育所での体験が子どもからの人生において大きな意味を持つ。社会保障審議会少子化対策特命の参議資料、「次世代育成支援のための新たな制度体系の設計に向けた今後の検討課題等」の、「第1次報告」の中に「保護者が非就労である障害児については、障害者施策との関係も含め、さらに検討する。」とされていることを受け、ダウン症児の保育所入所についても、保育所立元々保育における児童を保育する施設であるが、心身止を待ってよりく施設が当行可能となる状況です。これは、当が得た死亡（Preventable Death）以外のにもの下もありません。 実際、ドクターハリで出勤、現場で被災のみの医療行為を当行した29歳の看護師では、現場の平均自宅は3±1.1.4minsは平均保育所には9±3.29.3minsへ回復しており、統計学的に有意差を持って環境勤怠の改善に寄与の効果が認められた。さらに現場で環境勤怠の不安定さあった32例の検討では、現場での全例に輸送を行い、さらに9例に気管挿管と同じ時間管制を当行することで、予測生年年の現場の16±0.5時から病室時に22±0.±3.8に改善し、輸送の効果よ予後にも影響することが分明されました。 そこで、有急救命によるる静脈路確止前の静脈路確と輸液を提案いたします。 傷病者がの出生ショックの状態から心停止に陥る前に、救急救命士により静脈路確保が実施されれば、防ぎ得た死亡（Preventable Death）の削減に大きく寄与すると考えます。 適切な地域メディカルコントロール体制が完備されていることが必須の条件とし、さらに実際の現場で当行する際は医師の直接の指示下でも必医療よる国際サービス量が減少し、全体としての社会負担は減少することが予想される。	現在、社会保障審議会少子化対策特別部会において、次世代育成支援のための新たな制度体系の設計に係る検討を行っており、本年2月に議論の中間的な立りまとめとして、「第1次報告」が出された。 少子化対策特別部会においては、「保育に欠ける」要件の検討課題の一つとして、障害児の保育所入所についても現在議論されており、この「第1次報告」においては、「保護者が非就労である障害児については、障害者施策との関係も含め、さらに検討する。」とされているところ。 今後、この「第1次報告」に基づき、さらに詳細な検討を進めることとしており、当該議論を踏まえて、必要な制度改正等を行って参りたい。	C	I	横浜改革特区基本方針では、全国一律の規制からの転換を図り地域が自発性を持って特例措置を活用することで活性化を促進するとあるが、すでに社会保障審議会や議論時の事項については構造改革特区の対象にならないという姿勢である理解してよろしいか。また、障害児の保育所受入れについては、現状では両親がともに就労している児で限行法解釈上の「保育に欠ける要件」を満たす事例しか存在しないため、パイロット事業として本提案を認めていただくことに意義があると考えるが、本提案が認められず、社会保障審議会での議論を待たないと保育に欠ける要件の一切の緩和が認められないとするのであればその合理的な理由を示していただきたい。	C	I	現在、社会保障審議会少子化対策特別部会において、次世代育成支援のための新たな制度体系の設計に係る検討を行っているところ。 本年2月に行りまとめられた同部会の「第1次報告」においては、障害児の保育所入所について、「保護者が非就労である障害児については、障害者施策との関係も含め、さらに検討する。」こととされているところ。 今後、この「第1次報告」に基づき、全国的な制度としての詳細設計段階において、現場の実状や保育関係者のご意見も踏まえ、さらに検討を進めていくことにしており、検討中の段階でご指摘のような特区制度による先行した取り組みの実施を行うことは適切でない。	今回の回答は当初の回答の順序を入れ替えただけで、審議会で検討中の事項が特区で認められない具体的な理由が一切示されていない。審議会の結論がいつも時間も明らかでないので、全国一律の新しい規制を検討中なので認められないというのは特区基本方針の基本理念にも反つき、現場の実状や保育関係者のご意見も踏まえ、さらに検討を進めていくことが必要であり、現段階でご指摘のような取り組みを実施することは適切でない。	C	I	前回、回答した通り、社会保障審議会少子化対策特別部会の「第1次報告」に基づき、現場の実状や保育関係者のご意見も踏まえ、さらに検討を進めていくことが必要であり、現段階でご指摘のような取り組みを実施することは適切でない。			トムボーイ（茅ヶ崎市内のダウン症児の親の会）	神奈川県	厚生労働省
0920320	介護サービス事業所の人員基準の緩和による介護ボランティアの活用	介護保険法第74条第1項、第78条の4第1項、第8条第1項、第31条第2項、第110条第1項、第115条の45第1項、第115条の13第1項　等	介護保健施設や居宅サービス等において必要な人員基準上の人員として位置づけられる者は、当該施設・事業所が「従業者」であることとされている。		介護保険制度の求める一定水準以上のサービス提供が確保できると認められる場合には、人員基準上の介護職員に代わり介護ボランティアを活用できるよう人員基準を緩和する。 介護職員（生活支援業務に従事する非常勤職員を想定）の常勤換算で2人分を、介護ボランティア（常勤換算3人）で代替することを想定。	ボランティア意識の高揚が見られる現在、意欲のあるボランティアに介護サービスの一翼を担ってもらえる制度を整備することにより、今後益々増大する介護需要に応えられる地域の介護力の向上を図ることを目的とする。 なお、当該提案により、介護ボランティアの導入状況に応じた介護報酬の割り引きを行うことで、介護給付費の抑制を図るとともに、介護ボランティアのマンパワーの活用により介護職員の勤務の改善にも一定の効果が期待できる。 【介護ボランティアの具体的な活用事例】 ①介護老人福祉施設（地域密着型介護老人福祉施設を含む） ②介護職員（生活支援業務を担う非常勤職員（2人に代わり、介護ボランティアが常勤換算で3人配置することによって、当該人件費の削減分を、他の職員の処遇向上やケアの質の向上対策に充当し、効率的な経営やケアの質の向上につなげる。 【サービスの質の確保及び介護ボランティアの安定供給対策】 ・地域支援事業の活用により、介護ボランティアの安定供給を図る ・介護ボランティアには、一定の介護研修を義務付け、業務者の指示に基づく介護行為を行うものとする（当然ながら、介護ボランティアの自由意志に基づくもの） ・介護ボランティアは生活援助員の介護サービス全中心に担う ・事業者には、事故等が発生した場合のための保険加入を義務付ける ・定期的にサービスの質について確認を行う	-	-	C	I	-	-	C	I	-	-	-	-	C	I	-	愛媛県	愛媛県	厚生労働省
0920330	救急救命士による血糖測定と低血糖患者搬送への プロトコル整備	救急救命士法第43条、第44条 救急救命士法施行規則第21条	救急救命士は、保健師助産師看護師法第31条第1項及び第32条の規定にかかわらず、診療の補助として救急救命処置を行うことを業とすることができる。 救急救命士は、医師の具体的指示を受けなければ、厚生労働省令で定める救急救命処置を行うことはならない。		糖尿病患者を装している傷病者へ、直接メディカルコントロール下において救急救命士による血糖測定器による血糖値測定と、低血糖発作が確定した際にブドウ糖溶液の投与を行う。	糖尿病の国内患者数は、この40年間で約3万人から700万人程度にまで増加し、さらに境界型（糖尿病予備軍）を含めると2000万人に及ぶとも言われます。この糖尿病患者数の増加と相まって、低血糖発作で救急搬送されるケースも増加しています。 重症低血糖発作では昏睡状態となり、症状からは脳血管障害との鑑別が重要となります。この鑑別には血糖測定が有効ですが、現在の救急救命士法では院内血糖測定器による血糖測定を実施することはできません。そのため、強く低血糖発作が疑われる患者であっても、救急隊は臨床現場では、血糖測定ができないために可能なブドウ糖溶液の投与を躊躇くされます。 当該血糖測定器の取扱いは容易であり、患者本人だけでなく医学知識の全くない患者家族でさえも外来での短時間の練習で医行可能です。 もし、血糖測定器を搭載した救急車が出動し、医行為として救急隊員に低血糖発作の鑑別だけでなく、適正な医療機関の選択にも大変有効です。また、低血糖発作症前に対しては静脈路確保を行い、ブドウ糖溶液を投与することは昏睡状態からの早い回復に大変有効と考えます。 当MCでは、救急救命士に糖尿病の病型を理・低血糖症状の臨床方法・血糖測定器の使用実習・ブドウ糖液の使用方法など独自のカリキュラムを組み、救急救命士の医学知識と医療技術を担保し、MCにて認定を行った上での医行を考えております。 適切な地域メディカルコントロール体制が完備されていること、医師の直接の指示下である直接メディカルコントロール下であることが必須の条件とした上で、本提案を認めていただきたいと思います。	救急救命士の業務のあり方等に関する検討会において検討を行っていることであり、今後の検討スケジュール、実際の予定時期など、検討内容について、現時点で回答できる段階にはない。 あわせての提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。	C	III	本提案は、「救急救命士の業務のあり方等に関する検討会」において検討を行っていることであり、今後の検討スケジュール、実際の予定時期など、検討内容について、現時点で回答できる段階にはない。 あわせての提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。	C	III	御提案については、「救急救命士の業務のあり方等に関する検討会」において検討を行っているところであり、厚生労働科学研究班による医学的有効性、安全性等に関する検証の結果が判明した後、その結果を踏まえ、議論を進めることとしている。厚生労働省としては、御提案の趣旨を踏まえるとともに、御提案の内容については、現在の救急救命士の養成課程における教育内容等を踏まえると、救急救命士に行わせることは適切ではなく、このような段階において、特区において実験的・先駆的に開始することは適切ではないと考える。	本提案に関して、安全性等を検証中のところですが、その検証内容、検証方法、検証後の方向性等、提示いただくことを希望します。また、本提案が「特区において実験的に事例を蓄積」となることに神経質になられているようですが、本提案の実現には成熟したメディカルコントロール体制の存在が絶対条件となりますし、また、現実にMIC体制の地域格差は非常に大きく、貴省のお考えの「全国足並みそろえて」開始をすることは到底無理であることは明白です。そこで体制が充実している当MIC千枚近くで先駆的に開始し、その結果を以って全国のMIC体制の充実にも寄与できるものと考えます。決して「実験的」では無い事をご理解下さい。	C	III	御提案については、「救急救命士の業務のあり方等に関する検討会」において検討を行っているところであり、厚生労働科学研究班による医学的有効性、安全性等に関する検証の結果が判明した後、その結果を踏まえ、議論を進めることとしている。厚生労働省としては、御提案の趣旨を踏まえるとともに、御提案の内容については、現在の救急救命士の養成課程における教育内容等を踏まえると、救急救命士に行わせることは適切ではなく、このような段階において、特区において実験的・先駆的に開始することは適切ではないと考える。			印旛地域救急業務メディカルコントロール協議会	千葉県	厚生労働省 厚生労働省
0920340	救急救命士による重症喘息患者に対する吸入β刺激薬使用	救急救命士法第43条、第44条 救急救命士法施行規則第21条	救急救命士は、保健師助産師看護師法第31条第1項及び第32条の規定にかかわらず、診療の補助として救急救命処置を行うことを業とすることができる。 救急救命士は、医師の具体的指示を受けなければ、厚生労働省令で定める救急救命処置を行うことはならない。		喘息治療中患者の重症発作時に、直接メディカルコントロールにおいて、医力されている吸入β刺激薬を救急救命士が使用し、病院前における喘息死を防ぐことに寄与する。	本邦における気管支喘息での年間死亡数は、平成17年の人口動態統計による2,193人（男性 1565人、女性633人）となっています。人口10万人に対する死亡率は2.5人で、この10年間で半減しているものの、喘息死に遭遇することは稀ではありません。 現在、救急救命士が重症化した気管支喘息の傷病者に対して行うとの出来る応急処置は、酸素投与のみとなっております。重症喘息発作時には、救急隊員の重篤や臨床の診断、治療又は予防等に使用されるとの目的とされていることが認められるが否かにより判断されるものである。 「人文社会科学的な観点」 ・平成10年3月24日医薬発第329号厚生労働省医薬局長通知「医用製品（輸入）承認基準」 医薬品・医薬部外品の製造販売については、厚生労働大臣の承認がある。 医薬品の製造販売の承認については、厚生労働省において「医用材製品（輸入）承認基準（平成10年3月24日医薬発第329号厚生労働省医薬局長通知）」が定められ、かつその基準によって同一的な審査を行うことができるとされている。	現在、救急救命士が重症化した気管支喘息の傷病者に対して行うとの出来る応急処置は、酸素投与のみとなっております。重症喘息発作時には、急治療又は予防等に使用されるとの目的とされていることが認められるが否かにより判断されるものである。 「人文社会科学的な観点」 ・平成10年3月24日医薬発第329号厚生労働省医薬局長通知「医用製品（輸入）承認基準」 医薬品・医薬部外品の製造販売については、厚生労働大臣の承認がある。 医薬品の製造販売の承認については、厚生労働省において「医用材製品（輸入）承認基準（平成10年3月24日医薬発第329号厚生労働省医薬局長通知）」が定められ、かつその基準によって同一的な審査を行うことができるとされている。	救急救命士法第43条、第44条 救急救命士法施行規則第21条	出血性ショックや、明らかな肢水等を呈している傷病者に対し、直接メディカルコントロール下において救急救命士による静脈路確保、輸液処置により、防ぎ得た死亡の削減に寄与する。	現在の救急救命士法では、安今により静脈確保は処置の患者に対して医師の指示のもとに元めた医療行為（特定行為）が許されておりますが、交通事故等の外傷傷病者や肺や疾患、消化管出血等の出血性ショックの傷病者に対しても静脈確保と輸液を実施することは出来ません。つまり現状では、救急救命士は目前で血圧が低下し、生命徴候が失われてゆく傷病者を見守るしかなく、心停止を待ってよりく施設が当行可能となる状況です。これは、防ぎ得た死亡（Preventable Death）以外のにもの下もありません。 実際、ドクターハリで出勤、現場で被災のみの医療行為を当行した29歳の看護師では、現場の平均自宅は3±1.1.4minsは平均保育所には9±3.29.3minsへ回復しており、統計学的に有意差を持って環境勤怠の改善に寄与の効果が認められた。さらに現場で環境勤怠の不安定さあった32例の検討では、現場での全例に輸送を行い、さらに9例に気管挿管と同じ時間管制を当行することで、予測生年年の現場の16±0.5時から病室時に22±0.±3.8に改善し、輸液の効果よ予後にも影響することが分明されました。 そこで、救急救命士による静脈路確止前の静脈路確と輸液を提案いたします。 傷病者がの出生ショックの状態から心停止に陥る前に、救急救命士により静脈路確保が実施されれば、防ぎ得た死亡（Preventable Death）の削減に大きく寄与すると考えます。 適切な地域メディカルコントロール体制が完備されていることが必須の条件とし、さらに実際の現場で当行する際は医師の直接の指示下でも必医療よる国際サービス量が減少し、全体としての社会負担は減少することが予想される。	C	III	御提案については、「救急救命士の業務のあり方等に関する検討会」において検討を行っているところである。	-	-	-	-	C	III	御提案については、「救急救命士の業務のあり方等に関する検討会」において検討を行っているところであり、厚生労働科学研究班による医学的有効性、安全性等に関する検証の結果が判明した後、その結果を踏まえ、議論を進めることとしている。厚生労働省としては、御提案の趣旨を踏まえるとともに、御提案の内容については、現在の救急救命士の養成課程における教育内容等を踏まえると、救急救命士に行わせることは適切ではなく、このような段階において、特区において実験的・先駆的に開始することは適切ではないと考える。	本提案に関して、安全性等を検証中のところですが、その検証内容、検証方法、検証後の方向性等、提示いただくことを希望します。また、本提案が「特区において実験的に事例を蓄積」となることに神経質になられているようですが、本提案の実現には成熟したメディカルコントロール体制の存在が絶対条件となりますし、また、現実にMIC体制の地域格差は非常に大きく、貴省のお考えの「全国足並みそろえて」開始をすることは到底無理であることは明白です。そこで体制が充実している当MIC千枚近くで先駆的に開始し、その結果を以って全国のMIC体制の充実にも寄与できるものと考えます。決して「実験的」では無い事をご理解下さい。	C	III	御提案については、「救急救命士の業務のあり方等に関する検討会」において検討を行っているところであり、厚生労働科学研究班による医学的有効性、安全性等に関する検証の結果が判明した後、その結果を踏まえ、議論を進めることとしている。厚生労働省としては、御提案の趣旨を踏まえるとともに、御提案の内容については、現在の救急救命士の養成課程における教育内容等を踏まえると、救急救命士に行わせることは適切ではなく、このような段階において、特区において実験的・先駆的に開始することは適切ではないと考える。			印旛地域救急業務メディカルコントロール協議会	千葉県	厚生労働省 厚生労働省
0920350	救急救命士による肺梗栓等止術の静脈路確保と輸液について	救急救命士法第43条、第44条 救急救命士法施行規則第21条	救急救命士は、保健師助産師看護師法第31条第1項及び第32条の規定にかかわらず、診療の補助として救急救命処置を行うことを業とすることができる。 救急救命士は、医師の具体的指示を受けなければ、厚生労働省令で定める救急救命処置を行うことはならない。		出血性ショックや、明らかな肢水等を呈している傷病者に対し、直接メディカルコントロール下において救急救命士による静脈路確保、輸液処置により、防ぎ得た死亡の削減に寄与する。	現在の救急救命士法では、安今により静脈確保は処置の患者に対して医師の指示のもとに元めた医療行為（特定行為）が許されておりますが、交通事故等の外傷傷病者や肺や疾患、消化管出血等の出血性ショックの傷病者に対しても静脈確保と輸液を実施することは出来ません。つまり現状では、救急救命士は目前で血圧が低下し、生命徴候が失われてゆく傷病者を見守るしかなく、心停止を待ってよりく施設が当行可能となる状況です。これは、防ぎ得た死亡（Preventable Death）以外のにもの下もありません。 実際、ドクターハリで出勤、現場で被災のみの医療行為を当行した29歳の看護師では、現場の平均自宅は3±1.1.4minsは平均保育所には9±3.29.3minsへ回復しており、統計学的に有意差を持って環境勤怠の改善に寄与の効果が認められた。さらに現場で環境勤怠の不安定さあった32例の検討では、現場での全例に輸送を行い、さらに9例に気管挿管と同じ時間管制を当行することで、予測生年年の現場の16±0.5時から病室時に22±0.±3.8に改善し、輸液の効果よ予後にも影響することが分明されました。 そこで、救急救命士による静脈路確止前の静脈路確と輸液を提案いたします。 傷病者がの出生ショックの状態から心停止に陥る前に、救急救命士により静脈路確保が実施されれば、防ぎ得た死亡（Preventable Death）の削減に大きく寄与すると考えます。 適切な地域メディカルコントロール体制が完備されていることが必須の条件とし、さらに実際の現場で当行する際は医師の直接の指示下でも必医療よる国際サービス量が減少し、全体としての社会負担は減少することが予想される。	C	III	御提案については、「救急救命士の業務のあり方等に関する検討会」において検討を行っているところである。	右の提案主体からの意見もあるように、「救急救命士の業務のあり方等に関する検討会」における具体的な検討スケジュールや検討内容等について例示されたい。 あわせての提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。	C	III	御提案については、「救急救命士の業務のあり方等に関する検討会」において検討を行っているところであり、厚生労働科学研究班による医学的有効性、安全性等に関する検証の結果が判明した後、その結果を踏まえ、議論を進めることとしている。厚生労働省としては、御提案の趣旨を踏まえるとともに、御提案の内容については、現在の救急救命士の養成課程における教育内容等を踏まえると、救急救命士に行わせることは適切ではなく、このような段階において、特区において実験的・先駆的に開始することは適切ではないと考える。	右の提案主体からの意見もあるように、「救急救命士の業務のあり方等に関する検討会」において検討を行っているところであり、厚生労働科学研究班による医学的有効性、安全性等に関する検証の結果が判明した後、その結果を踏まえ、議論を進めることとしている。厚生労働省としては、御提案の趣旨を踏まえるとともに、御提案の内容については、現在の救急救命士の養成課程における教育内容等を踏まえると、救急救命士に行わせることは適切ではなく、このような段階において、特区において実験的・先駆的に開始することは適切ではないと考える。	C	III	御提案については、「救急救命士の業務のあり方等に関する検討会」において検討を行っているところであり、厚生労働科学研究班による医学的有効性、安全性等に関する検証の結果が判明した後、その結果を踏まえ、議論を進めることとしている。厚生労働省としては、御提案の趣旨を踏まえるとともに、御提案の内容については、現在の救急救命士の養成課程における教育内容等を踏まえると、救急救命士に行わせることは適切ではなく、このような段階において、特区において実験的・先駆的に開始することは適切ではないと考える。			印旛地域救急業務メディカルコントロール協議会	千葉県	厚生労働省 厚生労働省
0920360	新医薬品の製造販売承認後に係るGMP調査に関する基準適合調査の実施主体の拡大	薬事法 薬事法施行令	薬事法第14条6項に規定するGMP適合性調査について、薬事法14条6項の新医薬品に該当する場合は、施行令8の2項7号により、前台機構が実施している。		厚生労働大臣が独立行政法人医薬品医療機器総合機構に行わせている GMP調査のうち、新医薬品（生物学的製剤等を除く。）の製造販売承認後に行うもの、大阪府内の製造所に係るものは、大阪府が実施できるよう措置する。	厚生労働大臣が独立行政法人医薬品医療機器総合機構（以下「前合機構」という。）に行わせている新医薬品（生物学的製剤等を除く。以下同じ。）に係るGMP調査について、第14次提案により、大阪府が実施できるよう措置を求めたところであるところ、これに対し、厚生労働省からは、製造販売の承認時、承認後にかかわらず、新医薬品のGMP調査は、前合機構において行うことが適当であるとの回答をいただいたところである。 しかしながら、新医薬品の製造販売の承認後、5年を経過するごとに行われるGMP調査（以下「GMP定期調査」という。）は、承認時に審査と一体的に行われるものとは異なり、再審査とは独立して行われており、品質の技術に特化したものである。また、仮に承認後に審査与副作用が発現した上で、副作用等の安全性情報は、Qが令を（医薬品等の製造販売後安全管理の基準に関する省令）により製造販売業者に作成が義務付けられている「安全管理情報の収集に関する手順書」で規定することが可能である。 一方、現状制度の弊害として、新医薬品の製造販売の承認後、当該医薬品を輸出する場合に、製造販売業者は、上記の前合機構による GMP定期調査とは別に、大阪府知事による GMP調査を受ける必要があり、このような調査手続及び調査内容が全く同一のご者の調査は、製造販売業者に大きな負担となっていることが挙げられる。 このため、新医薬品に係るGMP調査については、今回はGMP定期調査に限定し、改めて大阪府知事が実施できるよう措置することを提案するものである。	平成17年から施行された改正薬事法において、新医薬品のGMP/QMP定期調査の実施主体が厚成労働大臣から独立行政法人医薬品医療機器総合機構へ移管されたが、改正法施行後の初回のGMP定期調査において、新医薬品に対する調査の実施率が極めて高い状態であり、前合機構のGMP調査実施体制が非常に逼迫していることが判明している。 また、輸入医薬品や高度な専門性が要求される生物学的製剤等、GMP調査の実施主体となる多くの品目を抱えている機構の状況と踏まえ、人的能力の選択・集中化という観点から、新医薬品に関するGMP定期調査を都道府県へ権限委譲することについて検討・判断していくべきではないか。 あわせて前の提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し、回答されたい。	C	II	〇 新医薬品の販売開始後には、承認前の治験時に比べてその使用患者数が急激に増加し、使用患者の状況も治験時に比べて多様化することから、承認前には判明していなかった重篤な副作用等が発現する可能性がある。 〇 そのため、平成14年改正薬事法（平成17年施行）において、新医薬品については、承認時に品質、有効性・安全性評価を行った前合機構が引き続き、承認後の薬生産段階における当該医薬品のGMP適合状況についても、調査を行うこととしたところである。 〇 平成17年の制度施行から5年を経過しており、承認後の薬生産段階における GMP定期調査が一巡していない現時点において、その妥当性を評価するには早計にすぎる、ますは、各自治体の意見も踏まえつつ、評価を行っていくことが適切であると考える。	新医薬品の承認時におけるGMP調査は、治験薬と市販後製品の同等性を保証することにより、実生産段階のGMP適合状況を確認するものである。また、当該承認後のGMP定期調査は、新医薬品であっても、その承認時のGMP適合状況が実生産段階においても継続して確保されていることを保証するものであり、大阪府が現在実施している後発医薬品や輸出用医薬品に係るGMP調査と異なるものではない。したがって、新医薬品の製造販売承認後におけるGMP定期調査を都道府県へ権限委譲することは、承認審査主体と同一であると必要はなく、大阪府で実施することが可能であり、新医薬品に係るGMP調査については、引き続き大阪府が実施できるよう措置することを提案する。	平成17年に施行された改正薬事法に基づき機構が実施する新医薬品の承認後のGMP調査については、輸入医薬品や高度な専門性が要求される生物学的製剤等、GMP調査の実施主体となる多くの品目を抱えている機構の状況も踏まえ、人的能力の選択・集中化という観点から、各自治体の意見も踏まえつつ、その妥当性の評価を進めていく。	現状の新医薬品に係る承認後のGMP調査の実施主体について、お示しのように、各自治体の意見も踏まえつつ、その妥当性の評価を進めていただき、その為り方について検討願いたい。 あわせての提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し、回答されたい。	F	II	平成14年改正薬事法（平成17年施行）に基づく新医薬品に関する承認後の実生産段階におけるGMP調査の実施主体の役割分担について、ご指摘の通り、各自治体の意見も踏まえつつ、遂やかに評価を行い、結論を得るべく、検討していきたい。			大阪府 大阪バイオ戦略推進会議 大阪医薬品協会	大阪府	厚生労働省
0920370	・NPO法人が整備する「有料老人ホーム」で適合高齢者専用賃貸住宅の高齢者/身障者対応賃貸住宅に対する認定等の厳和。	地方行政法人福祉医療機構法 附則第1条第1項 地方行政法人福祉医療機構法 附則第14条、第2条	地方行政法人福祉医療機構法 附則第1条第1項 地方行政法人福祉医療機構法 附則第14条、第2条		・NPO法人による高齢者/身障者対応賃貸住宅整備において、介護士・看護士へヘルパーの基準を「ケープチーム・ネットワーク」によって補完することで、事業の効率化を図り、生活保護者でも利用可能なサービスを提供できる、当該賃貸整備費を独立行政法人・福祉医療機構からの融資金を前利で活用できるように厳和。	【提案理由】 ・NPO法人が「特別養護老人ホーム」「有料老人ホーム」に入所できない高齢者/身障者の受け皿として、「高齢サービス」「看護・介護サービス」「配力室サービス」「食事サービス」をサポート、生活保護者認定未給者も利用可能な賃貸住宅の整備と周辺事業への雇用による自立支援を図る。また、2011年3月の提供委員保会の勧告に対し、現在入院中の高齢者（全国で5万人）の受入も一部担う。 ・NPO法人による核への整備も選択によって、市町村の財政負担を軽減する。 ・介護職員育成を図る。 【特区】 「医療、看護、介護、処方薬等のセーフティーネットワーク」とNPO外部組織を構築することで、介護士・看護士・ヘルパー等の認定基準の代替措置とする。これによって、事業の効率化を図る。	C	II	独立行政法人福祉医療機構が行う賃貸資付事業については、「独立行政法人整備等型社会福祉施設等資付事業に関する業務方法書」（平成18年12月21日厚労発第1221001号）「資付対象の要点化」等を図るとされているところ、御指摘の「高齢者/身障者対応賃貸住宅」が「高齢者の身体障害者の入居を想定する賃貸住宅」に該当するかどうかについては、必ずしも明らかではないが、福祉施設とはいえないのに対して、機構の融資対象とすることは困難であるとされるものと御理解する。	右の提案主体からの意見もあるように、「有料老人ホーム」に入所できない高齢者/身障者の受け皿として、「高齢サービス」「看護・介護サービス」「配力室サービス」「食事サービス」をサポート、生活保護者認定未給者も利用可能な賃貸住宅の整備と周辺事業への雇用による自立支援を図る。また、2011年3月の提供委員保会の勧告に対し、現在入院中の高齢者（全国で5万人）の受入も一部担う。 ・NPO法人による核への整備も選択によって、市町村の財政負担を軽減する。 ・介護職員育成を図る。 【特区】 「医療、看護、介護、処方薬等のセーフティーネットワーク」とNPO外部組織を構築することで、介護士・看護士・ヘルパー等の認定基準の代替措置とする。これによって、事業の効率化を図る。	本提案は、「有料老人ホーム」に入所できない高齢者/身障者の受け皿として、「高齢サービス」「看護・介護サービス」「配力室サービス」「食事サービス」をサポートし、生活保護者認定未給者も利用可能な賃貸住宅の整備と周辺事業への雇用による自立支援を図るとされているが、本提案が認められた場合、具体的にどのような賃貸住宅が整備されるのか。 また、「有料老人ホーム」に入所できない高齢者/身障者の受け皿として、「高齢サービス」「看護・介護サービス」「配力室サービス」「食事サービス」をサポートし、生活保護者認定未給者も利用可能な賃貸住宅の整備と周辺事業への雇用による自立支援を図るとされているが、本提案が認められた場合、具体的にどのような賃貸住宅が整備されるのか。	C	II	御提案については、「有料老人ホーム」に入所できない高齢者/身障者の受け皿として、「高齢サービス」「看護・介護サービス」「配力室サービス」「食事サービス」をサポートし、生活保護者認定未給者も利用可能な賃貸住宅の整備と周辺事業への雇用による自立支援を図るとされているが、本提案が認められた場合、具体的にどのような賃貸住宅が整備されるのか。	-	-	-	地域活性化モデル事業	1005900300	ドットプラコン	高知県	厚生労働省
0920380	薬草利用の規制緩和		薬事法（昭和35年法律第145号）は、保健衛生の向上を図る観点から、人の疾病の診断、治療、予防に使用されることが目的とされている物等を医薬品として、その品質、有効性及び安全性を確保するために必要な規制を行うものであり、同法において定義されている医薬品に該当するか否かは、通常人の理解において、「人文社会科学的な観点」から判断されるものである。 ・薬事法第2条第2項 ・薬事法第2条第2項の規定に基づき厚生労働大臣の指定した医薬部外品 ・平成10年3月24日医薬発第329号厚生労働省医薬局長通知「医用製品（輸入）承認基準」 ・平成10年3月24日医薬発第329号厚生労働省医薬局長通知「医用材製品（輸入）承認基準」	薬事法（昭和35年法律第145号）は、保健衛生の向上を図る観点から、人の疾病の診断、治療又は予防に使用されることが目的とされている物等を医薬品として、その品質、有効性及び安全性を確保するために必要な規制を行うものであり、同法において定義されている医薬品に該当するか否かは、通常人の理解において、「人文社会科学的な観点」から判断されるものである。 ・薬事法第2条第2項 ・薬事法第2条第2項の規定に基づき厚生労働大臣の指定した医薬部外品 ・平成10年3月24日医薬発第329号厚生労働省医薬局長通知「医用材製品（輸入）承認基準」 ・平成10年3月24日医薬発第329号厚生労働省医薬局長通知「医用材製品（輸入）承認基準（平成10年3月24日医薬発第329号厚生労働省医薬局長通知）」が定められ、かつその基準によって同一的な審査を行うことができるとされている。	【薬草利用の利用及び販売を、一定の地域限については規制の対象外とする】 ①伝統的に使用されている伊吹百草を選定し、薬事法で規制されている伊吹百草を利用販売できるように規制の緩和をする。 ②伝統的に使用されている風呂用の伊吹百草を選定し、国が定める医用和来認基準範囲に認められるよう規制の緩和をする。 ③伝統的に使用されている飲用（お茶）としての伊吹百草を選定し、効能効果を標ぼうできる特例を出し、伝統的な配合にて利用販売できるようにする。	伊吹百草における利用制限の緩和を図るにおより、岐阜県選定「にまの原石」でもある「薬草ヨのブランド力を高め、地域の活性化、伝統文化の保存、地域雇用の発展を目指す。　【対象地域】岐阜川町 有巻田地区 【地域の背景】薬草の宝庫として知られる伊吹山麓に位置する岐阜県使川町有巻田地区においては古くから「薬草」を用いた文化と習慣があり、生活と密着している。事から地域住民の生活にとっても大切であり、生活を助ける救急作物でもあった。しかし、薬草法という規制の故事、薬草法、医薬部外品とされる薬草の無条件な使用ができなくなり、地域住民の生活スタイルを大きく変化させてしまっている。加えて、山間地のため人口増加する問題でもある過疎化にこの問題が大きく影響している岐阜、地域にとって死にいたる患者を救命することに非常に有効と考えます。 当MCでは、救急救命士に医学実地患者の病型生理・重症喘息患者の監知方法・非制薬薬の作用と副作用・吸入器の使用方法など独自のカリキュラムを組み、救急救命士の医学知識と医療技術を担保し、MCにて認定を行った上での医行を考えております。 適切な地域メディカルコントロール体制が完備されていること、医師の直接の指示下であること直接メディカルコントロール下であることが必須の条件とした上で、本提案を認めていただきたいと思います。	-	-	(1)～(3) C	(1) (2)Ⅳ (3)Ⅰ	(1)、(2)について 〇 薬事法（昭和35年法律第145号）は、保健衛生の向上を図る観点から、人の疾病の診断、治療又は予防に使用されることが目的とされている物等を医薬品として、その品質、有効性及び安全性について薬事上の規制を行うものであり、医薬品等に該当するか否かは、通常人の理解において、「人の疾病の診断、治療又は予防等に使用されることが目的とされているか否かにより判断されるものである。 〇 ご質問については、個々の医薬品や医薬品等に該当するものであるかどうか、個別に判断できるものであり、医薬品等に該当する場合には、その物の品質、有効性及び安全性について評価を行い、医薬品等として承認したまで、承認の前提内で効能効果を表示した販売、授与等を認めているところであり、こうした観点は、医薬品等による保健衛生上の危害の発生を防ぐために必要不可欠なものであると考える。 (3)について 〇 医薬部外品については、薬事法第14条において、品質・性状が透切であり、有効かつ安全な医薬部外品であることとされているため、人体に影響を及ぼすような有効的なデータを持ち合わせていない薬品用の伊吹薬草について、ご提案のような規制緩和を図ることは困難であると考える。	-	-	(1)～(3) C	(1) (2)Ⅳ (3)Ⅰ	-	-	(1)～(3) C	(1) (2)Ⅳ (3)Ⅰ	-	1006100110	山菜の里いび	岐阜県	厚生労働省

09 厚生労働省 非予算（特区・地域再生 再々検討要請回答）.xls

管理コード	要望事項（事項名）	該当法令等	制度の現状	拡充提案・関連提案に係る規制の特例措置の番号・名称	求める措置の具体的内容	具体的事案や実施内容・提案理由	措置の分類	措置の内容	各府省庁からの提案に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府省庁からの再検討要請に対する回答	再々検討要請	提案主体からの再意見	「措置の分類」の再見直し	「措置の内容」の再見直し	各府省庁からの再々検討要請に対する回答	プロジェクト名	提案募集等特区管理	提案主体名	都道府県	制度の所管・関係府省庁
0920390	認可保育所における給食調理室の設備基準にかかる規制の緩和	児童福祉施設最低基準第11条、第32条第1項、第35項	児童福祉施設における給食の外部搬入方式の容認事業	420 公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業	私立認可保育所においても、3歳以上の入所児童について、施設外で調理し搬入する食事の提供方法を認めるとともに、調理設備に関する基準が緩和されている。 また、「公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業」（特区の特例措置920の全府省庁共通）は、3歳以上の児童に限り、私立認可保育所においても、3歳以上の入所児童について、施設外で調理し搬入する食事の提供方法が認められることに、調理設備に関する基準が緩和されている。 一方、私立認可保育所では、施設外で調理し搬入する食事の提供方法が認められず、全ての入所児童に対して食事を提供するための設備が必要。	認定こども園（保育所型を除く）では、公立・私立を問わず、3歳以上の入所児童について、施設外で調理し搬入する食事の提供方法が認められるとともに、調理設備に関する基準が緩和されている。 また、「公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業」（特区の特例措置920の全府省庁共通）では、施設外で調理し搬入する食事の提供方法が認められることに、調理設備に関する基準が緩和されている。 一方、私立認可保育所では、施設外で調理し搬入する食事の提供方法が認められず、全ての入所児童に対して食事を提供するための設備が必要。 こうした状況を踏まえ、今後の待機児童解消のための新規事業者の参入や保育所経営の合理化に資するべく、私立認可保育所においても、3歳以上の入所児童について、施設外で調理し搬入する食事の提供方法を認めるとともに、調理設備に関する基準を緩和することが認定こども園と同様の特例、又は、公立保育所のように認めている特区の特例措置920の対象とし、3歳以上の児童に限り、私立認可保育所においても認めることを提案する。	C	Ⅲ	保育所における給食は、体や心が十分に成長していない乳幼児に対して提供されるものであることから、給食の外部搬入については、衛生管理に応じた給食の提供、アレルギー児への対応、保護者負荷への対応、食育の実施などがあった課題もしくは懸念があり、慎重な検討が必要であるため、これら課題ごとに対応できるようにすることが必要である。 このような考え方も含め、給食の外部搬入については、公立保育所における特区の中で検証等を行っているが、現在においても外部搬入に係る弊害等も指摘されており、そこで、本年2月の構造改革特別区域推進本部において、今後、「地方自治体や民間・保健衛生の専門家に対するヒアリング等を行い、保育所の設備及び児童の発育状況の観点から、保育所における給食提供にあたっての留意点、本特例措置を全国展開して外部搬入方式により給食を行う場合の留意方法や提供食品の安全性の確保方法等について検討を行う。」こととされ、「平成21年度に評価を行い、関係府省庁において、結論を得た上で、必要な措置を講ずる。」こととされているところ。 したがって、厚生労働省としては、子どもの育ちを支えるという観点からすると、外部搬入について弊害が指摘されていることに鑑みると、慎重な検討が必要な弊害等が整っていない現状において、さらに私立保育所も外部搬入の特区として認めるには困難であり、まずは構造改革特別区域推進本部における特区の検討状況を踏まえ、3歳以上の児童に限り、私立認可保育所においても認めることを提案する。	公立保育所において外部搬入に係る弊害等も指摘されているところであるが、それは具体的にどのような弊害であるのか。また、同じ食品を扱う施設にもかかわらず、認定こども園においては基準の緩和が認められていることの具体的根拠はあるか。	C	Ⅲ	現在、構造改革特区において実施している「公立保育所における給食の外部搬入容認事業」については、公立に係る要望がどうかはっきりとさせるまえ、まずは公立に限定して特例措置を講じることとしたものである。 この特例措置について平成20年に実施した弊害調査において、体調不良児への対応等について、自園調理を行っている保育所の方が、きめ細やかな対応を行っているとの回答が圧倒的に多かった。 したがって、厚生労働省としては、子どもの育ちを支えるという観点から、外部搬入については、子どもの健全な育ちを支援するという保育所の役割を踏まえつつ、公立保育所につきその弊害の除去のための必要な弊害等については検討していない。 私立保育所に関しても、ご指摘の給食の外部搬入方式の容認事業については、慎重な検討が必要であると考えている。	特例措置920による給食の外部搬入については、全国展開に向けて、「平成21年度に評価を行い、弊害の除去のために必要な保育所全体の給食体制を整えることとされていることを踏まえ、保育所の役割弊害が公立、私立とも違いがないことを考えれば、私立保育所においても、当該評価・結論を踏まえ、給食外部搬入方式の導入について、併せて検討すべきではないか。 また、これに加え、右提案者からの意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。	F	Ⅲ	特例措置920による給食の外部搬入については、全国展開に向けて、「平成21年度に評価を行い、弊害の除去のために必要な保育所全体の給食体制を整えることとされていることを踏まえ、保育所の役割弊害が公立、私立とも違いがないことを考えれば、私立保育所においても、当該評価・結論を踏まえ、給食外部搬入方式の導入について、併せて検討すべきではないか。 また、これに加え、右提案者からの意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。	2003100	松山市	愛媛県	厚生労働省
0920400	民間立保育所における給食の外部搬入	児童福祉施設最低基準第11条、第32条第1項、第35項	児童福祉施設における給食の外部搬入方式の容認事業	420 公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業	特区による公立保育所の給食の外部搬入実施地域において、市町が運営の合理化を図るために、民間立保育所で給食の外部搬入を実施する場合のみ、特区として認可する。	公立保育所については、厚生労働省関係構造改革特別区域法第二条第二項に規定する特区計画の認定を受けた区域内において、特区計画の目的を達成するために必要な場合であって、かつ、当該特区計画の実施に関し、地域社会に与える影響その他の事情を勘案して適当と認められる場合に限り、児童福祉施設最低基準（昭和23年厚生省令第74号）第32条第1項の規定にかかわらず、調理室を設けないで給食の供給を行うことができることとされている。 一方、民間立保育所については、児童数、施設数も少なく、運営の合理化を図るため、学校施設などと一緒に、公立保育所、民間立保育所を一体的に運営することを検討し調理設備に関する基準を緩和することが認定こども園と同様の特例、又は、公立保育所のように認めている特区の特例措置920の対象とし、3歳以上の児童に限り、私立認可保育所においても認めることを提案する。	C	Ⅲ	保育所における給食は、体や心が十分に成長していない乳幼児に対して提供されるものであることから、給食の外部搬入については、衛生管理に応じた給食の提供、アレルギー児への対応、保護者負荷への対応、食育の実施などがあった課題もしくは懸念があり、慎重な検討が必要であるため、これら課題ごとに対応できるようにすることが必要である。 このような考え方も含め、給食の外部搬入については、公立保育所における特区の中で検証等を行っているが、現在においても外部搬入に係る弊害等も指摘されており、そこで、本年2月の構造改革特別区域推進本部において、今後、「地方自治体や民間・保健衛生の専門家に対するヒアリング等を行い、保育所の設備及び児童の発育状況の観点から、保育所における給食提供にあたっての留意点、本特例措置を全国展開して外部搬入方式により給食を行う場合の留意方法や提供食品の安全性の確保方法等について検討を行う。」こととされているところ。 したがって、厚生労働省としては、子どもの育ちを支えるという観点からすると、外部搬入について弊害が指摘されていることに鑑みると、慎重な検討が必要な弊害等が整っていない現状において、さらに私立保育所も外部搬入の特区として認めるには困難であり、まずは構造改革特別区域推進本部における特区の検討状況を踏まえ、3歳以上の児童に限り、私立認可保育所においても認めることを提案する。	保育所への給食の外部搬入について市町が設置する給食センター等への搬送・提供することより、「一定規模人口より多く財政規模が潤沢な自治体、多取な財の導入が可能。一定集合による経済メリットの発生が可能。」などの理由により可能となる考えよ。また、公立保育所のみで検証を行っているが、本特例措置を全国展開して外部搬入方式により給食を行う場合の留意方法や提供食品の安全性の確保方法等について検討を行うこととされているが、具体的にどのような検討を行うのか。 また、これに加え、右提案者からの意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。	C	Ⅲ	現在、構造改革特区において実施している「公立保育所における給食の外部搬入容認事業」については、公立に係る要望がどうかはっきりとさせるまえ、まずは公立に限定して特例措置を講じることとしたものである。 この特例措置について平成20年に実施した弊害調査において、体調不良児への対応等について、自園調理を行っている保育所の方が、きめ細やかな対応を行っているとの回答が圧倒的に多かった。 したがって、厚生労働省としては、子どもの育ちを支えるという観点から、外部搬入について弊害が指摘されていることに鑑みると、慎重な検討が必要な弊害等が整っていない現状において、さらに私立保育所も外部搬入の特区として認めるには困難であり、まずは構造改革特区における特区の検討状況を踏まえ、3歳以上の児童に限り、私立認可保育所においても認めることを提案する。 また、これに加え、右提案者からの意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。	今回の提案は、公立保育所が実施している地域内であること、公立保育所が一体的に実施すること、仮特区認可の前提としており、すべての関与立保育所が給食の弁当屋入札施方式を導入することを前提とするものではない。また、現行の特区認定を継続しながら、給食の外部搬入の弊害に必要な弊害等を検討していただくためには、特区認定を受けている市町管内の民間立保育所が希望する場合に限り認定し、公立保育所と併せて検証していただくよう、さらに民間立保育所も外部搬入の特区として認めるべきと考える。あくまで公立保育所と民間立保育所の給食の外部搬入を実施している地域の民間立保育所の給食の外部搬入について、再検討願いたい。	2004000	具庫県	具庫県	厚生労働省
0920410	保育所入所要件の簡素・緩和	児童福祉施設24条第1項、第39条 児童福祉施設指針令第2号及び第3の1	保育所は日々保護者の委託を受けて、保育に欠ける乳幼児を保育する施設である。	C（一部D）	特別の事情（特機児童がおらず、地域に給難書または「認定こども園」の認定を受けることができる保育所がない等）のある地域において、保護者の就労の有無等の要件に関係なく、保育所へ入所することが可能となるよう、保育所入所要件（保育の実施基準）を撤廃する、または一定の弾力化を図る。 また、保育に欠けない児童の入所を認めるなど要件を緩和する。	保育所の入所要件については、保護者が就労、疾病等で十分な保育が受けられない場合から小学校入学前の乳幼児ということになっている。 一方、現代社会においては、核家族化が進むとともに、地域社会、特に大都市の過疎・オールドニュータウン問題し、地域社会に子育ての問題も希薄化しており、専業主婦においても育児に関する悩みや不安等が増大しており、保育の実施基準（を撤廃する、または一定の弾力化を図る、保育に欠けない児童の入所を認めるなど要件を緩和する。	I	現行の保育所に欠ける要件には該当しないが、保育が必要なケースがあるとする保育ニーズに合わせた保育所入所要件を見直す必要がある。また、一時預かり、子育て問題などへの相談支援に対する財政支援について、補助単価が低いなど十分な予算が確保されず、全ての保育所で対応できているとは言えない。なお、ご指摘の育児休業の保育を「保育に欠ける児童」それぞれに定義することは、困難であり、保育サービスを分けるのではなく、一体的に提供する必要があり、再考をお願いしたい。	右の提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。	C	I	現在、社会保障審議会少子化対策特別部会において、次世代育成支援のための新たな制度体系の設計に係る検討を行っており、本年2月に議論の中間的なとりまとめとして、「第1次報告」が示されたところである。 保育所入所要件については、ご指摘のある様な保育ニーズへの対応も含め、こうした観点から、少子化対策特別部会の「第一次報告」に基づき、現場の実状や保育関係者のご意見も踏まえ、さらに検討を進めていくことが必要であり、現段階でご指摘のような取り組みを実施するよう、市町村に対して通知等を行うことは考えていない。 また、制度の設立に時間を要するようであれば、上記課題の当面の対応として、保育所の入所定員に一定割合以上の余裕がある等の機能条件を付して入所要件を緩和することについて、再検討願いたい。	1001200	具庫県	具庫県	厚生労働省
0920420	「投資・経営」「技術」」人文知識・国際業務」の在留資格を有する外国人の親への長期在留資格の付与	出入国管理及び難民認定法第2条の2 出入国管理及び難民認定法「2第1項第2号の技術に基づき別表第一の二の表の下欄に二に掲げる活動を定める件	出入国管理及び難民認定法別表第一の一から五の表の上欄の在留資格（外交、公用、短期滞在、家族滞在を除く。）をもって在留する外国人（在留資格「投資・経営」又は「技術」、「人文知識・国際業務」に掲げる外国人を除く。）に対して、当該外国人の扶養を受ける配偶者又は子として在留する者（以下「扶養者」という。）に対して、在留資格「投資・経営」又は「技術」、「人文知識・国際業務」に掲げる活動を行うために必要な在留資格を定める件	C	Ⅲ	成長産業分野であって従来6ヶ月以上の本社設置外資系企業について、在留資格「投資・経営」「技術」「人文知識・国際業務」を有する外国人在籍者の親の活動を、在留資格「特定活動」に追加する。	兵庫・神戸は、関西以来、国際都市として発展して来た歴史を有し、外国・外資系企業の経済活動が活発で、世界的な外資系企業が本社を設置している。これら企業は地域経済に大きく寄与するなり、とりわけ、成長産業を展開する企業活動は、その地域経済の発展において極めて重要である。 これら成長産業を展開する大企業の外国人経営者や社員は当地域において必要不可欠な人材であり、これら外国人企業関係者については、期の滞在者との扶養を受ける配偶者及び子どもの滞在期間、在留目的のための入国や必要な期間での在留にも影響が生じないよう問題があり、そうした課題に向けた対応方策をあるものである。	政府が設置した「高度人材受入推進会議」の報告書（H25.5）において、経済成長や雇用創出に効果が大きいと考えられる人材として、研究者、技術者だけでなく、経営新部門などと組織に含む、グローバルな高度人材の獲得の必要性が提言されている。現在、「特に高度な研究者・情報処理技術者」の在留資格の場合、長期間の親の在留資格が認められるなどとなっているが、「高度人材受入推進会議」の提言の趣旨に鑑み、成長産業であり、資本金1億円以上の本社設置外資系企業に勤務する「投資・経営」「技術」「人文知識・国際業務」の在留資格を有する外国人の親について、新たに対象に加えるよう、高度人材の範囲、対象の見直しを検討願いたい。	C	Ⅲ	「外国高度人材受入政策の本格的展開と（報告書）」を受けた今後の具体的な対応については、関係省庁間で検討されていることから、経済財政諮問会議「新産業（仮）の創設に関する検討会」において、「特に高度な研究者・情報処理技術者」の在留資格の場合、長期間の親の在留資格が認められるなどとなっているが、「高度人材受入推進会議」の提言の趣旨に鑑み、成長産業であり、資本金1億円以上の本社設置外資系企業に勤務する「投資・経営」「技術」「人文知識・国際業務」の在留資格を有する外国人の親について、新たに対象に加えるよう、高度人材の範囲、対象の見直しを検討願いたい。	C	Ⅲ	新たに取り上げられた政府の「高度人材受入推進会議（内閣府）」の報告書（H25.5）において、経済成長、技術革新に効果が大きいと考えられる範囲に含むグローバルな高度人材の獲得の必要性が提言されている。 さらには、各省庁が当たって連令のなアクションプログラムの公表にあたり、可能なものについては速やかに実行に移していくべきとの意見が寄せられている。本件の提案は、この報告書の提案の趣旨に沿うものであると考えており、引き続き、高度人材の範囲、対象の速やかな見直しを求めていただきたい。	1001100	具庫県	具庫県	官邸庁 法務省 厚生労働省
0920430	高齢者住宅、4人部屋居室の認可	-	-		現在の高齢者専用賃貸住宅では複数人の高齢者が施設でルームシェアする事が不可能である認定基準の為、この問題点を解決するにあたり以下の2点を提案し高齢者専用賃貸住宅の認定基準の緩和を求める。 ①一戸の部屋において（一人1戸ME各様しつつ）変異等での整備な整住居分の間仕切りによるルームシェア。 ②現在の一人一部屋→一次決使用を複数人（4人）一一部屋→一次決使用（共用）とする共用部分の拡大。	<高齢者専用賃貸住宅（100名収容）の必要性> 当地域は現在でも高齢者の入居施設が不足しており（当会既存施設においても常に100名以上が入居待ちの状態）今後の地域高齢者の増加に対応できない、また在宅介護においても広い居室が多く多額の住宅改修の点在する高齢者に対し介護ヘルパー等勤当率が多く、高齢者も通院や買物の不便さや緊急時の不安抱え生活しております。地域高齢者が安心して老後をおくり、最期迄も慣着なく居住やり住宅ホームビスが受ける事のできる施設が必要です。また地域住民に対して雇用の確保、老後の安心感が過疎非前期、地域の活力にもなり度にます。 現状制度では、賃借と建築コスト／運営コストが等し実際が不可能となり（例：制度が緩和されれば、4人部屋（間仕切り家具等での区分）で居室使所等100畳所から25畳所に耐減し設備費、保全費も定先勤費の軽減、介護と清掃の作業効率の向上が見込めます。 〈入居者のプライバシーと安全性について> ロック付一室具内全体設置、ロック下の売店等キャッシュレスセやま防犯チェックなどセキリティシステムの導入により入居者の財産保護と安全性を確保いたします。 〈入居者のコミニケーションについて> 現在、当会の既存施設でも費用面だけでなく一人になる不安や寂しさから個室より多区部屋を希望される方が多くプライバシーよりもコミニケーションを優先する傾向があります。	-	-	規制を所管していないが、必要に応じて国土交通省からの協議に応じる。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	筑前町　梨木城　共活用計画	1072220	社会福祉法人　寿泉会	福岡県	厚生労働省 国土交通省
0920440	特定求職者雇用開発助成金 高年齢者雇用開発特別奨励金 支給要件、時期の見直し	-	・星用保険法第62条第1項、建築3号及び第5号 ・星用保険法施行規則第101条及び第110条 ・星用対策法第18条第6号 ・星用対策法施行令第2条第2号 ・星用対策法施行規則第2条の2	-	・高年齢者や障害者などの就職困難者をハローワークまたは適応な運用を除すことのできる有利・無利職業紹介事業者の紹介により、継続して雇用する労働者として雇い入れる事業者に対して、賃金相当額の一部の助成を行う。 ・雇入れ日の高年齢が65歳以上の離職者をハローワークまたは適応な運用を除すことのできる有利・無利職業紹介事業者の紹介により、1週間の所定労働時間が20時間以上の労働者として雇い入れる事業者（1年以上継続して雇用することが確実な場合に限る。）に対して賃金相当額の一部の助成を行う。	適当たりの所定労働時間が30時間以上の者 も1年以上雇用する ※6ヶ月以上の雇用 派遣労働者も対象とする。 支給対象に派遣契約も含める。 支給時期：雇用してから6ヶ月経過した時点で支給額の半額を支給 ◆週当たりの所定労働時間が30時間以上の者 ・1年経過時点で25万円 中小企業：6ヶ月経過時点で45万円、 1年経過時点で45万円 ◆週当たりの所定労働時間が20時間以上30時間未満の者 大企業：6ヶ月経過時点で15万円、 1年経過時点で15万円 中小企業：6ヶ月経過時点で30万円、 1年経過時点で30万円	55歳～64歳　就業希望者：1,305,000人、65歳以上　就業希望者：1,624,000人（平成19年調べ） （参考：45歳～54歳　就業希望者：1,232,000人）との歳前後の就業希望者は多いものの 継続勤務者の勤務形態の内訳は「フルタイム勤務」という企業が9割を占め 短時間勤務、短期間（1年未満）・短日勤務の希望が増大する60歳以上の従業ニーズとの間にミスマッチが生じている。 【支給対象に派遣契約も含める理由】 高齢者の多様な就業ニーズに応える。 【対象雇用期間を6ヶ月以上にする理由】 1.雇用保険加入要件（6ヶ月）に合わせる。 2.派遣契約期間で最も多いものが3ヶ月～6ヶ月未満（全体の34%）となっており6ヶ月以上の契約・雇用促進のため。	C（一部D）	Ⅲ	特定求職者雇用開発助成金（特定就職困難者雇用開発助成金）は高齢者（60歳以上65歳未満の者）、障害者その他就職が特に困難な者を継続して雇用する労働者として雇い入れた事業主に対して、賃金の一部を助成するものであり、継続して雇用しない形態での雇入れは助成対象としていない。 現在、派遣社員や有期契約労働者等の不安定な雇用形態にある労働者の処遇について問題が提起されており、厚生労働省としてもその3分労働者の正社員転換等、雇用の安定化を支援している状況にあっては、特定求職者雇用開発助成金（特定就職困難者雇用開発助成金）の対象範囲を拡大し、労働者を継続して雇用しない形態での雇入れを促進することは不適切であると考えられる。なお、いわゆる常用型派遣での有期労働契約については、助成金の趣旨に鑑み、契約の実態が継続雇用である場合については、既に対象としているところである。 一方、高年齢者雇用開発特別奨励金は、65歳以上の雇用者が引き続きその就職等を生かして働き、社会で活躍することへの支援を強化する趣旨で創設され、たものであり、雇用者の安心して職業能力を発揮することができる環境の整備に資する雇用の場が必要であることから、1年以上継続して労働者を雇用する事業主に対して助成するものである。このような高年齢者の雇用の場、派遣労働者の場合も、雇入れの段階で1年以上の継続雇用が客観的かつ確実に見込まれる場合は助成対象としているところであり、この点については既に対応済みである。 また、雇用して6ヶ月経過した時点で支給額の半額を支給するという二度目については、特定求職者雇用開発助成金（特定就職困難者雇用開発助成金）及び高年齢者雇用開発特別奨励金とも、高年齢者の助成期間は1年となっており、申請は支給対象期間（6ヶ月）経過ごとに行うこととなっているため、雇用保険被保険者となっていることが確認しやすいタイミングであり、雇用の継続状況についても容易に確認できるものと考えます。 【参考】45歳～54歳　就業希望者：1,232,000人との歳前後の就業希望者は多いものの 継続勤務者の勤務形態の内訳は「フルタイム勤務」という企業が9割を占め 短時間勤務、短期間（1年未満）・短日勤務の希望が増大する60歳以上の従業ニーズとの間にミスマッチが生じている。 【支給対象に派遣契約も含める理由】 高齢者の多様な就業ニーズに応える。 【対象雇用期間を6ヶ月以上にする理由】 1.雇用保険加入要件（6ヶ月）に合わせる。 2.派遣契約期間で最も多いものが3ヶ月～6ヶ月未満（全体の34%）となっており6ヶ月以上の契約・雇用促進のため。	右の提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。	C（一部B-1）	Ⅲ	常用型派遣や有期労働契約については、助成金の趣旨に鑑み、契約の実態が継続雇用である場合については既に対象済みとご回答いただいておりますが、雇用形態につきましても、いかに「特定求職者雇用開発助成金　段階記載のユーメ・ッ等」明記することで制度利用促進につながると考えます。 現行の制度が1年以上継続して労働者を雇用する事業主を助成する趣旨とされていることから、非正規労働者に対するセーフティネットの機能を強化するため、雇用保険の適用基準を1年以上の雇用見込みから6か月の雇用見込みに緩和したものであり、特定求職者雇用開発助成金制度における継続的な雇用機会の増大とは趣旨目的が異なるものである。 以上の理由により、継続雇用の期間を1年以上から6か月以上へ緩和することは開降点では適切ではない。	右の提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。	現行の制度が1年以上継続して労働者を雇用する事業主を助成する趣旨とされていることは認識しております。 下記理由により契約更新申請対象を1年以上継続雇用を前提とする事業主※4ヶ月以上継続雇用を前提とする事業主へ緩和を検討いただきたい。【理由】雇用保険加入要件（6ヶ月）に合わせる。6ヶ月以上の派遣契約・雇用促進のため。 常用型派遣契約においても初回より1年以上の契約を取り交わすケースは少ないため。	C	Ⅲ	高年齢者雇用開発特別奨励金において、1年以上の継続雇用を要件とする趣旨は、高年齢者がその職業能力を安心して発揮するためには一定程度安定した雇用の場を確保する必要があるためである。 一方、雇用保険制度においては、非正規労働者に対するセーフティネットの機能を強化するため、雇用保険の適用基準を1年以上の雇用見込みから6か月の雇用見込みに緩和したものであり、特定求職者雇用開発助成金制度における継続的な雇用機会の増大とは趣旨目的が異なるものである。 以上の理由により、継続雇用の期間を1年以上から6か月以上へ緩和することは開降点では適切ではない。	1001300 1001600	具庫県	東京都	厚生労働省
0920450	メンタルケアに関する新たな創職提案 ～エキスパートメンタルドクター～	医師法第17条	医師法（昭和23年法律第201号）第21条には、「医師でなければ医業をなしてはならない」と規定されている。		現在、医師が担当している医療業務を分化して、臨床心理士の資格保有者に対する創職の提案。 具体的には治療領域と予防領域へ業務を細分化し臨床心理士が予防再発防止に特化して医療業務に従事して医師、看護師と連携した効率的・総合的医療行為を実施。	■提案理由）　教育領域（公立・私立学校）・産業領域（民間企業）・医療領域（医療機関）等 様々な現場で心理専門職として臨床心理士の雇用の必要性が問われている 医師不足に対して、看護師の医療行為拡大も国会で検討するなど対策が必要。 1995年の阪神・淡路大震災時等に臨床心理士の活躍が目立ち、PTSD患者へ多大な効果を発揮。 うつ病患者が増加する中で心理援助職に関心が高まっている社会的背景がある。 現在、臨床心理士は医学生大学院での修士課程を経た後、資格受験資格を得ることが出来る。 資格取得後も医療領域を中心とした臨床経験が求められるが実勤職への就職が問題となっている。 ■内容）　現在、臨床が担当している業務は多岐に渡る為、業務領域を治療分野（診断・治療・処方等）、 予防分野（主に精神領域を担当し、心理的なアセスメント・カウンセリング）を分化し、 心理専門家として臨床心理士資格保有者が予防分野業務を担う。必要に応じて医師・看護師とも 連携した効率的・総合的な心理治療が可能となる。 ■効果）　①臨床心理士資格保有者の就職口拡大、常勤化によるカウンセラーの経済的支援 ②心理援助職の地位向上・社会的認知度を広められる ③予防分野への注力により、うつ病等の発生を未然に防ぎ、医療費削減へのー助となる。	C	I	・精神保健における医療行為は、医学を総合的に学んだ医師が行なわれた患者の健康に危害を及ぼすおそれのある行為である。	右の提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。	C	I	ご回答いただいたとおり、医療行為全てを緩和するのではなく、心療内科の精神科医と連携して、投薬を必要としない軽・中度症状の患者への治療カウンセリング、症度を踏まえ、再発防止する際のリハビリカウンセリングまでを業務範囲としたい。 例えば、メディカルクラークや上級看護士のように、精神科医のサポート的役割を担う。 必要に応じて、精神保健領域士と連携して社会復帰の領域もサポートしていくことを想定している。	-	-	C	I	-	1071300	株式会社バンダイグループ　シャドーキャピタル	東京都	厚生労働省

管理コード	要望事項（事項名）	該当法令等	制度の現状	拡充提案・関連提案に係る規制の特例措置の番号・名称	求める措置の具体的内容	具体的事実の実施内容・提案理由	措置の分類	措置の内容	各府省庁からの提案に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府省庁からの再検討要請に対する回答	再々検討要請	提案主体からの再意見	「措置の分類」の再見直し	「措置の内容」の再見直し	各府省庁からの再々検討要請に対する回答	プロジェクト名	提案募集事項管理番号	提案主体名	都道府県	制度の所管・関係府省庁
0920460	「登録販売者」の受験資格の要件緩和	薬事法（昭和35年法律第145号）第36条の4 薬事法施行規則（昭和36年厚生省令第1号）第159条の5	○　薬事法第36条の4に基づき、登録販売者試験は、都道府県知事が、一般用医薬品の販売又は授与に従事しようとする者（それに必要な資質を有することを確認するために行われる）に対して行う。 ○　現行は、薬事法施行規則（昭和36年厚生省令第1号）第159条の5において、登録販売者受験資格を定めている。		「登録販売者」資格受験のための要件に ・1年間の実務経験を求める という規定があるが、実務経験の要件を緩和し、 ・試験を受け合格した者で、1年間の実務経験を経ん だ者は、「登録販売者」の資格を取得 可能とする ことを認める	今後、一般医薬品の「適価販売」の規制がスタートし、「対面販売」が原則化されると、地域における「登録販売者」へのニーズは急激に拡大すると思われる。 しかし、地域によっては実務経験を積める場所が少ない地域もあり、それが「一般医薬品 販売体制の地域格差」につながる可能性も考えられる。 しかし、試験に合格した者が１年の実務経験を積むことで資格が取得できるようになれば、（スーパー、ドラッグストア、コンビニ、家電量販店などの）医師・薬剤師が常駐していない販売店にも、積極的に登録者、すべてに一人でも薬品を販売できることができる。そのような場合に、その役割をしっかりと果たすためには、あらかじめ、専門家である薬剤師又は登録販売者の管理・指導の下、受験資格として実務経験を積むことを通して実務的な資質を身につけている必要がある。 ○　登録販売者として薬剤を行う上において、医薬品の販売等の現場において、医薬品の取扱いを知ることや、購入者等からの質疑を開かれる専門家に伝えて応答の仕方を知ることなどを通して薬学では習得しにくい知識を身につけ、かつ、習得した知識の実践へのきっかけとする必要がある。 ○　従って、登録販売者試験の受験資格として実務経験を求めることが適当である。	C	Ⅲ	○　登録販売者試験は、薬事法第36条の4に定められているように、都道府県知事が、一般用医薬品の販売又は授与に従事しようとする者がそれに必要な資質を有することを確認するために行われる試験である。試験に合格した者は、登録販売者に必要な資質を有すると確認されるため、都道府県に登録し、すぐに一人でも薬品を販売できることができるものである。 しかし、地域によっては実務経験を積める場所が少ない地域もあり、それが「一般医薬品 販売体制の地域格差」につながる可能性も考えられる。 しかし、試験に合格した者が１年の実務経験を積むことで資格が取得できるようになれば、（スーパー、ドラッグストア、コンビニ、家電量販店などの）医師・薬剤師が常駐していない販売店にも、積極的に登録者、すべてに一人でも薬品を販売できることができる。そのような場合に、その役割をしっかりと果たすためには、あらかじめ、専門家である薬剤師又は登録販売者の管理・指導の下、受験資格として実務経験を積むことを通して実務的な資質を身につけている必要がある。 ○　登録販売者として薬剤を行う上において、医薬品の販売等の現場において、医薬品の取扱いを知ることや、購入者等からの質疑を開かれる専門家に伝えて応答の仕方を知ることなどを通して薬学では習得しにくい知識を身につけ、かつ、習得した知識の実践へのきっかけとする必要がある。 ○　従って、登録販売者試験の受験資格として実務経験を求めることが適当である。	実際に店舗販売に従事する際には、「販売従事者登録」を申請し、登録を受ける必要があるので、その際時点で、試験合格と実務経験の要件の両方が満たされていれば、登録販売者に必要な資質を有するものとして認められるものではないか。 また、受験資格において、「（平成18年3月31日以前に学校教育法に基づく大学に入学し、当該大学において薬学の正課課程を修めて卒業した者（課程において実務経験を行っていない）」については、実務経験が求められないが、実務経験の必要性、その他の実務経験を要件とする者との整合性をどのように考えるか さらに、貴省当初の中に、「試験に合格し都道府県に登録、すでに一人でも薬品を販売できる」とあるが、試験合格後、一定期間が経過した者が、試験合格後、一定期間内に研修を義務付けるなど、販売にあたっての最低限の知識を担保する措置を講じるべきではないか。	C	Ⅲ	資格を取得してから、実務を積むことを体に"どのような支障があるのか"、詳細をお教えいただきたい。 例えば、「都道府県に登録後、すぐに一人でも販売できることができる」、試験内容は理論して良くべき実務的な内容について伺うて下さい、ということであれば、試験内容により基本的な知識を習得できる内容を盛り込むなど、内容の見直などで対応できるのではないか、基礎知識をしっかり身につけた上で、1年の実務経験を積むことの方が自然の流れであり、より専門性の高い人材を育成できるのではないかと考える。 また、またそうすると、登録販売者として働きたい人々が増え、より質良の高い人材が集まる機会になるのではないかと考える。	○　学校教育法に基づく大学に入学し、薬学の正規課程を修めて卒業した者は、薬剤師法第15条に規定されるより、薬剤師国家試験を受験する資格を有し、合格すれば薬剤師となる資格を有するものであり、一般用医薬品の販売又は授与に必要な資質については、薬剤師国家試験の受験資格が認められることなった。登録販売者試験においては、同様にその資質を有する者については、実務経験が免除されることなっている（薬事法施行規則第159条第2項第3号）。経過措置として、改正薬剤師法（平成16年6月22日法律第134号）附則第2条により、旧4年制課程の卒業生も薬剤師国家試験を受験できることとされているが、登録販売者試験においては旧4年制課程の卒業生に係る取扱いについて、同様の考え方に基づくものである。 ○　登録販売者試験の受験資格を求める理由については、一部繰り返しになるが以下による。 ・登録販売者試験は、薬事法第36条の4に定められているように、都道府県知事が、一般用医薬品の販売又は授与に従事しようとする者がそれに必要な資質を有することを確認するために行われる試験であり、ここで確認されるべき資質には、実務経験を通じて身につけることが必要な実務的な心のが含まれる。（具体的には、医薬品の販売等の現場において、医薬品の取扱いを知ることや、購入者等からの質疑を開かれる専門家に伝えて応答の仕方を知ることなどを通して薬学では習得しにくい知識を身につけ、かつ、習得した知識の実践へのきっかけとする必要がある。） ○　従って、登録販売者試験の受験資格として実務経験を求めることが適当である。	現行の試験内容は、知識として事前に十分に習得することが可能であり、受験資格としている1年の実務経験での み得られる資質を確認する内容となっていないと考えられるが如何。 また、薬務経験としていても、薬剤師や登録販売者の補助であり、登録販売者として開うたいている必要な実務を積んで いるか否かについては、試験合格と実務経験の要件の両方が満たされていれば、登録販売者に必要な資質を有するものとして認められるものではないか。試験の前に、必ず実務を経験する必要があるとするならば、その理由を明確にされたい。 あわせての提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。	C	Ⅲ	必要な知識を身につけるために必ずは資格試験を受け、合格後は現場で一定期間研修を積の良いと、有資格者の指導の下実務経験をできないう形はどうか。 知識のない状態で実務経験を積み、後付で知識をつけるよりも自然な流れではないかと考える。	C	Ⅲ	○　登録販売者試験については、平成19年6月26日に取りまとめられた「登録販売者試験実施ガイドライン作成検討会報告書」を踏まえ、実務に関したものである。 具体的には、医薬品に関する基礎知識を基に、実際に登録販売者として情報提供及び相談応需を行えるかどうかを問うものの、すなわち実践的な資質を確認するためである（※）。 そして、こうした実践的な資質を確認するに当たっては、その前提として薬剤師や登録販売者による情報提供及び相談応需を学ぶことを通して、知識の実践への生かし方などを学ぶ必要がある。 また、受験資格として実務経験を求める場合には、登録販売者の資質として実際に情報提供及び相談応需を行えるかどうかまで確認することができるのに対し、「販売従事者登録」の要件として実務経験を求める場合には、登録自体は形式行為であるため、こうした点まで確認することができず、改正法の趣旨（後述）を達成することができない。 さらに、登録販売者試験は、一般用医薬品の販売又は授与に従事しようとする者がそれに必要な資質を有することを確認するために都道府県知事が行うものであり（薬事法第36条の4第1項）、前に試験後に実務経験を求めることにも増合には、販売従事者登録を行う前に、再度、資質確認のための試験を行う必要があるが、こうしたことを確認するにとは管理・必要性はない。 したがって、登録販売者試験を行った上で実務経験を求めることは適当でなく、受験資格として実務経験を求めたとて登録販売者試験を行うべきである。 ○　そもそも、改正法の趣旨は、購入者に対し、専門家が対面で情報提供を行うことにより、薬品の適切な選択及び適正な使用を確保するというものであり、登録販売者は、かかる専門家として、薬剤師とは別に設けられたものである。 そして、こうした改正法の趣旨を達成するためには、登録販売者試験は実際に前した内容とし、受験資格として実務経験を求める場合にあることからあることから、これを改正法第36条の4第1項に基づく厚生労働省令において定めていることである。 すなわち、登録販売者試験の受験資格として実務経験を求めることは、改正法の趣旨に沿ったものである。 （登録販売者試験の受験資格として実務経験を求めることは、検討部会報告書及び関会意識を踏まえて定められてのである。） ※具体例 ・カセもにように皮膚がかぶれてしまい、次の外皮用薬を購入しようとしている方がいる。この薬品について、登録販売者として アドバイスを行う上で、適切なものはどれか。（平成20年度群馬県1問8分）。 ・かぜ薬に含有容量と含まれた体の対応に関する記述の正誤について、正しい組合せはどれか。（平成20年度東京都1問62）。 ・次は、医薬品の販売等に従事する専門家と購入者との会話の一部である。購入者からの相談に対する専門家の対応の正誤について、正しい組合せはどれか。（平成20年度東京都1問107）。 ・60歳の男性から、下記の症状で市されも薬品名を購入、服用しようとして相談を受けた。登録販売者が説明するとの必要な事柄に関する以下の記述のうち、誤っているものを一つ選びなさい。（平成20年度福岡県1問81）。 （登録販売者試験は、各都道府県において、毎年少なくとも1回行うこととしているが、今後、試験内容がより実際に即したものとなるよう都道府県と連携していくこととする。）				
0920470	「障害者の働く場に対する発注促進税制」の拡充	租税特別措置法	青色申告書を提出する法人又は個人が、障害者就労支援事業所（障害者の「働く場」への発注額を前年度より増加させた場合に、法人税等の軽減措置を受けられる。		発注側特例改革 ①現行、青色申告をする企業が対象であるが、白色申告企業も対象とする。 ②前年度の発注増加額ではなく今年度ごとの発注額自体を算出基準とする。 発注側特例改革 ③簡素化行の業務委託費を予算編成する。 ④特例手会社を持たない障害者を雇用する企業にも対象を拡大し、民間企業全体の障害者雇用を促す。	提案理由 現在特限立法として「障害者の働く場に対する発注促進税制」が制定された。しかし現在施設である就労継続支援事業所や企業において障害者雇用促進法の特例子会社に業務を発注した場合に税制上の優遇措置が特限立法として成立。 大変素晴らしい法律であるが現在の景況感の中、発注できる業務の減少、また障害者の雇用自体も悪化している、大幅な制度拡充を行い障害者雇用の増進の起爆剤とし、障害者の社会参加を通じ国に貢献したい。 早急に追加施策をイラことが急務と思っております。 効果の見込(求める具体的措置の着手に対応し記載) ①企業規模の大きな会社に、障害者に適した仕事内容と仕事量が存在すると想定され、大きな発注量の増大が見込まれる。 ②現在の雇況悪化から発注する業務が前年度末から大幅に増加することは難しいと思われる。時間的に、柔軟ではなく年間発注高そのものを対象とすることがメリットが拡大する。 ③当該税制優遇は雇義あるものであるが法人の発注を今度で営業活動が重要であると考えます。営業の71に営業業務を代行することで追加売上と障害者指当の発注量拡大を図る。 ④一定の法定雇用を達成する民間企業にも関口を広げることで社会全体の障害者雇用の拡大を図れる。	C	Ⅱ	①2C ③E ④D	①②の要望については、特区・地域再生に関する要望になじまないものと考える。 ③障害者就労支援事業所の受注量の拡大等により工賃倍増につながるよう、現在、都道府県において定めた「工賃倍増5か年計画」に基づく事業（経営コンサルタントの派遣その他の企業向け障害学法の導入の支援、企業等からの発注及び営公需の発注等の積極的推進等）に対して、引き続き予算の確保を図っていきたいと考えている。 ④特例子会社だけでなく、「障害者の雇用者数が5人以上であること、②労働者の総数に占める障害者の割合が20%以上であること、③雇用障害者にかかる重度身体障害者、知的障害者及び精神障害者の割合が30%以上であること、の要件を満たす事業所について税制優遇の対象となる発注先となっている。	右の提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。	①2④C	①2④I	回答①②について　特区・地域再生に関する要望に馴染まないとの回答ですが、障害者が働くあらゆる分施設等と民間企業とも関連する中で、発注を増やす必要があります。発注元企業の提携高大な営為と、絶対的発注量の増加が急務です。障害者雇用がCSRであり企業として の義務であり企業にとってのハンドルである事を民間企業が意識するレベルまでを上げる必要があります。求める具体的内容の②「前年度からの発注増加額ではなく今度ごとの当該事業を算出基準とする」等も税制上有効であると考えるが、見解を伺いたい。 回答④について　重度障害者多数雇用事業所の用件は「障害者雇用促進法」上「障害者の割合が従業員の20%以上であること、②雇用障害者にかかる重度身体障害者、知的障害者及び精神障害者の割合が30%以上であること、の要件を満たす企業」とされているが、現在の障害者雇用の状況下ではこのような民間企業は限られます。3用件のいずれかを満たす民間企業とする条件緩和をするなど特区を制定するべきと考えます。	–	①2④C	①2④I	–	–	–	–	–	–	1073090	株式会社パソナグループ　シャドーキャピタル	13 東京都	厚生労働省
0920480	マゴットセラピー（医療用無菌ウジ療法）実施についての提案	薬事法			難治性創傷、褥瘡に対して有効な治療法であるマゴットセラピー（医療用無菌ウジ療法）を現在自費診療で実施中ですが、医療材料として保険認証をかく得ています（米国FDAでは'04年に医療材料として承認済み）	すでに当科のみでも50例以上の難治性創傷に対して本治療法を実施し、前医で色抜欠切断と診断された重症難治性創傷（その70%が糖尿病性壊疽）患者の約90%で大切断を回避して、自立歩行による退院を果たしております。自費診療のために治療を受けたい患者さんも実施出来ない場合が多く、何とか医療材料に保険認証（＝医療に参入）して頂きたい。 現在すでに全国50病院以上で実施されています。	C	Ⅱ	○　ご要望のマゴット療法に用いるウジは、薬事法（昭和35年法律145号）第2条第4項に規定する医療機器に該当しない。	–	–	C	Ⅱ	–	–	–	C	Ⅱ	–	1070100	日本医科大学付属病院、株式会社バイオセラピーメディカル	東京都	厚生労働省
0920490	日本版「コンパッショネート・ユース」制度の導入	薬事法	厚生労働大臣の製造販売の承認を受けていない医薬品は製造販売することができない		重篤な疾病であり、代替的治療法がない場合などについては、人道的見地から、限定的に未承認薬の製造、輸入、販売等の禁止を解除する制度を導入する。	治験としては認められているが、治療としては認められていない新薬投与を可能とする道を作ることで、重篤であり、代替治療法がない疾患の患者が、承認のスピードに関わらず、未承認の薬を使うことが出来るようになる。但し、医師の説明責任や、患者本人の承認を得ることを条件とする。	–	C	Ⅰ	–	–	–	C	Ⅰ	–	–	–	C	Ⅰ	–	1081100	個人	神奈川県	厚生労働省
0920500	町家の空家を活用して旅館業を営む場合の玄関帳場等弾力緩和	旅館業法第3条第2項 旅館業法施行令第1条第2項第4号 平成12年12月15日付生衛発第1811号生活衛生局長通知の別添3「旅館業における衛生等管理要領」のⅡの第2の3	宿泊しようとする者との面接に適する玄関帳場その他これに類する設備を有すること。 適当な規模の玄関、玄関帳場又はフロント及びこれに類する設備を設けること。		歴史的な町並み保全や都市部との交流促進による地域の活性化を図るため、重要伝統的建造物群保存地区及びその隣接地区で歴史的な町並みを一体的に形成している区域において、町家の空家を活用して旅館業（旅館営業又は簡易宿所営業）を営む場合、同一区域内の別棟の事務所で事業者が宿泊者と面接を行うこと等により、宿泊者の管理・指導の下、受験資格として実務経験を積むことを通して実践的な資質を身につけている必要がある。 ・最初の入室時には、別棟帳場事務所から町家まで、職員が宿泊客に付き添って案内し、職員が解錠の上、宿泊客に鍵を引き渡すこと。 ・事業者において、宿泊客の安全等を確保するためのマニュアルを整備すること。その中で、「玄関帳場の監視機能」を代替する具体的手段を定めること（例えば、街角や町家の入口への防犯カメラの設置、近隣の家屋や商店への協力の委託又は街角への警小屋の設置、宿泊者の出入りを記録するカードリーダー等による在室状況の把握等）。 ・町家と別棟帳場事務所との間を連絡する通話機器を設置すること。 ・健全な経営と宿泊客の安全を確保する観点から、地元の自治体が協力すること。	提案内容） ・事業を営んでいる豊岡市出石（いずし）地区は江戸時代の城下町の街路構成がよく継承された城下町で、但馬（たじま）の小京都とも呼ばれ多くの観光客が訪れる地域である。この歴史的な町並み保全や都市部との交流促進による地域の活性化を図るため、重要伝統的建造物群保存地区及びその隣接地区で歴史的な町並みを一体的に形成している区域において、町家の空家を活用して旅館業を営む場合、同一区域内の別棟の事務所で事業者が宿泊者と面接を行うこと等により、宿泊者の管理・指導の下、受験資格として実務経験を積むことを通して実践的な資質を身につけている必要がある。 ・最初の入室時には、別棟帳場事務所から町家まで、職員が宿泊客に付き添って案内し、職員が解錠の上、宿泊客に鍵を引き渡すこと。 ・事業者において、宿泊客の安全等を確保するためのマニュアルを整備すること。その中で、「玄関帳場の監視機能」を代替する具体的手段を定めること（例えば、街角や町家の入口への防犯カメラの設置、近隣の家屋や商店への協力の委託又は街角への警小屋の設置、宿泊者の出入りを記録するカードリーダー等による在室状況の把握等）。 ・町家と別棟帳場事務所との間を連絡する通話機器を設置すること。 ・健全な経営と宿泊客の安全を確保する観点から、地元の自治体が協力すること。 提案理由） 出石は城跡を中心として町家等が古い町並みを形成しているが、なかには空家となっている町家も点在している。その多くは利用されることなく、維持していくことに苦慮されている状況である。このままだと朽ちていくばかりであり、近石の町並み維持に大きな影響が生じ、ひいては地域の衰退につながる。 このため、空家を旅館業法に基づく旅館ないし簡易宿所として運営し、都市部住宅の心とした歴史常に接待することで、出石の町並み保全、都市部との交流促進を図り、地域の活性化につなげる。	A	Ⅱ,Ⅳ	玄関帳場については、旅館業における不健全な営業形態の排除、宿泊者の安全の確保、感染症対策や予め対策等の観点から重要な設置であるが、玄関帳場に代わる具体的な措置について一定の要件が満たされ、一定の条件が整った地域で限定的に利用されることを前提に、特区として認めることは可能と考えている。 当該提案については、構造改革特別区域推進本部による調査審議事項となっていることから、その状況も踏まえた上で、どのような要件を設定すべきか検討する。	–	A	Ⅱ,Ⅳ	–	–	–	A	Ⅱ,Ⅳ	–	1086010	兵庫県 豊岡市 NPO法人但馬國出石観光協会 （株）出石まちづくり公社 出石町商工会 （株）川嶋建設	兵庫県	厚生労働省
0920510	外国人に関する脱退一時金制度の見直し	国民年金法附則第9条の3の2 厚生年金保険法附則第29条	我が国の年金制度は、一定の要件を満たした者については国籍に関わらず等しく適用されており、老齢のみならず障害や死亡の リスクについても保障の対象とされている。日本での滞在期間が短い外国人の方にとっては保険料納付が老齢給付に結びつかないとの問題は、本来的には社会保障協定の締結により解決すべき性質のものであるが、これら協定が調られるまでの間の臨時的かつ暫定的な特例措置として、外国人の方に対する脱退一時金制度を設けている。		社会保障協定未締結国の外国人研究者が受給資格期間を満たさずに帰国する場合の脱退一時金について、在留期間5年の納付期間に対応した支給を行う。	提案理由 社会保障協定未締結国の外国人研究者は、年金受給資格を満たさない場合に脱退一時金を請求することが可能であるが、保険料納付期間が5年までの場合はその期間にあわせて段階的に脱退一時金が支給されるものの、3年以上でかつ一定額以上を受給されない。在留資格「特定活動」を有する外国人研究者の在留期間が5年から5年に延長されたほど、脱退一時金の上限も5年とするのが適当であり、納付期間に対応した支払いを可能としていただきたい。	C	Ⅰ	①2C ③E ④D	我が国の年金制度は、内外人平等、すなわち国籍にかかわらず等しく適用され、保険事故が起きた場合には必要な保障を行っていることあり、短期滞在の外国人の方についても、制度に加入している間に障害又は死亡といった保険事故が発生した場合には障害給付又は遺族給付が支払われることとなる。 一方、こうした我が国社会保障制度の枠組みが異なる国との間では、制度上の社会保障協定の締結により解決すべき問題である。特に関係者と面なとでは、各国の年金制度が未成熟であるなどの理由で、協定による解決に時間がかかる場合があるとも事実であり、こうした実態を踏まえ、脱退一時金という特例的な制度を暫定的に設けているところである。 そもそも我が国の年金制度は、社会連帯と相互扶助の理念に基づき、現役世代が受給者世代を支える賦課方式を採用し、被保険者の負担に抜当する額には個人の拠出に関わりなく強制的に被保険者とし、納付された保険料を財源として保険事故の際に給付を行うこととしている。このため、制度からの途中離脱を給付事由とすることは極めて例外的な取扱いである。脱退一時金の支給額についてもこうした取扱いを踏まえて設定しているものである。 また、一部の在留資格の上限が最長5年になったことは承知しているが、脱退一時金の対象期間の上限は、上記のような脱退一時金制度の趣旨や例外的な措置・目的や、外国人全体の滞在期間の実態等を考慮したものであり、厚生労働省としては、上記の見直しといった法律改正は考えていない。	右の提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。	C	Ⅰ	脱退一時金の対象期間の上限は、脱退一時金制度の趣旨・目的や外国人全体の滞在期間の実態等を考慮したものであり、既に申し上げたように脱退一時金制度の趣旨・目的に照らしても、厚生労働省としては、このような法律改正は考えていない。	右の提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。	脱退一時金の対象期間の上限が外国人全体の滞在期間の実態等を考慮したものであれば、対象者を限定した在留期間の5年への延長に対して、その実態を考慮した特例を設定することは合理的であり、かつ脱退一時金制度の特例的な趣旨・目的に影響を及ぼすものではないと考えるが、外国人研究者の受入環境の整備やより材高格の強化のために、保険料の納付期間に応じた脱退一時金の支給に向けた見直しをお願いしたい。	1080100	兵庫県、つの市、上郡町、佐用町	兵庫県	厚生労働省
0920520	在留資格「人文知識・国際業務」の実務経験年数の緩和等	出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令	申請人が外国の文化に基礎を有する思想又は感性を必要とする業務に従事しようとする場合に、次のいずれにも該当することが必要。 （1）翻訳、通訳、語学の指導、広報、宣伝又は海外取引業務、服飾若しくは室内装飾に係るデザイン、商品開発その他これらに類似する業務に従事すること ・従事しようとする業務に関連する業務について3年以上の実務経験を有すること（ただし、大学を卒業した者が翻訳、通訳又は語学の指導に係る業務に従事する場合は、この限りでない。）		「特定家族滞在活動」で在留している外国人研究者の配偶者について、母国語を活用して就労するために「人文知識・国際業務」（うち国際業務）に在留資格の変更をする場合に、要求される実務経験年数（3年以上）の緩和、あるいは当該要件に替わる新たな評価基準の設定をめる。	世界最大の大型放射光施設SPring-8を擁し、先端分野に関わる独財光研究が展開されている播磨科学公園都市の特性を活かし、これまで外国人研究者の受入れ促進を図ってきた。 外国人研究者に加入が義務付けられている年金について、脱退一時金支給額の算定も行うことにより、外国人研究者の受入環境を強化し、人材の集積を強化し、研究開発成果の実用化や新産業創出による地域全体の経済活性化を目指す。 提案理由 社会保障協定未締結国の外国人研究者は、年金受給資格を満たさない場合に脱退一時金を請求することが可能であるが、保険料納付期間が5年までの場合はその期間にあわせて段階的に脱退一時金が支給されるものの、3年以上でかつ一定額以上を受給されない。在留資格「特定活動」を有する外国人研究者の在留期間が5年から5年に延長されたほど、脱退一時金の上限も5年とするのが適当であり、納付期間に対応した支払いを可能としていただきたい。	C	Ⅱ	我が国の年金制度は、内外人平等、すなわち国籍にかかわらず等しく適用され、保険事故が起きた場合には必要な保障を行っていることあり、短期滞在の外国人の方についても、制度に加入している間に障害又は死亡といった保険事故が発生した場合には障害給付又は遺族給付が支払われることとなる。 一方、こうした我が国社会保障制度の枠組みが異なる国との間では、制度上の社会保障協定の締結により解決すべき問題である。特に関係者と面なとでは、各国の年金制度が未成熟であるなどの理由で、協定による解決に時間がかかる場合があるとも事実であり、こうした実態を踏まえ、脱退一時金という特例的な制度を暫定的に設けているところである。 そもそも我が国の年金制度は、社会連帯と相互扶助の理念に基づき、現役世代が受給者世代を支える賦課方式を採用し、被保険者の負担に抜当する額には個人の拠出に関わりなく強制的に被保険者とし、納付された保険料を財源として保険事故の際に給付を行うこととしている。このため、制度からの途中離脱を給付事由とすることは極めて例外的な取扱いである。脱退一時金の支給額についてもこうした取扱いを踏まえて設定しているものである。 また、一部の在留資格の上限が最長5年になったことは承知しているが、脱退一時金の対象期間の上限は、上記のような脱退一時金制度の趣旨や例外的な措置・目的や、外国人全体の滞在期間の実態等を考慮したものであり、厚生労働省としては、上記の見直しといった法律改正は考えていない。	右の提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。	大学を卒業していない外国人研究者の配偶者であっても、日本文化にはない思考・感受性に基づく一定水準以上の能力を活用し、就労時間の制約なしに積極的な社会参加ができる活動であり、高度専門学校の講師採用基準(実務歴一級、TOEIC850点以上、TOEFL530点以上)などを利用して、彼氏の学歴要件に替わる客観的な評価体制の整備をお願いしたい。	C	Ⅲ	我が国では、「専門的・技術的分野」の外国人労働者の受入れを基本政策としており、在留資格「人文知識・国際業務」に係る基準は、外国人労働者の専門性・技術性を担保するために設けているものであるところ、現行省令の実務経験年数等の満足・緩和を行うことは、その趣旨にかかわらず、単純労働者の受入れにつながるものであることから、上記の外国人労働者の受入れに係る基本政策に照らして困難である。 また、前回も回答したとおり、現在のところ、現行省令上四等の専門性・技術性が確保されることが客観的に確認できる高度実務年の評価基準があるとは承知していないところである。	外国人が翻訳、通訳、語学の指導等に係る業務に従事しようとする場合には、3年以上の実務経験又は大学卒業要件が必要とされているが、現行省令上日本に滞在することは困難であるため、外国人研究者の配偶者等の来すべき専門的・技術的能力の活用されないことが多い。こうした者の能力を活用し社会参加できる道を開くために、専門性・技術性を担保しながらも来日後に滞在することができるような新たな要件及び評価基準の設定をお願いしたい。	C	Ⅲ	前回も回答したとおり、我が国では、「専門的・技術的分野」の外国人労働者の受入れを基本政策としており、在留資格「人文知識・国際業務」に係る基準は、外国人労働者の専門性・技術性を担保するために設けているものであるところ、現行省令上日本に滞在することは困難であるため、外国人研究者の配偶者等の来すべき専門的・技術的能力の活用されないことが多い。こうした者の能力を活用し社会参加できる道を開くために、専門性・技術性を担保しながらも来日後に滞在することができるような新たな要件及び評価基準の設定をお願いしたい。 また、現在のところ、現行省令上四等の専門性・技術性が確保されることが客観的に確認できる高度実務年の評価基準があるとは承知していないところである。	1087030	兵庫県、つの市、上郡町、佐用町	兵庫県	法務省 厚生労働省